

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 25.2.14可決 参議院 2.25内閣委員会付託 2.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図るため、株式会社企業再生支援機構について、地域経済の活性化に資する資金供給を促進するために必要な業務等を追加するとともに、その商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名並びに機構の目的及び商号

- 1 法律の題名を「株式会社地域経済活性化支援機構法」とする。
- 2 株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、中小企業者その他の事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする株式会社とする。
- 3 株式会社企業再生支援機構の商号を「株式会社地域経済活性化支援機構」(以下「機構」という。)とする。

二、地域経済活性化支援委員会

企業再生支援委員会を「地域経済活性化支援委員会」とし、その決定事項を、再生支援等をするかどうかの決定のうち、認定を受けた事業者に係るもの又は取締役会の決議により委任を受けたものとする。

三、業務の範囲

機構が営む業務として、次に掲げる業務を追加する。

- (イ) 特定信託引受決定の対象となった事業者に対して金融機関等(当該事業者に対して有する債権の額が最も多いものを除く。)が有する全ての貸付債権の信託の引受け(以下「特定信託引受け」という。)
- (ロ) 特定出資決定の対象となった株式会社に対する優先株式による出資又は劣後特約付金銭消費貸借による資金の貸付け(以下「特定出資」という。)
- (ハ) 特定専門家派遣決定の対象となった者に対する地域経済の活性化に資する事業活動(以下「地域経済活性化事業活動」という。)に関する専門家等の派遣(以下「特定専門家派遣」という。)
- (四) 地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員となる株式会社の経営管理(以下「特定経営管理」という。)

四、業務の実施

- 1 再生支援決定等
 - (イ) 機構は、再生支援決定等を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。
 - (ロ) 再生支援決定は、原則として、平成30年3月31日までに行わなければならない。
 - (ハ) 機構は、再生支援決定等の日から5年以内で、かつ、できる限り短い期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するよう努めなければならない。
- (四) 機構は、主務省令で定めるところにより、再生支援決定その他機構が行ったことの概要を示すために必要な事項を公表しなければならない。

2 特定信託引受決定

過大な債務を負っている事業者であって、当該事業者に対して有する債権の額が最も多い金融機関等と協力してその事業の再生を図ろうとするものは、機構に対し、当該事業者の債権者である全ての金融機関等と連名で、特定信託引受けの申込みができる。

3 特定出資決定

中小企業者その他の事業者の事業の再生を支援することを目的とする株式会社に分割又は現物出資により事業者に対する貸付債権を移転し、その対価として当該株式会社の株式を取得することにより、その総株主の議決権の全部を保有することとなる金融機関等は、機構に対し、特定出資の申込みをすることができる。

4 特定専門家派遣決定

金融機関等、特定事業再生支援会社その他事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者は、機構に対し、特定専門家派遣の申込みをすることができる。

5 特定経営管理決定

機構は、特定経営管理をしようとするときは、あらかじめ、主務大臣が定める支援基準に従つて、特定経営管理をする旨の決定を行わなければならない。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成25年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 25.2.14可決 参議院 2.25総務委員会付託 2.26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

- 1 地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例として1,214億円を加算する。
- 2 補正予算により増額された平成24年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成25年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができるることとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(閣法第3号)

(衆議院 25.5.9修正議決 参議院 5.10内閣委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合し、これらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができる情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようになるとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請等の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人番号

- 1 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、地方公共団体情報システ

ム機構（以下「機構」という。）から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

- 2 市町村長は、1により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。機構は、住民票コードを変換して得られるものである等の要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。
- 3 個人番号の利用範囲を本法律に定める社会保障、税、防災分野等の事務に限定する。
- 4 何人も、本法律に定める場合を除き、他人に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

二、個人番号カード

市町村長は、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、氏名、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されたその者に係る個人番号カードを交付するものとする。

三、特定個人情報の提供の制限

何人も、情報提供ネットワークシステム（特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の提供を管理するために、総務大臣が設置し、及び管理する電子情報処理組織）を使用した情報提供等本法律に定める場合を除き、特定個人情報の提供、収集又は保管をしてはならない。

四、特定個人情報保護委員会

内閣総理大臣の所轄の下に、特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督、苦情の申出についての必要なあっせん等の事務をつかさどり、委員長及び委員6人（うち3人は非常勤）をもって組織される特定個人情報保護委員会を置く。

五、法人番号

- 1 国税庁長官は、法人等に対して法人番号を指定し、通知するとともに、法人番号の指定を受けた者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する。
- 2 行政機関の長等は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報で法人番号により検索できるもの）の提供を求めるときは、当該法人番号を通知するものとする。

六、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにしてことその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。
- 3 2に定める事項のほか、政府は、特定個人情報保護委員会の所掌事務の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、目的規定及び基本理念への行政運営の効率化等を図ること等の明記、特定個人情報を提供することができる場合の追加、附則における給付付き税額控除の施策に関する事務の的確な実施に係る検討規定の追加を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（25.5.23内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、社会保障・税番号制度に係るシステムの開発・整備に当たっては、内閣情報通信政策監の意見を十分に考慮し、現行制度及び業務の改善を前提に費用対効果を検証した上で、国民にとって最適な便益が確保されるよう予算案等を策定すること。その際、今後の制度見直し等の可能性も考慮すること。
- 二、個人番号及び法人番号を扱う業務に従事する者のICT知識とモラルの向上、法令遵守の徹底を図るため、研修の実施等、継続的な人材育成に必要な措置を講ずることにより、個人情報の保

護に万全の体制を構築すること。また、特定個人情報を取り扱う公務に従事する者又は従事していた者について、守秘義務の厳罰化等の措置を検討すること。

三、特定個人情報保護委員会がその権限と機能を十全に行使することができるよう、情報システムや個人情報保護に関する高い識見を有する人材の確保や、十分な人員体制の確保等、事務局機能の充実を含めた体制を確保すること。

四、情報提供等記録開示システムの設置及び運用に当たっては、当該システムがインターネット上に構築されることを踏まえ、国民の利便性に考慮しつつ、より高度な認証システムを採用することなど、安全性と信頼性確保のために万全の対策を講ずること。

五、社会保障・税番号制度に係る地方公共団体のシステム整備について、地方公共団体の財政負担及び当該システム整備に従事する職員の業務負担を軽減するため、地方公共団体からの意見を十分に考慮し、必要な措置を検討すること。

六、本法の施行後も継続的に、教育活動、広報活動その他の活動を通じて個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解と信頼を深めるよう努めること。

七、利用範囲を民間利用に広げることを検討する際は、国民からの意見に耳を傾けるとともに、民間分野の公益性等を十分評価すること。また、そのメリット等について国民に分かりやすく積極的に情報を提供すること。

右決議する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第4号)

(衆議院 25.5.9可決 参議院 5.10内閣委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、住民基本台帳法の一部改正

- 1 住民票の記載事項として、個人番号を追加するとともに、本人等の請求による住民票の写し等について、特別の請求があったときは個人番号を記載するものとする。
- 2 本人確認情報の利用事務に関する規定を別表に追加する。
- 3 指定情報処理機関制度を廃止し、その事務を地方公共団体情報システム機構法に基づき設置する地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が行うものとする。
- 4 住民基本台帳カードに関する規定を削除する。

二、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正

- 1 「電子署名」に加え、「電子利用者証明」に係る規定を新たに設ける。
- 2 指定認証機関制度を廃止し、電子証明書の発行等の事務を機構が行うものとする。
- 3 署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書の有効期間を総務省令で定めるものとする。
- 4 行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大する。

三、関係法律の規定の整備

地方自治法のほか、関係法律の規定の整備等を行う。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。

内閣法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 25.5.9修正議決 参議院 5.15内閣委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官

房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、内閣情報通信政策監を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に加える等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣法の一部改正

- 1 内閣官房に内閣情報通信政策監を1人置く。
- 2 内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。

二、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「本部」という。）に置かれる本部員に内閣情報通信政策監を加える。
- 2 内閣総理大臣をもって充てる本部の長（以下「本部長」という。）は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重要施策の実施の推進に関し、府省横断的な計画の作成、関係行政機関の経費の見積りの方針の作成、施策の実施に関する指針の作成及び施策の評価に係る事務並びに関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対する資料の提出その他の協力の求めに係る事務を内閣情報通信政策監に行わせることができる。
- 3 内閣情報通信政策監は、2の事務を行う場合において、必要があると認めるときは、本部長に対し、当該事務に関し意見を述べることができる。
- 4 本部長は、内閣情報通信政策監が2の事務を行う場合において、当該事務の適切な実施を図るために必要があると認めるときは、内閣情報通信政策監に対し、当該事務の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。また本部長は、内閣情報通信政策監の意見及び報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。
- 5 地方公共団体は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定または実施のために必要があると認めるときは、本部に対し、情報の提供その他の協力を求めることができる。
- 6 本部は、5の協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、内閣情報通信政策監に対する事務の委任主体を本部長とするとともに、本部長は、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対する資料の提出その他の協力の求めに係る事務を内閣情報通信政策監に行わせることができること、本部長は、内閣情報通信政策監の意見及び報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができること、施行期日について一部を除き、公布の日に改めることを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(25.5.23内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、内閣情報通信政策監について、政府全体の電子行政の推進等を担う司令塔としての責任の所在を明確にするとともに、少なくとも3年間はその任に当たるよう配慮すること。
 - 二、内閣情報通信政策監は、国会に対して、番号制度の開発・整備及び運用の状況、政府における電子行政の高度化の状況等について定期的に報告すること。
 - 三、安全性と信頼性を確保しつつ電子行政の高度化を適切かつ効果的に推進するために、内閣情報通信政策監の補佐官等にはITに係る特に高度な専門性を有する人材を確保することとし、そのために必要な任用・給与・評価制度を整備するとともに、その専門性を十分に發揮し得る体制を整備すること。
- 右決議する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第6号)

(衆議院 25.5.21可決 参議院 5.23内閣委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、利用料金を自らの収入として收受する公共施設等の整備等に関する事業を実施する民間事業者に対する金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給その他の支援を行うことにより、我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に関し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の目的

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業（選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう。以下同じ。）又は特定選定事業を支援する事業（以下「特定選定事業等」と総称する。）を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もって我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社とする。

二、設立等

- 1 機構は、一を限り設立される。
- 2 政府は、常時、機構が発行している株式の総数の2分の1以上を保有していなければならぬ。
- 3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内で、機構に出資することができる。

三、民間資金等活用事業支援委員会

- 1 機構に、民間資金等活用事業支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。
- 2 支援委員会は、取締役である委員3人以上7人以内で組織する。委員の中には代表取締役及び社外取締役が、それぞれ1人以上含まれていなければならない。
- 3 支援委員会は、六の特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容の決定、株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定等を行う。

四、業務の範囲

- 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務等を営むものとする。
- 1 対象事業者に対する出資又は基金の拠出
 - 2 対象事業者に対する資金の貸付け
 - 3 対象事業者が発行する有価証券の取得
 - 4 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
 - 5 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する専門家の派遣及び助言

五、支援基準

- 1 内閣総理大臣は、機構が特定選定事業等の支援（四1から4までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「特定選定事業等支援」という。）の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき支援基準を定めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、1により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

六、業務の実施

機構は、特定選定事業等支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定しなければならない。特定選定事業等支援をするかどうかを決定しようとするときは、内閣総理大臣にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

七、検討

政府は、速やかに、道路その他の公共施設等の運営等について民間資金等の活用の一層の推進を図るための方策について検討を行うものとする。

八、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25.5.30内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、上下水道、有料道路、空港等へのコンセッション方式によるPFIの具体的な事例を実現するため、必要な措置を検討すること。

二、地方公共団体がPFI方式を選ぶインセンティブを付与するような、財政、税制を含めた制度上の工夫を、平成26年度から実施することが可能となるよう検討すること。

三、株式会社民間資金等活用事業推進機構に蓄積されたノウハウなど独立採算型のPFI事業の推進に資する情報を積極的に公表するなど、民間インフラファンドの設立が促進されるような環境整備に努めること。

四、PFI法施行から、10年以上経過していることに鑑み、この間のPFI事業の実施状況を検証・評価し、国会に報告すること。その際、PFI推進委員会を積極的に活用すること。

右決議する。

地方公共団体情報システム機構法案(閣法第7号)

(衆議院 25.5.9可決 参議院 5.15総務委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、設立

都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織が設立委員を選任し、設立委員が機構の定款、事業計画及び予算を作成し、総務大臣の認可を申請するものとし、その出資者は地方公共団体に限る。

二、組織

都道府県知事、市長、町村長の代表者及びこれと同数の学識経験者で構成する代表者会議を設置し、定款の変更、予算及び事業計画の作成等の重要事項を議決し、理事長及び監事を任命する。また、外部の学識経験者で構成する審議機関として経営審議委員会を設置し、予算等に関する基本的事項について審議を行うとともに、必要に応じて、理事長に建議を行うことができる。

三、役員

理事長、副理事長、理事及び監事を置き、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。

四、業務の範囲

住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務を行うとともに、地方公共団体の情報システムに関する事務の受託、地方公共団体に対する地方公共団体の情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援等を行う。

五、機構に対する国との関与

機構の設立及び定款の変更に際して総務大臣が認可を行うほか、本法律等に違反し、又は違反するおそれがある場合には、総務大臣は報告徴収若しくは立入検査又は違法行為等の是正要求を行うことができる。

六、その他

1 財団法人地方自治情報センターは、平成26年4月1日に解散するものとし、その権利及び義務については機構が承継する。また、機構は、財団法人自治体衛星通信機構が指定認証機関として処理するとされている事務に係る権利及び義務について承継するとともに、これらの承継に伴い必要な措置を講ずる。

2 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】(25.5.23総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、社会保障・税番号制度の安定的な運用に資するため、地方公共団体情報システム機構においては、その運営する住民基本台帳ネットワークシステムに関し、専用回線の利用やファイアウォールによる通信制御等、外部からの不正侵入や情報漏洩等を防止するための万全のセキュリティ対策を引き続き講ずるとともに、情報通信技術の進展等を踏まえながら、本人確認情報を保護するために必要な高いセキュリティレベルを確保すること。

二、代表者会議及び経営審議委員会の委員の選任に当たっては、情報システムの開発・運用やセキュリティ対策等の業務を担う地方公共団体情報システム機構の適切な運営を図るため、可能な限り情報システムに関する高度な専門的知識を有する者を選任するよう配慮すること。

右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 25.3.22可決 参議院 3.25財政金融委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現するとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するなどの観点から、国税に關し、個人所得課税、法人課税、資産課税、納税環境整備等について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人所得課税

- 1 所得税の最高税率（現行40%）を引き上げる（現行の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について45%の税率を創設）。
- 2 金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大等を行う。
- 3 住宅ローン減税の適用期限（平成25年末）を4年間延長し、認定住宅（長期優良住宅・低炭素住宅）を取得した場合の最大控除額を500万円（それ以外の住宅は400万円）に引き上げる。

二、法人課税

- 1 研究開発税制の総額型の控除上限額を法人税額の30%（現行20%）に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲を拡大する。
- 2 国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合に、その生産等設備を構成する機械装置の取得価額の30%の特別償却又は3%の税額控除ができる制度（生産等設備投資促進税制）を創設する。

- 3 紹与等支給を一定以上増加させた場合に、その増加額の10%の税額控除を可能とする所得拡大促進税制を創設する。

三、資産課税

- 1 相続税の基礎控除を引き下げるとともに、最高税率を55%（現行50%）に引き上げる等の税率構造の見直しを行う。
- 2 贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子・孫等が受贈者となる場合の税率構造を緩和する。
- 3 相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引き下げるとともに、受贈者に孫を加える。
- 4 非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）について、適用要件の緩和（雇用確保要件の緩和等）、負担の軽減（利子税の引下げ等）、手続の簡素化等の見直しを行う。
- 5 子・孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とする措置を創設する。

四、納税環境整備

事業者等の負担を軽減する観点等から、延滞税、利子税及び還付加算金の引下げを行う。

五、その他

- 1 避難解除区域等に係る税額控除制度の拡充等の復興支援税制の改正を行う。
- 2 適用期限の到来する特別措置の延長、既存の特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

六、施行期日等

- 1 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成25年4月1日から施行する。
- 2 附則において、寄附金税制、特定支出控除、交際費課税及び贈与税に関する検討規定を設ける。

なお、本法律施行に伴う平成25年度の租税減収見込額は、約2,340億円である。

【附帯決議】(25.3.27財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なものは縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。
- 一 申告件数の増加、滞納状況の推移、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、近年の国税通則法の改正及び社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応など事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保するため、国税職員の定員の確保、高度な専門知識を要する職務に従事する国税職員の待遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

右決議する。

関税率法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 25.3.22可決 参議院 3.25財政金融委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うとともに、適正な課税のための規定の整備を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、暫定関税率等の適用期限の延長

平成25年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、適用期限を1年延長する。

二、適正な課税のための規定の整備

- 1 輸入貨物の課税標準となる価格の決定（関税評価）に係る規定について明確化を図る。
- 2 延滞税及び還付加算金について、現下の低金利の状況等に鑑み、特例的に利率の見直しを行う。
- 3 災害等により更正の請求の期限が延長され、その請求に対し税関が更正等ができない期間が生じる場合について、更正等ができる期間を延長する。

三、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成25年4月1日から施行する。

【附帯決議】(25.3.27財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るために、被災者の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めるとともに、被災地域の物流・貿易の円滑化、活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施すること。
- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

予防接種法の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 25.3.22可決 参議院 3.25厚生労働委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における予防接種の総合的な推進を図るため、いわゆるワクチン・ギャップの問題等を踏まえ、幅広い観点から予防接種制度の見直しを図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一類疾病をA類疾病とし、対象疾患にHib感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を追加するとともに、二類疾病をB類疾病とし、政令で定める疾病を追加できるものとする。
- 二 厚生労働大臣は、予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種基本計画を定めなければならない。
- 三 病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告しなければならない。また、厚生労働大臣は、当該報告があったときは、その内容を当該定期の予防接種等を行った市町村長又は都道府県知事に通知するものとする。
- 四 厚生労働大臣は、三の報告の状況について厚生科学審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、予防接種の適正な実施のために必要な措置を講ずるものとする。
- 五 国は、予防接種の円滑かつ適正な実施を確保するため、予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給確保等に関する必要な措置を講ずるとともに、予防接種による免疫の獲得状況に関する調査等を行うものとする。
- 六 厚生労働大臣は、予防接種基本計画等を定め、又は変更しようとするとき等は、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。
- 七 この法律は、一部を除き平成25年4月1日から施行する。
- 八 政府は、この法律の施行後5年を目途として、伝染のおそれがある疾病的発生及びまん延の状

況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他この法律による改正後の予防接種法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の予防接種法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(25.3.28厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が7ワクチンについて医学的・科学的観点から広く接種を促進していくことが望ましいと提言したことを踏まえ、7ワクチンのうち本法で追加される3疾病に係るワクチンを除く4ワクチンを定期接種の対象とすることについて検討し、平成25年度末までに結論を得ること。
- 二、ロタウイルス・ワクチンについては、現在実施中の専門家による評価・検討の結果を踏まえ、予防接種法上の定期接種の対象とすること等について早期に結論を得るよう検討すること。
- 三、新規ワクチンについて薬事法上の手続きを経て製造販売の承認がなされた際には、速やかに、当該ワクチンの予防接種法上の位置付けについて厚生科学審議会の意見を聴いて検討し、その結果に基づいて必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めること。
- 四、予防接種基本計画を定めるに当たっては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を通じて集積する安全性情報と国立感染症研究所で集積する疾患の発症率等の疫学情報を機能的に活用して予防接種の安全性、有効性の評価を行うこと、医療経済的な分析を踏まえた施策の推進を確保するために予防接種導入前後の医療費及び社会的損失に対する影響を比較評価すること等の事項を盛り込むこと。
- 五、予防接種基本計画については、予防接種実施に関する諸外国の状況等を踏まえ、ワクチンで予防可能な疾患は適正に予防接種で予防するという考え方を基本として策定すること。また、予防接種基本計画に定められた施策等の実施状況について、厚生科学審議会の意見を聴いた上で1年ごとの評価を行い、5年の見直しを待たずに必要に応じた措置を隨時講ずること。
- 六、里帰り出産等により住所地以外で予防接種を受けた場合に、ワクチン接種の助成制度等が異なることに起因するいわゆる「里帰り問題」について、被接種者及びその保護者の負担の軽減や自治体間の格差是正に向けた取組を推進するための方策を検討すること。
- 七、公衆衛生の見地から予防接種を実施し国民の健康の保持に寄与するという目的を達成するため、接種率の向上、安全性情報の収集、副反応による健康被害の救済を図るとともに、予防接種の意義やリスクに関して分かりやすい情報を提供することにより、予防接種が円滑かつ適正に実施される体制を整備すること。

右決議する。

水産加工業施設改良資金通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 25.3.22可決 参議院 3.25農林水産委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとするため、現行法の有効期限を平成30年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

地方税法の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 25.3.22可決 参議院 3.25総務委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税

- 1 公社債等に対する課税方式を変更するとともに、上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益

通算の特例の対象範囲の拡充等を行う。

- 2 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を4年間延長して平成29年までの入居者を対象とするとともに、このうち平成26年4月から平成29年12月までの間に入居した場合の控除限度額を拡充する。

二、固定資産税及び都市計画税

東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋について、平成25年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置を講ずる。

三、その他

- 1 延滞金等の見直し及び税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
- 2 この法律は、一部を除き、平成25年4月1日から施行する。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 25.3.22可決 参議院 3.25総務委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 平成25年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額1兆8,900億円、法定加算額及び臨時財政対策のための特例加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額17兆624億円とする。
- 2 平成26年度から平成40年度までの間における国的一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定への繰入れに関する特例を改正するとともに、平成24年度に引き続き財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税及び譲与税配付金勘定への繰入れの特例を設ける。
- 3 平成25年度における措置として「地域の元気づくり推進費」を設けるほか、地方公務員について平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、給与費の削減を単位費用の額に反映するなど平成25年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
- 4 平成25年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税の総額については、平成25年度において新たに6,053億円を確保する。

二、施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 25.3.28可決 参議院 4.1政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 4.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定する。
- 二、最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示場費等の基準額について、その積算基礎である労務賃等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定する。

三、この法律は、公布の日から施行する。

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案(閣法第15号)

(衆議院 25.4.12可決 参議院 4.18農林水産委員会付託 4.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際的協調の下で対外債務の負担の軽減を図ることとされている国について、その負担の軽減を図るために、これらの国の政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権であつて当該政府が弁済することができる見込みがないと認められるものの全部を免除するための措置を講じようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、米穀の売渡しに係る債権の免除

政府は、この法律の施行前に米穀の売渡しにより取得した債権であつて、マダガスカル、マリ、モザンビーク、シェラレオネ又はタンザニアの政府に対して有するものについては、当該政府からの要請があったときは、当該債権の全部を免除することができることとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案(閣法第16号)

(衆議院 25.4.4修正議決 参議院 4.24経済産業委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、長期的なエネルギーの需給の安定化の必要性が高まっていることに鑑み、電気を使用して事業を行う者による電気の需要の平準化（電力ピーク対策）に資する措置の実施が円滑に行われるようになるため、当該措置に関する指針を定め、指導及び助言を行うことができるようになるとともに、民生部門におけるエネルギーの使用の合理化を一層推進するため、熱の損失の防止の用に供される建築材料の性能の向上について判断の基準となるべき事項を定める等の措置を講じ、新たにトップランナー制度の対象とするほか、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法附則第2条に規定する廃止期限の到来に伴い、同法を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、同臨時措置法の廃止に関する施行期日を平成25年3月31日から公布の日に改めること等を内容とする修正が行われた。

一、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正

- 1 題名を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に変更する。
- 2 この法律の目的を、エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等とする。
- 3 基本方針に電気の需要の平準化に係る部分を加える等所要の規定の整備を行う。
- 4 主務大臣は、特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分であるとして、エネルギーの使用の合理化に関する計画を適切に実施すべき旨の指示に従わなかった場合のその旨の公表及び当該指示に従うべき旨の命令等をする場合においては、電気の需要の平準化を図るために指針に従って講じた措置の状況等を勘案する。
- 5 国土交通大臣等は、特定貨物輸送事業者、特定荷主及び特定旅客輸送事業者による輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分であるとして、エネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告及び命令等をする場合においては、輸送に係る電気の需要の平準化を図るために指針に従って講じた措置の状況等を勘案する。
- 6 機械器具等に係る措置
イ 経済産業大臣等は、特定関係機器（エネルギー消費機器の部品として又は専らエネルギー消費機器とともに使用される機械器具であつて、当該エネルギー消費機器の使用に際し消費

されるエネルギーの量に影響を及ぼすもののうち政令で定めるものをいう。) ごとに、エネルギー消費関係性能(関係機器に係るエネルギー消費機器のエネルギー消費性能に関する当該関係機器の性能をいう。)の向上に係る特定関係機器の製造等の事業を行う者の判断の基準となるべき事項及びエネルギー消費関係性能に係る当該者が表示すべき事項等を定め、判断の基準となるべき事項に照らしてエネルギー消費関係性能の向上を相当程度行う必要があると認めるとき又は表示すべき事項の表示をしていないと認めるときは当該者に対し勧告が、勧告に従わなかったときは、その旨の公表及び勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

ロ 経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料(建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料であって、政令で定めるものをいう。)ごとに、熱の損失の防止のための性能の向上に係る特定熱損失防止建築材料の製造等の事業を行う者の判断の基準となるべき事項及び熱の損失の防止のための性能に係る当該者が表示すべき事項等を定め、判断の基準となるべき事項に照らして熱の損失の防止のための性能の向上を相当程度行う必要があると認めるとき又は表示すべき事項の表示をしていないと認めるときは当該者に対し勧告が、勧告に従わなかったときは、その旨の公表及び勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

ハ イ及びロの判断の基準となるべき事項は、性能が最も優れている特定関係機器及び特定熱損失防止建築材料の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して定める。

7 電気事業者は、その供給する電気を使用する者から、当該電気を使用する者に係る電気の使用の状況に関して保有する情報の開示を求められたときは、遅滞なく当該情報を開示しなければならない。

二、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の廃止

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法を廃止する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二の規定は、公布の日(衆議院修正)から施行する。

【附帯決議】(25.5.23経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 新たなエネルギー戦略の立案に際しては、中長期のエネルギー需要の予測を踏まえ、供給面及び省エネルギー面の目標を早急に明確化するとともに、省エネルギーが新たな成長分野として有望あることに鑑み、産業、運輸、民生各部門における効果的な総合プログラムを早急に構築すること。

二 電力需要のピーク対策を促すための判断基準の設定に当たっては、過度にエネルギー消費を増やすこととならないよう、その算出方法、ピーク時間等は適切に設定するとともに、電力需給状況を踏まえ柔軟に見直すこと。また、事業者に過度な負担となることのないよう十分実態を踏まえたものとすること。

三 電力需要のピーク対策を効率的に推進するため、電力会社に対し、スマートメーター及び時間帯別・季節別の料金メニューの導入をより一層促すとともに、開発が進む蓄電池やエネルギー管理システムの早期の普及拡大を図ること。

四 省エネルギー性能に優れた建築材料の普及拡大により、民生部門の省エネルギーを一層推進するため、トップランナー制度について表示の在り方を工夫するなど消費者等への周知徹底を図るとともに、中小メーカーに過度な負担となることのないよう実態を踏まえた制度設計に努めること。あわせて、トップランナー制度の更なる充実に向け、産業の動向に応じて対象品目や基準の見直しに努めること。

五 建築確認時の省エネルギー基準適合義務化については、多様な新築住宅・建築物の状況を踏ま

え、消費者への負担が過度とならないよう、関係府省間の連携の下、技術革新によるコスト削減の加速を促すなどの支援措置を講じつつ、制度の円滑な実施のための環境整備を図ること。特に地域の中小工務店等の施工事業者の技術向上に向けた支援措置を速やかに実施すること。あわせて、伝統的木造住宅などに十分配慮すること。

右決議する。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 25.4.4可決 参議院 4.19東日本大震災復興特別委員会付託 4.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、福島の復興及び再生を一層推進するため、避難を余儀なくされている者の生活の拠点を形成する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度を創設するとともに、住民の居住及び事業活動が制限されている区域等においても国が生活環境整備事業を実施することを可能とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の対象区域の拡充

避難解除等区域復興再生計画に、現に避難指示（警戒区域の設定の指示を除く。以下同じ。）の対象となっている区域におけるものであって、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを定めることができることとし、現に避難指示の対象となっている区域において、国が自ら復興漁港工事、復興道路工事、生活環境整備事業等を実施できるものとする。

二、生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置

- 1 福島県知事及び避難先市町村の長（避難元市町村その他の地方公共団体が生活拠点形成交付金事業等を実施しようとする場合にあっては、福島県知事、避難先市町村の長及び当該地方公共団体の長）は、居住制限者の生活の拠点を形成するため、共同して、公営住宅の整備、道路の新設、義務教育諸学校等施設の整備等を記載した生活拠点形成事業計画を作成することができるものとする。
- 2 福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体は、公営住宅の整備等を実施しようとするときは、当該生活拠点形成事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならないものとし、国は、当該生活拠点形成事業計画に係る公営住宅の整備等に要する経費に充てるため予算の範囲内で、交付金を交付することができるものとする。
- 3 居住制限者の生活の拠点の形成は、居住制限者が長期にわたり避難を余儀なくされていることを踏まえ、その生活の安定を図ることを旨として、行われなければならないものとする。

三、企業立地促進計画及びこれに基づく措置

- 1 福島県知事は、避難解除等区域復興再生計画に即して、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため、企業立地促進区域、企業の立地を促進するために実施しようとする措置の内容等を記載した企業立地促進計画を作成することができるものとし、当該企業立地促進計画を内閣総理大臣に提出しなければならないものとする。
- 2 企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業を実施する個人事業者又は法人は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画を作成し、福島県知事の認定を申請することができるものとし、福島県知事は、当該避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が企業立地促進計画に適合するものである等の場合に、認定をするものとする。
- 3 企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- 4 認定事業者が、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って、原子力災害の被災者である労働者を、企業立地促進区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該認

定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

四、既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等

避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた個人事業者又は法人に講ぜられている課税の特例措置について、住民の居住及び事業活動の制限を求める指示の対象となっている区域に拡充する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(25.4.25東日本大震災復興特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 長期避難者のための生活拠点の整備に当たっては、避難住民の意向を尊重するとともに、雇用、育児・教育、医療・介護といった、あらゆる世代が必要とする環境の整備にも留意すること。
- 二 長期避難者のための生活拠点が閉ざされたものとなることのないよう、避難先自治体の住民との交流を図るなど、地域との融和が進む施策を講じること。
- 三 避難住民を受け入れ、生活拠点を整備する避難先市町村については、公共インフラの整備や行政サービスの提供等の面で負担を生じることのないよう配慮すること。
- 四 被災地からの人口流出は、地域の復興に甚大な影響を及ぼすことから、避難住民の帰還はもとより、新たな住民の被災地居住を促す復興施策も推進すること。
- 五 長期避難者の帰還及び将来設計のために、避難住民に対し、被災地の将来像及び避難先の生活拠点における生活はどの程度継続するのかをできるだけ具体的に示すとともに、避難元自治体における帰還に必要な環境整備の進捗状況を適時適切に伝えること。
- 六 国による公事業の代行及び生活環境整備事業については、一日も早く住民が帰還できるよう、効果的かつ効率的に進めること。
なお、事業の実施に当たっては、帰還困難区域等で作業に従事する者の被ばく量に留意すること。
- 七 産業の復興は、地域経済のみならず、個々の被災者の雇用確保という意味でも極めて重要であることから、被災地における投資や雇用の促進が図られるよう、税制特例や予算措置の周知に努めること。
- 八 生活拠点形成交付金の交付に当たっては、福島県、避難先市町村及び避難元市町村等との意思の疎通を十分に図り、それぞれの実情や意向に配慮して交付すること。
- 九 税制特例については、企業立地の状況等を踏まえ適用期間を延長するなど、適切な措置を講じるよう努めること。
- 十 福島の地方公共団体に対し、より一層の理解の促進が図られるよう特措法に盛り込まれた制度の趣旨及び内容について周知徹底すること。また、特に、新たな規制の特例措置に関する提案等については、福島県知事からの国会に対する福島復興再生特別意見書の提出等に係る規定の趣旨を十全に踏まえるとともに、原子力災害からの福島復興再生協議会において福島県等と真摯に協議を行うなど、復興庁が最大限福島の地方公共団体の立場に立った対応に努めること等により、特措法に盛り込まれた制度が活用されるよう努めること。
- 十一 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求権の消滅時効については、本事故に起因する被害の特性として、継続性が認められるとともに長期間にわたるおそれがあること、被害の範囲及び状況が明らかになっていないこと並びに将来においてもその見通しが定かでないこと等に鑑み、全ての被害者について十分な期間にわたり損害賠償請求権の行使が可能となるように、消滅時効に関して法的措置の検討を含む必要な措置を講じること。

右決議する。

健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 25.4.23修正議決 参議院 5.16厚生労働委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、医療保険制度の安定的運営を図るため、平成25年度及び平成26年度について、平成22年度から平成24年度までと同様に、全国健康保険協会管掌健康保険に係る国庫補助率を引き上げること及び被用者保険等の保険者に係る後期高齢者支援金の額の3分の1を標準報酬総額に応じた負担とすること等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 健康保険法の一部改正

- 一 全国健康保険協会管掌健康保険に対する国庫補助率について、平成25年度及び平成26年度においては、1,000分の164とする。
- 二 全国健康保険協会の準備金について、平成25年度及び平成26年度においては、積み立てることを要しないこととする。
- 三 健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務を除き、健康保険の給付対象とする。
- 四 厚生労働大臣の事業主に対する命令並びに質問及び検査の権限に係る事務は、全国健康保険協会に行わせるものとする。

第二 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

被用者保険等の保険者が負担する後期高齢者支援金について、平成25年度及び平成26年度においては、その額の3分の1を被用者保険等の保険者の標準報酬総額に応じたものとする。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日（衆議院修正）から施行する。ただし、第一の三については、平成25年10月1日から施行する。
- 二 政府は、全国健康保険協会管掌健康保険に対する国庫補助率について、全国健康保険協会管掌健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成26年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(25.5.23厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 後期高齢者医療制度及び前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整による拠出金によって、運営に困難をきたしている保険者に対する財政支援を、同法案の措置期限である平成26年度までの間、継続し、かつ更に充実すること。
 - 二 高齢者医療制度に係る保険者間の費用負担の調整については、その再構築に向け、広く関係者の意見を聴取するとともに、若年者の負担が過大なものとならないよう、公費負担を充実すること。
 - 三 協会けんぽについては、中長期的な財政基盤の強化を図るため、国庫補助率について、健康保険法本則を踏まえて検討し、必要な措置を講ずること。
 - 四 国民健康保険制度については、適切な財政支援を行うとともに、平成27年度からの都道府県単位の共同事業の拡大の円滑な実施に努めること。
- 右決議する。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 25.4.4修正議決 参議院 5.30厚生労働委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対し、平成25年度以降も継続して特別給付金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

- 一 特別給付金国債（4回目継続分）の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、改めて特別給付金として額面200万円、10年償還の無利子の国債を支給する。
- 二 平成15年4月1日以後に死亡した者の妻として、平成25年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として、額面20万円、10年償還の無利子の国債を支給する。
- 三 平成25年10月1日において、戦傷病者等が平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に死亡したことにより、戦没者等の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有するに至った者に対し、特別給付金として額面60万円、120万円、180万円又は200万円、10年償還の無利子の国債を支給する。

第二 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正

- 一 特別給付金国債（8回目継続分）の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面100万円、5年償還の無利子の国債を支給する。
- 二 平成15年4月1日以後に死亡した者の父母等として、平成25年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者の父母等に対し、特別給付金として額面10万円、5年償還の無利子の国債を支給する。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日（衆議院修正）から施行する。ただし、第一の二及び三並びに第二の二については、平成25年10月1日から施行する。
- 二 第の一及び第二の一については、平成25年4月1日から適用する（衆議院修正）。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 25.4.4可決 参議院 5.9厚生労働委員会付託 5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後も予想されることから、それらの者に対する各種給付金の支給及び職業訓練の実施等の措置を引き続き講ずることができるようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正
駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成25年5月16日まで）を5年延長し、平成30年5月16日までとする。
- 二 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正
國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成25年6月30日まで）を5年延長し、平成30年6月30日までとする。
- 三 施行期日
この法律は、公布の日から施行する。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 25.5.17可決 参議院 5.20農林水産委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、森林吸収源対策の重要性及び気候変動に関する国際連合枠組条約を巡る国際的な動向を踏まえ、平成32年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、市町村が新たに同年度までの間における特定間伐等促進計画を作成することができるようになるとともに、都道府県知事による特定増殖事業計画の認定について定め、当該認定を受けた者に対する林業・木材産業改善資金の償還期間等に関する特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、目的の見直し

我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成32年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村による特定間伐等促進計画の作成及び都道府県知事による特定増殖事業計画の認定並びにこれらの計画の実施に関する特別の措置を講じ、もって森林の適正な整備に寄与することとする。

二、特定間伐等の支援措置の延長

特定間伐等促進計画を作成した市町村に対する交付金の交付、当該計画に基づく間伐等の実施及び助成について地方公共団体の支出する経費に係る地方債の起債の特例等の支援措置を平成32年度まで引き続き講ずることとする。

三、基本指針等の見直し

農林水産大臣は、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないこととする。また、都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内における「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」又は当該区域内における「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」を定めることができることとする。

四、特定増殖事業計画の認定

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針に即して、特定増殖事業を実施しようとする者は、特定増殖事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとする。

五、特例措置

四の認定を受けた計画の実施を支援するため、林業・木材産業改善資金の償還期間・据置期間の延長、林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の手続免除、森林法に基づく立木の伐採の届出免除の特例措置を講ずることとする。

六、独立行政法人森林総合研究所等の支援の追加

独立行政法人森林総合研究所及び関係都道府県等は、四の認定を受けた者に対し、特定母樹を育成するための種穂の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならないこととする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】(25.5.23農林水産委員会議決)

地球温暖化防止は、国際社会にとり重要な課題となっており、我が国においては森林の有する二酸化炭素吸収機能を十分に発揮させることが求められている。このため、適切な間伐等による森林整備を進めることが必要であるが、木材価格の低迷による林業経営の採算低下や地方公共団体の厳しい財政事情等により、整備の必要な森林が残されている。

森林は、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全及びレクリエーションの場の提供など、豊かで安全な国民生活を送る上で重要な役割を果たしている。その恩恵を将来にわたり享受するには、森林を健全な状態に維持していくことが必要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 間伐等の森林吸収源対策を引き続き着実に進めるため、国の財政措置を拡充するとともに、森林吸収源対策の実行に必要な新たな財源の確保を図ること。
- 二 木材自給率50%達成に向けて、木材の利用が地球温暖化防止等に果たす役割についての国民への啓発を促進しつつ、公共建築物への国産材利用の拡大、木質バイオマスの利用促進、国産材の輸出促進等により間伐材を含む木材の需要拡大を図ること。
- 三 成長に優れた苗木の生産拡大に当たっては、生物多様性の保全に配慮しつつ、少花粉スギ等の花粉発生量が少ない品種の開発を更に進めるとともに、既存のスギ林の植え替えなど花粉発生源対策を一層推進すること。
- 四 間伐等の森林整備を一層推進するため、人材育成の充実・強化、農業と林業が連携した鳥獣害対策、地籍調査の加速化や森林情報の共有、公的森林整備の推進、山村活性化への取組等の更な

る充実を図ること。

また、都道府県林業公社について、一層効率的かつ効果的な森林経営の推進に必要な対策を講ずること。

五 国有林においても間伐等の森林整備、民有林との一体的な整備及び保全等が着実に推進されるよう、適正な人員等の確保、人材の育成、技術の継承等に努めること。

六 放射性物質に汚染された森林の経営・施業、原木しいたけ等の生産への支援、海岸防災林の着実な復旧・整備等を進めること。また、震災復興住宅など被災地復興に当たって国産材の利用を図ること。

右決議する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 25.4.23可決 参議院 5.9国土交通委員会付託 5.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない建築物でその地震に対する安全性が明らかでないもののうち、次に掲げるものの所有者は、耐震診断を行い、その結果をそれぞれ次に掲げる期限までに所管行政庁に報告しなければならないものとし、所管行政庁は、その内容を公表しなければならないものとする。

1 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要なものとして、都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 当該計画に記載された期限

2 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 当該計画に記載された期限

3 不特定かつ多数の者が利用する建築物、地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物又は一定の数量以上の危険物の貯蔵場若しくは処理場の用途に供する建築物で、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なもの 平成27年12月31日

二 耐震診断及び耐震改修を行う努力義務が課せられる建築物の範囲を拡大し、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての建築物を対象とするものとする。

三 建築物の耐震改修の計画の認定について、対象となる増築及び改築の範囲を拡大するとともに、認定を受けた建築物について、容積率及び建ぺい率の特例措置を講ずるものとする。

四 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度を創設し、認定を受けた建築物の所有者は、当該建築物にその旨の表示を付することができるものとする。

五 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度を創設し、認定を受けた場合には、区分所有者の集会において、耐震改修に係る決議要件の特例措置を講ずるものとする。

六 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25.5.21国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 大規模な地震の発生に備えて、建築物の耐震診断、耐震改修の促進は喫緊の課題であるが、建築物所有者の負担を伴うものであることから、地方公共団体においても交付金を活用するなど財源確保に優先的に取り組むとともに、特に中小事業者への財政的、技術的支援に努めるよう促すこと。また、これらの業務が円滑に行われるよう、耐震改修が必要な建築物が多数存在する地方公共団体を把握し、十分な情報提供や支援を行うこと。さらに、避難所として指定された場合に

- は耐震化に係る助成率が高くなることについて地方公共団体に周知徹底とともに、耐震診断が義務化される大規模建築物等以外の建築物についても避難所としての支援を行うなど建築物所有者の負担の軽減を図ること。
- 二 耐震診断が義務付けられる建築物の所有者に対し本法の内容の周知に努め、また、地方公共団体における相談窓口を充実させ、耐震診断の基準や改修の工法等必要な相談に応じられる体制を整備するなど、本法の円滑な実施に万全を期すこと。
- 三 住宅・建築物の耐震改修の促進に際しては、建築士・工務店等の地域の建設事業者の参画が図られるよう努めること。また、耐震化による安全・安心の向上と併せて、断熱化による省エネ及び人の健康の維持増進や、バリアフリー化による生活環境の改善が図られるよう、関係施策の充実のための対策の検討を早急に進めること。
- 四 東日本大震災の際に、病院は救急医療の拠点として、旅館やホテルは避難所として、多くの被災者を受け入れた実績を踏まえ、非常災害時に国民の生命・身体を保護する機能を持つこれらの民間建築物については、耐震診断の義務付けや診断結果の公表が経営への大きな負担にならないよう、必要な支援を積極的に行うこと。加えて、迅速に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、公平性を確保する観点から、耐震診断の結果の公表の時期や方法等については、当該結果を用途ごとに一覧に取りまとめた上で公表するなど、建築物の個別の状況や営業上の競争環境等にも十分に配慮した丁寧な運用を行うこと。また、建築物の耐震性に係る表示制度については、建築物の選択に利用者が混乱を生じないよう、その内容を十分周知すること。
- 五 東日本大震災の被災地において、再度の地震により建築物に大きな被害が生じることがないよう、また、各地の復興に支障を来すことがないよう、既存建築物の耐震診断、耐震改修に対し最大限の支援を行うこと。

右決議する。

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案(閣法第23号)

(衆議院 25.4.26可決 参議院 5.20国土交通委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、重大な災害が発生した場合における国民の安全の確保を図るために、気象庁が重大な災害の起こるおそれがある場合に特別警報を行うこととともに、気象観測、予報等を行う体制強化に資するよう海洋気象台を管区気象台等に統合する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 気象業務法の一部改正

1 特別警報の実施

イ 気象庁は、重大な災害の起こるおそれがある場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、その旨を示して、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、津波、高潮及び波浪についての警報（以下「特別警報」という。）をしなければならないものとする。

ロ 気象庁は、イの基準を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬものとするとともに、当該関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。

2 特別警報の伝達

イ 気象庁は、特別警報をしたときは、直ちに都道府県の機関等に通知しなければならないものとし、通知を受けた都道府県の機関は、直ちに関係市町村長に通知しなければならないものとする。

ロ イの通知を受けた市町村長は、直ちに公衆等に周知させる措置をとらなければならないものとする。

3 津波予報業務の許可基準の改正

津波の予報の業務に係る許可の基準について、現象の予想の方法が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものとする。

4 気象庁長官の権限の委任先の見直し

海洋気象台の廃止に伴い、気象庁長官の権限の委任先から海洋気象台長を削除するものとする。

二 國土交通省設置法の一部改正

海洋気象台を管区気象台等に統合し、海洋気象台を廃止するものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】(25.5.23國土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災及び平成23年台風第12号の際の教訓等を踏まえ、各種警報等に係る予測精度や信頼性の一層の向上を図るため、気象観測等の充実に努めるとともに、災害の予測に係る機器及びシステムの機能向上・高度化のための取組を一層推進すること。

二 海洋気象台の管区気象台等への組織統合及び業務の一体運用により、所期の目的を十全に果たすことができるよう、管区気象台等相互間及び気象庁本庁と管区気象台等との間の連携強化に向けた取組を進めるとともに、業務を担う人材について、専門性の向上や国際交流の促進を図るなど、体制の充実に努めること。

右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 25.5.31可決 参議院 6.10総務委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成24年8月8日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、55歳を超える一般職の国家公務員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととする措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、平成26年1月1日から施行する。

【附帯決議】(25.6.13総務委員会議決)

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、今回の改正により高齢層職員の士気や意欲の低下を招くことのないよう、改正後の昇給制度の適切な運用を図るとともに、公務員の高齢期の雇用問題について十分な配慮を行うこと。

二、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、再任用を希望する職員の雇用と年金の接続を確実に行うこと。その際、現在、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律により、厳しい給与減額支給措置が講じられており、特に高齢層職員が若年層職員と比較して相対的に厳しい給与減額支給措置を受けている状況にあることにも配慮し、再任用職員の給与の適正な水準の在り方について検討を行うこと。

三、雇用と年金の接続のための措置については、国家公務員制度改革基本法第10条第3号の規定を踏まえ、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が62歳とされる時期に向けて、人事院の「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえ、その具体化について検討を行うこと。

四、国家公務員制度改革基本法に基づく公務員制度改革に係る法制上の措置を講ずること。

五、公務員の臨時・非常勤職員については制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件が確保できるよう配慮すること。

右決議する。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 25.5.23可決 参議院 5.27総務委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の使途の範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波利用料の使途として、市町村等が設置している防災行政無線、消防・救急無線などの人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、デジタル技術など電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた無線設備の整備のための補助金の交付を追加する。

二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(25.5.30総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、首都直下型地震や南海トラフ地震などの重大な災害の発生も懸念されていることから、防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化については、東日本大震災の教訓、地方公共団体の意見を踏まえつつ、災害時における情報の迅速、正確かつ高度な伝達が真に可能なものとなるよう努力すること。また、財政力の弱い地方公共団体を始めとして、財政負担の更なる軽減も含め、計画が達成可能なものとなるよう、支援に万全を期すこと。

二、電波利用料制度の見直しに当たっては、新技術の導入や新たなビジネスの展開などに伴う電波の利用状況等の環境の変化を踏まえつつ、予算規模及び料額の算定について、受益と負担の関係の明確化、電波の経済的価値のより適正な反映及び負担の公平確保により、無線局免許人及び国民からの理解を十分得られるよう努力するとともに、使途について、その必要性・効果等を十分検証し、本制度の一層の適正化を図ること。

三、周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待され、また、新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることも期待できる一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増、電波利用の既得権益化等の課題があることから、電波が国民共有の財産であることを踏まえつつ、国民全体の便益を考慮して、幅広く意見を聴取し、総合的に検討を行うこと。

四、ブロードバンド・ゼロ地域についてはほぼ解消されたものの、今後も情報通信分野における地域間格差の解消に向け、更に取り組むとともに、我が国の経済及び地域の活性化を図るため、情報通信技術の利活用を積極的に推進すること。

五、災害時における情報通信の重要性に鑑み、東日本大震災等の教訓をいかして、災害に強い情報通信基盤の構築に努めること。

右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 25.3.22可決 参議院 5.28外交防衛委員会付託 6.5本会議修正議決 ※)

※ 25.6.5、衆議院へ回付。6.7、衆議院同意。

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、ブラジルにある在ベレン日本国総領事館を廃止する。

二、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

三、この法律は、平成25年4月1日から施行する。ただし、在ベレン日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

【修正要旨】

この法律の施行期日を公布の日とするとともに、この法律による改正後の在勤基本手当の基準額に関する規定を平成25年4月1日から適用するものである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第27号)

(衆議院 25.3.28可決 参議院 4.24法務委員会付託 5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官のうち、判事の員数を32人増加し1,889人に改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を33人減少し、2万2,026人に改める。

三、この法律は、平成25年4月1日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日から施行する。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 25.4.12可決 参議院 5.29法務委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、刑事被告事件の手続への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するため、公判期日又は公判準備に出席した被害者参加人に対し国が被害者参加旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに行わせることとするほか、裁判所に対する被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件を緩和するための規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(以下「犯罪被害者等保護法」という。)の一部改正

一 公判期日等に出席した被害者参加人に対する旅費等支給制度の創設

- 1 公判期日等に出席した被害者参加人に対し、国が旅費、日当及び宿泊料（以下「被害者参加旅費等」という。）を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに行わせるものとする。
- 2 被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、請求書に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、日本司法支援センターに提出しなければならないものとする。
- 3 裁判所は、請求書及び資料を受け取ったときは、当該被害者参加人が公判期日等に出席したことを証明する書面を添えて、これらを日本司法支援センターに送付しなければならないものとする。

二 被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件の緩和

被害者参加人が、裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができる要件について、その資力から計算上控除すべき療養費等の額を3月分から6月分に増額するとともに、これにより算出された金額と比較すべき基準額を増額するものとする。

第二 総合法律支援法の一部改正

犯罪被害者等保護法に規定する被害者参加旅費等の支給に関する業務を行うための規定を整備する。

第三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25.6.4法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 犯罪被害者等は犯罪により多大な損害を被り、経済的にも困窮することが少くないことに鑑

- み、日本司法支援センターに対し、刑事被告事件の手続に参加した被害者参加人に対する旅費、日当及び宿泊料の支給に当たっては裁判所と緊密に連携を図り、これを迅速に行うように指導監督すること。
- 二 公判期日等に出席する被害者参加人の旅費等の支給については、経済的な負担が困難なことを理由として被害者参加制度の利用を躊躇するがないよう、制度の運用状況を踏まえ、事前支給を含め適切な方策を検討すること。
- 三 国選被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力の要件については、経済情勢の変化等に対応してその基準額等を適時適切に改定するとともに、何の落ち度もなく被害を被った犯罪被害者等に経済的負担を負わせることがないようにとの観点も踏まえ、資力要件の在り方を検討すること。
- 四 犯罪被害者等を支援する観点から、日本司法支援センターの業務の在り方を検討すること。
- 右決議する。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案(閣法第29号)

(衆議院 25.5.9可決 参議院 5.31法務委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合において子をその常居所を有していた国に返還すること等を定めた国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(以下「条約」という。)の締結に伴い、その的確な実施を確保するため、我が国における中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、子の返還及び子との面会交流に関する援助

- 1 子の返還及び子との面会交流に関する援助を行う中央当局を外務大臣と定める。
- 2 子の返還及び子との面会交流に関する援助について、その申請方法、子の住所等を特定するための手段、援助の決定の要件、子の個人情報に関する取扱い等を定める。

二、子の返還の裁判手続等

- 1 子の返還事由及び返還拒否事由のそれぞれについて、条約に則した要件を定める。
- 2 子の返還申立事件の管轄裁判所を東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所に集中し、非公開で審理を行うこととする。
- 3 子の返還申立事件の審理や裁判等に関する所要の手続規定を設けるほか、調停や和解による解決を図るために手続規定を設ける。
- 4 裁判手続中の出国禁止命令に関する規定を設けるほか、子の返還の具体的な執行方法等について定める。

三、その他

条約上必要な規定を設ける。

四、施行期日等

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。なお、この法律は、この法律の施行前にされた不法な連れ去り又はこの法律の施行前に開始された不法な留置には、適用しない。

【附帯決議】(25.6.11法務委員会議決)

政府は、本法の施行後、当分の間、1年ごとに、国境を越えた子の連れ去り事案の実態及び本法の運用実態を調査、検証し、その内容を国会に報告するとともに公表すること。また、本法の施行後3年を目途として、本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、テロリズムに対する資金その他の利益の供与の防止のための措置を適切に実施するため、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定を整備するとともに、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定を整備しようとするものである。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 25.5.31可決 参議院 6.10農林水産委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、現行法の有効期限を平成35年6月30日まで延長するとともに、食品の製造過程の管理の高度化の基盤となる施設及び体制の整備（以下「高度化基盤整備」という。）に関する計画の認定制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法の有効期限の延長

現行法の有効期限を10年間延長し、平成35年6月30日までとする。

二、基本方針の記載事項の追加等

厚生労働大臣及び農林水産大臣が定める製造過程の管理の高度化に関する基本方針においては、高度化基盤整備に関する基本的な事項を定めるとともに、当該基本方針は、国内で製造され、又は加工される食品の輸出の促進に資することとなるよう配慮して定めることとする。

三、高度化基準の記載事項の追加

厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定する法人が作成する製造過程の管理の高度化に関する基準（以下「高度化基準」という。）には、高度化基盤整備の内容に関する基準を記載しなければならないこととする。

四、高度化基盤整備計画の認定

食品の製造又は加工の事業を行う者は、その製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、高度化基盤整備に関する計画（以下「高度化基盤整備計画」という。）を作成し、三の指定を受けた法人に提出し、当該高度化基盤整備計画が高度化基準に適合するものである旨の認定を受けることができるとしている。

五、株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け

株式会社日本政策金融公庫は、四の認定を受けた者であってその行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められるものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって高度化基盤整備計画に従って高度化基盤整備を行うのに必要な製造・加工施設の取得等に必要なものの貸付けの業務を行うことができることとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、法の有効期限の延長の改正規定は、公布の日から施行することとする。

株式会社海外需要開拓支援機構法案(閣法第32号)

(衆議院 25.5.28可決 参議院 6.10経済産業委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開

拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、これらの事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資することを目的とする法人として、株式会社海外需要開拓支援機構（以下「機構」という。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の設立等

機構は、経済産業大臣の認可により、一を限り設立されるものとする。また、政府は、常時、機構の発行済株式総数の2分の1以上を保有しなければならない。

二、機構の組織

機構に、取締役である委員3人以上7人以内で組織する海外需要開拓委員会（以下「委員会」という。）を置くこととし、委員会は、支援の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）及び支援内容の決定、株式等又は債権の処分の決定、機構の業務運営に関する重要事項の決定を行う。

三、機構の業務

機構は、その目的を達成するため、対象事業者に対する出資、資金の貸付け、債務の保証、専門家の派遣、助言等の業務を営み、支援を行おうとするときは、経済産業大臣が定める支援基準に従って、その対象事業者及び支援内容を決定しなければならない。また、機構は、平成46年3月31日までに、保有する全ての株式等及び債権の処分を行うよう努めなければならない。

四、財務及び会計

政府は、機構の社債又は資金の借入れに係る債務について保証契約をすることができる。

五、監督等

経済産業大臣は、機構の役員の選任及び予算等の認可のほか必要な監督を行うとともに、機構に対し、報告の徴収、立入検査等を行うことができる。

六、附則

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（25.6.11経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 財政投融資特別会計からの500億円の株式会社海外需要開拓支援機構に対する出資に加え、民間からも相当額の出資が得られなければ対象事業者がモラルハザードを生ずる懸念があることから、50パーセント未満を限度として民間からの出資比率を高めるよう努めること。
- 二 株式会社海外需要開拓支援機構がその機能を十分に發揮するためには、民間の目利き等の能力を有する人材が必要となることに鑑み、人材の十分な確保及び積極的活用等を図るよう努めること。また、早急に支援決定の具体的な基準及び手続を定め、他の類似組織との機能分担を明確にし、加えて出資対象の審査を継続的かつ厳格に実施する内部体制を整備するなど事業内容等に対する厳正なチェック機能を確立することにより、所期の目的を達成して、出資の保全・回収が確保されるよう努めること。
- 三 クールジャパンの推進に当たっては、その戦略及び具体的な数値目標を明確に示すとともに、クールジャパンを構成する優良なコンテンツ等を生み出す総合的な施策を構築するよう努めること。
- 四 クリエイティブ関連企業の多くは中小企業であることに鑑み、下請振興等国内における支援措置を整備し、加えてこれから海外展開を支援していく上で株式会社海外需要開拓支援機構による資金面での支援にとどまらず、市場調査、販路開拓を始めとする省庁横断的な支援策が必要となるため、関係省庁間で緊密な連携を図り、施策の効果的な実施に努めること。

右決議する。

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 25.5.15可決 参議院 5.22国土交通委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害の発生の可能性及び道路の老朽化を踏まえた道路の適正な管理を図るために、防災上重要な道路において占用を制限できることとともに、道路の劣化の要因となる大型車両の通行を特定の道路に誘導する制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 道路法の一部改正

- 1 国土交通大臣は、地方道を構成する構造物のうち、大規模かつ構造が複雑なものについて、地方公共団体に代わって改築及び修繕を行うことができるものとする。
- 2 道路管理者と維持修繕協定を締結した民間団体等は、災害の発生時に、当該協定に基づき修繕工事等を行うことができるものとする。
- 3 交通上密接な関連を有する道路の管理を行う2以上の道路管理者は、これらの道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。
- 4 道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができるものとする。
- 5 道路の維持又は修繕に関する技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならないものとする。
- 6 国土交通大臣は、通行許可が必要な大型車両の通行を誘導すべき道路を指定し、通行許可手続の迅速化を図ることができるものとする。
- 7 道路管理者は、重量制限等違反車両を繰り返し通行させている者等に対し、報告徴収及び立入検査を行うことができるものとする。
- 8 7の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、若しくは妨げた者は、30万円以下の罰金に処するものとする。

二 道路整備特別措置法の一部改正

一の2の維持修繕協定の締結等の道路管理者の権限について、高速道路株式会社等が代行するものとする。

三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

道路管理者が道路の占用を禁止又は制限する区域における電線共同溝の整備に関して電気事業者等が要する費用に係る無利子貸付制度を創設する。

四 附則

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、一の6の改正規定、一の7の改正規定等は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】(25.5.28国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 社会資本の老朽化が今後急速に進行することに鑑み、道路構造物等の公共施設の現状を適確かつ迅速に把握すること。特に、防災上重要な施設等への点検・修繕等、真に必要な対策に重点化して、早急に対応するよう努めること。
- 二 道路の効率的かつ効果的な維持管理を実施できるよう、道路の維持・修繕に関する技術的基準に係る政令を早期に制定するとともに、点検を含めた維持・修繕が適確に実施できるよう、通達、点検要領、マニュアル等については見直し・拡充を行い、その周知徹底を図ること。あわせて、高規格幹線道路等の重要な幹線道路等について、点検の実施や長寿命化修繕計画の策定及び実施の状況を、国においても定期的に把握するよう努めること。また、国による施設管理データの一

- 元的な把握・蓄積により、各道路管理者の実施する点検に係る情報や不具合情報等を国及び地方公共団体が共有し、効率的な維持管理を推進すること。
- 三 効率的な維持管理・更新を図る上で技術開発の促進が重要であることに鑑み、国等の研究機関の機能を強化するとともに、民間で開発された新技術や新材料等について、その普及が促進されるよう、国による評価や認証制度を充実すること。
- 四 道路の維持管理・更新を適切に実施するため、地方公共団体に対する財政的及び技術的支援を講ずるとともに、維持管理等に係る行政職員の人員、技術力の確保に加え、現場作業に従事する建設産業の人材確保・育成等を進めること。また、地方道における国による代行工事を実施するに当たり、地元建設企業に対する受注機会の確保に努めること。
- 五 緊急輸送道路だけでなく避難路等においても、必要に応じ、電柱等に係る道路占用の禁止又は制限区域の指定や電線管理者への無利子貸付け等により無電柱化を積極的に推進し、歩道の整備やバリアフリー化と併せて、災害時の円滑な輸送・避難を確保すること。

右決議する。

港湾法の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 25.5.15可決 参議院 5.22国土交通委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の経験を踏まえ、非常災害時に港湾機能を維持するためには、事前防災・減災対策が必要であること、また、産業競争力強化のためには、海上運送の効率化に資する石炭等のばら積み貨物の輸入拠点の形成が重要であることに鑑み、必要な対策を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 防災・減災対策を通じた災害発生時の港湾機能の維持・早期復旧
- 1 国土交通大臣は、大規模地震等の発生時に、緊急物資を輸送する船舶の通航ルートを確保するため、重要な航路において障害物を迅速に除去できることとともに、船舶の待避場所として泊地を整備できることとする。
 - 2 港湾管理者は、港湾施設を管理する民間事業者に対し、当該港湾施設の維持管理状況について報告を求めること等ができることとともに、必要な勧告又は命令をできることとする。
- 二 ばら積み貨物の海上運送の効率化を通じた我が国産業の国際競争力の強化
- 国土交通大臣が指定するばら積み貨物の輸入拠点港湾において、関係者の連携による共同輸送を通じた船舶の大型化を促進するため、荷さばき等の共同化に必要な施設の整備又は管理に関する協定制度を設けることとする。
- 三 施行期日

この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】(25.5.28国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 東北地方太平洋沖地震の被害が港湾において甚大であったことを踏まえ、首都直下地震、南海トラフの巨大地震等が発生した場合における市民生活や産業活動に与える影響を最小限に留めることができるよう、港湾において防災・減災のための措置に万全を期すこと。
- 二 被災港湾において関係者間の連携が十分に行われず物流機能の復旧に時間を要したという東日本大震災の教訓を踏まえ、関係者の意見を十分聴くなど、その協働により港湾事業継続計画の策定を全国的に進め、非常災害時における港湾物流機能の維持と早期復旧が図られるよう最善を尽くすこと。また、港湾広域防災協議会の活用等により港湾事業継続計画に他港との連携体制が盛り込まれるようとする等、広域的な視点に立った港湾間のバックアップ体制の構築・強化に努めること。

三 港湾施設の適切な維持管理・更新が、国民の生命や財産を守るとともに、我が国を支える臨海部立地産業の競争力強化にも資することに鑑み、老朽化の現状把握に一層努めるとともに、港湾管理者及びコンビナート等において港湾施設を管理する民間事業者が港湾施設の老朽化対策を適切に実施できるよう必要な支援を行うこと。

四 輸入ばら積み貨物の海上輸送の共同化の推進が港湾の秩序の確立に混乱を生じさせないよう特定港湾管理者への助言に努めるとともに、問題が生じた場合には、関係者の意見を十分聴いた上、必要に応じ、適切に対処すること。また、港湾の秩序ある運営と安全確保のために、適正な料金設定、雇用の安定、職域の確保、福利厚生の増進等を図り、良好な労働条件が確保されるよう努めること。

右決議する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第35号)

(衆議院 25.4.4修正議決 参議院 4.23環境委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

平成24年末をもって京都議定書第一約束期間が終了し、また、現行法に基づく京都議定書目標達成計画の取組も平成24年度末をもって終了する。我が国は、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築を目指す観点から、京都議定書第2約束期間には加わらないものの、国連気候変動枠組条約下のカンクン合意に基づき、平成25年度以降も引き続き地球温暖化対策に取り組む必要がある。このため、本法律案は、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るべく、国による地球温暖化対策計画の策定を規定する等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地球温暖化の定義に海水の温度の追加的な上昇を加える。また、温室効果ガスの定義に三ふっ化窒素を加える。

二、政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策計画を定めなければならないものとする。

三、政府は、少なくとも3年ごとに、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。

四、地球温暖化対策計画の案の作成及び実施の推進に関する事を地球温暖化対策推進本部の所掌事務とする。

五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、温室効果ガスの定義に三ふっ化窒素を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、国の責務として、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めること、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして国際協力を推進することとする規定を加える旨の修正が行われた。

【附帯決議】(25.5.16環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、国連気候変動枠組条約第16回締約国会議の決定を踏まえ、産業革命以前と比べた世界の平均気温の上昇幅を2度未満に抑えるには世界における温室効果ガス排出の大幅な削減が必要であることを認識し、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標を全ての国と共有するよう努めるとともに、2050年までに80パーセントの温室効果ガスの排出削減を目指すという長期的な目標を前提とした地球温暖化対策計画を策定し、長期的展望に立って積極的に地球温暖化対策を実施すること。

二、地球温暖化対策の推進に当たっては、以下の各点に配慮すること。

1 地球温暖化対策は、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出をできる限り抑制

することその他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する行動が新たな生活様式の確立等を通じて積極的に行われることによって、豊かな国民生活及び産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出量を削減し、並びに温室効果ガスの吸収作用を保全し、及び強化することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならないこと。

2 地球温暖化対策は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならないこと。

3 地球温暖化対策は、地球温暖化の防止に資する技術の開発その他の研究開発及びその成果の普及が重要であることに鑑み、これらの研究開発及びその成果の普及が図られるよう、行われなければならないこと。

4 地球温暖化対策の推進に当たっては、地球温暖化の防止に資する産業の発展及びこれによる就業の機会の増大を図ること。

5 地球温暖化対策の推進に当たっては、エネルギーに関する施策との連携を図ること。

6 地球温暖化対策の推進に当たっては、経済活動及び国民生活に及ぼす効果及び影響について事業者及び国民の理解を得つつ、適切な財政運営に配慮すること。

三、東日本大震災の教訓を踏まえ、電力供給の安定確保の視点から、省エネルギー基準の強化、省エネルギー機器の普及など、あらゆる政策手段を活用し、省エネルギー対策を一層加速して進めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大を図ること。

四、地球温暖化対策に関する国際的動向及び最新の科学的知見に照らし、国内の地球温暖化対策に関する政府の方針及び地球温暖化対策計画を不斷に見直すこと。

五、地球温暖化対策の推進を図るためにには国民の理解及び協力を得ることが不可欠であることに鑑み、地球温暖化の防止に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な施策を講ずること。また、地球温暖化対策に関する政策形成に国民の意見を反映し、並びに政策形成過程の公正性及び透明性を確保するため、国民への情報の速やかな公開を徹底するとともに、政策形成に係る議論への国民の参加の機会を十分に確保すること。

六、地球温暖化対策に関する基本原則、長期的な目標及びその達成のための基本的施策等を規定する基本法制について早急に検討を行うこと。

七、温室効果ガス排出量の削減に関する中期的な目標については、再生可能エネルギーの最大限の導入及び省エネルギーの最大限の推進を図ることを前提に、我が国の社会経済情勢を踏まえつつ、2020年の野心的な目標を早急に設定すること。

右決議する。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法案(閣法第36号)

(衆議院 25.5.17修正議決 参議院 5.27経済産業委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成26年4月1日及び平成27年10月1日における消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げに際し、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の転嫁を阻害する行為のは正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保しようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

なお、衆議院において、消費税の転嫁を阻害する表示のは正に関する特別措置に関し、消費税との関連を明示しているものに限られること等その範囲の明確化を図ることを内容とする修正が行われた。

一、消費税の転嫁の拒否等の行為の是正に関する特別措置

減額、買いたたきなど消費税の転嫁の拒否等の行為を取り締まり、当該行為を是正又は防止するため必要な法制上の措置を講じる。

二、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費税を転嫁していない旨の表示を始め、消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

三、価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認させないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

四、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の適用除外制度を設ける。

五、施行期日等

政令で定める日から施行し、平成29年3月31日限りでその効力を失う。

【附帯決議】(25.6.4経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 消費税の転嫁対策の実効性を確保するため、転嫁状況の検査等体制の一層の強化を図る観点から、公正取引委員会及び中小企業庁において、高度な専門知識を有する者の登用を積極的に進めるとともに、関係省庁間の緊密な連携体制を確立すること。

二 本法第8条の表示の規制については、「消費税」や「増税」等の表現が用いられるなど消費税率引上げとの関連が客観的に明らかであり、かつ当該表示が消費者の負担がない又は軽減されていると一般消費者に誤認される恐れがあると認められるものに限り禁止することとし、具体的かつ分かりやすいガイドラインを可及的速やかに策定・公表すること。ただし、ガイドラインはあくまで関係者に無用な混乱を生じさせないために策定するものであることから、中小事業者が消費税を価格に転嫁しやすい環境を整え、適正な転嫁対策を促すという本来の趣旨を損なわないよう十分留意すること。

三 価格表示方法の在り方については、総額表示義務の特例として外税表示が時限的に認められることを踏まえ、消費者が表示された価格を誤認することがないよう価格表示に関する分かりやすいガイドラインを策定すること。また、本法がその効力を失った後の価格表示について、事業者及び消費者にとって利便性の高い方式を採用するよう、その在り方を検討すること。

四 本法の趣旨が、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保を図り、もって広く国民経済の健全な発展に寄与するものであることを踏まえ、社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成を目指すものという今次の消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるという消費税の性格及び価格表示の特例の内容等について、国民に対し、国が丁寧な広報活動を行い、国民の認識と理解を深めよう努めること。

右決議する。

刑法等の一部を改正する法律案(閣法第37号)(先議)

(参議院 25.5.27法務委員会付託 6.5本会議可決 衆議院 6.13可決)

【要旨】

本法律案は、近年、犯罪者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等について、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、保護観察等の充実強化を図るために、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加える等の規定を

整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 刑法の一部改正

一 刑の一部の執行猶予

1 次に掲げる者が3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合に、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

ア 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

イ 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者

ウ 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 刑の一部の執行猶予が言い渡された場合においては、そのうち執行が猶予されなかつ部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から、その猶予の期間を起算する。

二 保護観察

刑の一部の執行猶予が言い渡された場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる。

三 刑の一部の執行猶予の取消し

刑の一部の執行猶予の言渡しの取消事由についての規定を設ける。

四 刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果

刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑を執行が猶予されなかつ期間を刑期とする懲役又は禁錮の刑に減輕するとともに、この場合においては、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日ににおいて、刑の執行を受け終わったものとする。

第二 恩赦法の一部改正

刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者に対する減刑及び刑の執行の免除についての規定を整備する。

第三 更生保護法の一部改正

一 特別遵守事項の一部改正

特別遵守事項の類型に、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うことを加える。

二 特別遵守事項の特則

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者に対する特別遵守事項の特則についての規定を整備する。

三 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則

規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察は、その依存の改善に資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関等との緊密な連携を確保しつつ実施しなければならない。

四 住居の特定

地方更生保護委員会は、保護観察付一部猶予者について、猶予の期間の開始の時までに、生活環境の調整による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもって、その者が居住すべき住居を特定することができる。

第四 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三の一の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

【刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案に対する附帯決議】(25.5.30法務委員会議決)

政府は、両法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 更生保護の責務は国が負うべきものであることを踏まえ、両法の施行までに、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を図るために必要な体制整備を計画的に進めるとともに、保護観察官の専門性の一層の強化及び増員など、国の更生保護体制に関する一層の充実強化を図ること。

二 刑の一部の執行猶予の適用に当たっては、厳罰化又は寛刑化に偏ることがないよう、関係刑事司法機関とその趣旨について情報の共有化に努めるとともに、両法の適正な運用を図るため、その施行状況を把握する体制を整備すること。

三 薬物事犯者の処遇に当たっては、民間の医療・社会福祉関係機関及び地方公共団体との更なる連携を強化し、その治療体制の拡充及び地域での効果的なフォローアップなど、改善更生及び再犯防止の実効性を高めるための施策の充実を図ること。

四 再犯防止及び社会復帰を図る上で、保護司や民間の自立更生支援団体等の担う役割は大きく、その機能の拡充が緊要となっていることに鑑み、その支援体制の確立及び十分な財政措置を講ずるとともに、保護観察等における緊密な連携強化を図っていくこと。

五 社会貢献活動については、どのような活動・期間が再犯防止等に有効か十分検証を行い、民間の自立更生支援団体等とも緊密な連携を図るとともに、地域住民等関係者の不安を払拭するため、効果的な体制を設けること。

六 再犯を防止するためには、刑務所出所者等の就労の促進安定が効果的であることに鑑み、昨今の厳しい雇用・経済情勢に対応したよりきめ細やかな就労支援・雇用確保を一層推進していくこと。

七 政府のこれまでの再犯防止施策について適正な評価を行うとともに、両法の対象とならなかつた事犯者の再犯防止等を図るため、諸外国で導入されている保護観察の充実強化策の例も踏まえながら、引き続き有効な施策を研究調査し実施できるよう努めること。

八 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予が、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することによりその再犯を防ぐためのものであることを踏まえ、本制度の施行後、薬物使用等の罪を犯した者の再犯状況について当委員会に報告するとともに、より充実した制度にするための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

九 東日本大震災の被災地においては、今も多数の保護司等が活動困難な状態に陥っていることに鑑み、その更生保護体制について、保護司の充足に加え、地方公共団体及び医療・社会福祉関係機関等との連携体制の整備に万全を期するとともに、両法の施行に当たっては、被災地の状況に十分配慮すること。

右決議する。

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(閣法第38号)(先議)

(参議院 25.5.27法務委員会付託 6.5本会議可決 衆議院 6.13可決)

【要旨】

本法律案は、近年、薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に關し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 趣旨

この法律は、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、刑事施設における

処遇に引き続き社会内における処遇を実施することにより規制薬物等に対する依存を改善することが有用であることに鑑み、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察その他の事項について、刑法の特則を定める。

二 刑の一部の執行猶予の特則

薬物使用等の罪を犯した者が、その罪又はその罪及び他の罪について3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の輕重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内においても規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

三 刑の一部の執行猶予中の保護観察の特則

二の者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、猶予の期間中保護観察に付するものとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）の施行の日から施行する。
- 2 この法律の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

【附帯決議】（25.5.30法務委員会議決）

刑法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）と同一内容の附帯決議が行われている。

総合特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第39号)

（衆議院 25.5.28修正議決 参議院 6.10内閣委員会付託 6.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、先端的研究開発推進施設整備事業に係る国有財産法の特例措置その他の総合特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国有財産法の特例の追加

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において、当該認定を受けた指定地方公共団体が、普通財産である建物等であってその売却につき買受人がないこと等の要件に該当するものの譲渡を受けて、先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業の用に供しようとする場合には、当該指定地方公共団体に当該建物等を譲与することができる。

二、海上運送法の特例の追加

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において開催される国際会議等に参加する者の運送を主たる目的として行う旅客不定期航路事業については、旅客不定期航路事業者の禁止行為に係る規定は、適用しない。

三、酒税法の特例の追加

特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例に関し、果実酒又はリキュールに使用できる原料の追加を行う。

四、課税の特例の追加

国際戦略総合特別区域内において特定国際戦略事業の用に供する施設又は設備の新設又は増設に係る課税の特例に関し、対象に器具及び備品を追加する。

五、国際戦略総合特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等

- 1 指定地方公共団体は、必要と認めるときは、国際戦略総合特別区域計画に、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載できる。
- 2 内閣総理大臣は1の記載のある計画について認定の申請があった場合において、総合特別区

域基本方針等に適合するものであると認めるときは、計画の認定をするものとする。

3 2の認定を受けた計画（1の記載に係る部分に限る。）については、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用する。

六、地域活性化総合特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等
地域活性化総合特別区域計画に関し、五と同様の改正を行う。

七、認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置の一部の削除
構造改革特別区域法に同種の定めのある規制の特例措置（酒税法の特例等）について、重複を避けるために削除する。

八、道路運送車両法の特例の追加

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において、当該認定を受けた地方公共団体の長が指定する農業用の自家用貨物自動車の使用者が、指定点検整備事業者の交付した点検整備済証を添付して当該自動車の自動車検査証の有効期間の伸長を申請した場合には、1年を限り有効期間を伸長するものとする。

九、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、五から七に掲げる事項については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、八に掲げる事項については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、それぞれ政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加、認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置の一部の削除等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（25.6.13内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 内閣総理大臣は、総合特別区域法に基づく国と地方の協議会において指定地方公共団体から出された新たな規制の特例措置の整備の提案については、関係各府省との協議を行い、速やかにその実現を図るよう取り組むこと。
- 二 総合特区制度、構造改革特区制度、復興特区制度が併存している現状に鑑み、地方公共団体等の事務手続を効率化し、規制改革を一層推進するため、各制度における規制の特例措置の活用の要望が寄せられた場合には、速やかに対応すること。
- 三 全国規模の規制改革を審議する規制改革会議と規制の特例措置を含めた支援策により地域の活性化を図る地域活性化統合事務局について、効果的かつ効率的な規制改革の推進に向けて、一層の連携強化策を検討すること。

右決議する。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(閣法第40号)

（衆議院 25.5.23可決 参議院 6.12国土交通委員会付託 6.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るために、一定の要件を満たす者が届出により特定の不動産特定共同事業を営むことを可能とするとともに、その業務の委託を受ける不動産特定共同事業者について必要な規制を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 不動産特定共同事業を専ら行うことを目的とするなど一定の要件を満たす特別目的会社が不動産特定共同事業を営もうとする場合には、届出をしなければならないこととともに、届出をした特別目的会社に対する立入検査等、所要の監督規定を設けるものとする。
- 二 届出をした特別目的会社から委託を受ける不動産特定共同事業者について、自己取引等の禁止、委託された業務の再委託の禁止等、その業務についての所要の規制を措置するものとする。
- 三 不動産特定共同事業者の業務の適正な運営を確保するため、事業者から業務委託を受けた者等

を立入検査の対象に追加するなどの措置を講ずるとともに、罰則の強化を図るものとする。

【附帯決議】(25.6.13国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 まちの低炭素化、建築物の耐震化や高齢化への対応が喫緊の課題であることを踏まえ、本法により創設される特例事業がこれらの課題の解決に向けた建築物等の再生事業に有効に活用されるよう、ガイドラインの作成等の情報提供に努めるとともに、民間投資が促されるよう支援の実施に努めること。
- 二 本法により創設される特例事業により地方都市の建築物等の再生事業等を通じて地域経済の活性化を着実に図ること。そのため、地域の金融機関を始めまちづくりに関係する事業者等が積極的に事業参加し、有効な不動産ストックの形成に資することとなるよう、制度について周知するとともに、地域の不動産投資市場を担う専門知識を持った人材の育成に努めること。
- 三 不動産特定共同事業者の増加が見込まれることに鑑み、その質や信用が低下することがないよう、また、本法により創設される特例事業の事業参加となる投資家が、特例事業者の倒産リスク等の特例事業に係るリスクを過度に負うこととなるよう、不動産特定共同事業者及び特例事業者について、事業全般にわたり透明性を確保するとともに、金融庁等の関係省庁と連携し監督に万全を期すこと。また、不動産取引の活性化により、投機的取引を招かないよう不動産市場の動向に注意を払うこと。

右決議する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 25.5.28可決 参議院 6.12環境委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

建築物等の解体等に伴う石綿の飛散を防止するため、現在、大気汚染防止法に基づいて、石綿が使用されている建築物等の解体作業等に対して規制措置が講じられている。しかしながら、建築物等に石綿が使用されているかどうかが事前に十分調査されていないため、解体作業等において石綿が飛散したと推測される事例が生じていることや、工事の発注者が石綿の飛散防止措置の必要性等を十分に認識しないで施工を求める等により、工事施工者において十分な対応が採られないこと等が問題となっている。また、石綿が使用されている可能性がある建築物の解体は、今後、増加することが見込まれている。本法律案は、このような状況を踏まえ、石綿の飛散を防止する対策の強化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、現在、工事施工者が行うこととしている、石綿が使用されている建築物等の解体作業等の届出について、届出義務者を工事の発注者等に変更し、発注者が責任を担うことを位置付けることとする。
- 二、解体等工事の受注者は、建築物等に石綿が使用されているかどうかの調査を行うとともに、発注者に対し、調査結果、届出事項等について説明しなければならないこととする。
- 三、都道府県知事等による立入検査の対象を拡大し、石綿が使用されていることが判明している建築物等以外でも、解体等工事が行われる建築物等には立入検査を行うことができることする。
- 四、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25.6.13環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、建築物等の解体等の受注者による事前調査の適正な実施のため、解体等工事の発注者において、調査の費用を適正に負担すること等必要な措置が確実に執られるようにすること。また、事前調査の結果について信頼が確保されるよう調査機関の登録制度の創設等について検討を行うこと。
- 二、平成二十二年四月に企業会計において資産除去債務会計基準の適用が開始され、資産除去債務

の計上のためアスベスト使用の有無に関する調査が各企業により実施されることとなり、解体等工事の実施にかかわらず調査の進展が期待される状況にあることを踏まえ、それら調査結果が本法による事前調査に活用されるよう配慮すること。

三、建築物等の解体時のアスベスト飛散防止対策に資するため、民間建築物におけるアスベスト使用実態調査や、地方公共団体におけるアスベスト対策に係る台帳整備が的確かつ早期に行われるよう、予算措置等の支援策を強化すること。

四、アスベスト飛散対策に関する企業の意識の高まりや、アスベスト飛散に対する住民の意識や関心が向上していることを踏まえ、リスクコミュニケーションの増進に向け先進的かつモデル的な取組を進めること。

右決議する。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第42号)(先議)

(参議院 25.4.24内閣委員会付託 5.17本会議可決 衆議院 6.7可決)

【要旨】

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている者等の的確な把握及び負担の軽減を図るために、運転免許を受けようとする者に対する質問に関する規定等の整備を行うほか、無免許運転等に係る罰則の強化、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の導入等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一定の病気等に係る運転者対策の推進を図るための規定の整備

- 1 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、免許を受けようとする者又は免許証の更新を受けようとする者に対し、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等のいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするための質問票を交付することができる。また、当該質問票に虚偽の記載をして提出した者に対する罰則を整備する。
- 2 医師は、その診察を受けた者が一定の病気等のいずれかに該当すると認めた場合において、その者が免許を受けた者等であることを知ったときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができる。
- 3 公安委員会は、自動車等の運転により交通事故を起こした者で一定の病気等に該当する疑いがあるもの等に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めてその免許の効力を停止することができる。
- 4 一定の病気に該当すること等を理由として免許の取消しを受けた日から起算して3年を経過する前に次の免許を受けた者に対する免許証の有効期間について、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は継続していくものとみなす。
- 5 一定の病気に該当すること等を理由として免許の取消しを受けた日から起算して3年を経過しない者については、免許の再取得に係る運転免許試験（適性試験を除く。）を免除する。

二、悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備

- 1 無免許運転を行った者、偽りその他不正の手段により免許証等の交付を受けた者等に対する罰則を引き上げる。
- 2 無免許運転を行うおそれがある者に対し自動車等を提供する行為及び自己の運送の要求等をして無免許運転が行われている自動車等に同乗する行為を禁止し、これらに違反した者に対する罰則を整備する。
- 3 免許が失効したため免許の取消しを受けなかった者等で、運転免許試験を受けようとするものは、過去1年以内に取消処分者講習を終了した者でなければならない。

三、自転車利用者対策の推進に関する規定の整備

- 1 公安委員会は、自転車の運転に関し反復して一定の違反行為をした者が、更に自転車を運転

することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、3月を超えない範囲内で期間を定めて、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けるべき旨を命ずることができる。また、当該命令に違反した者に対する罰則を整備する。

2 警察官は、一定の基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる自転車が運転されているときは、当該自転車の制動装置について検査をすることができる。この場合において、当該自転車の運転者に対し、必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によっては必要な整備をすることができないと認められるときは、運転を継続してはならない旨を命ずることができる。また、当該検査拒否等をした者及び当該警察官の命令に違反した者に対する罰則を整備する。

3 軽車両が通行することができる路側帯について、道路の左側部分に設けられた路側帯に限る。

四、その他

1 環状交差点（車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であって、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。）における車両等の交通方法の特例に関する規定を整備する。

2 都道府県は、放置違反金の収納事務について、収入の確保及び納付命令を受けた者の義務の履行に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより私人に委託することができる。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25.5.16内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、一定の病気等に係る運転免許制度について、民間団体等との連携により、全国的に周知するとともに、病気を理由とした差別が生じないよう十分配慮すること。

二、一定の病気等に係る質問票、また医師による届出に関するガイドラインについては、 국민に分かりやすい内容とするよう医師会や関係学会に対して要請すること。

三、自己申告の機会が可能な限り確保されるよう、一定の病気等に該当する者が安心して相談できる窓口の充実を図ること。

四、一定の病気等に該当する者の生活実態について十分な把握に努め、一定の病気等に該当する者が社会生活上での不利益や支障を受けないよう、医療、福祉、保健、教育、雇用などの総合的な支援策を充実させること。

五、一定の病気等に該当する者の権利利益を尊重するとともに、その侵害が生じた際には迅速かつ効果的に救済すること。

六、国内外における一定の病気等に関する科学的な調査・研究を推進するとともに、最新の医学的知見を反映させるため、一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準については、必要に応じ見直しを行うこと。

七、本法施行後5年を目途に、本法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講じること。

八、無免許運転等の悪質・危険運転の根絶に向け、本法を始めとする関係法令の適正かつ厳格な適用に努めるとともに、広報活動の一層の拡充を図ること。

九、関係省庁等が適切に連携し、大学生等や成人に対する実施機会を拡充するなど対象者に応じた自転車安全教育を充実させるとともに、自転車道や自転車専用通行帯等の自動車や歩行者から分離された自転車通行空間の計画的な整備を図ること。

十、本法の施行を機会に、安全な自動車、交通システムの開発・充実について、政府が総合的見地から促進すること。

右決議する。

旅券法の一部を改正する法律案(閣法第43号)

(衆議院 25.5.21可決 参議院 6.14外交防衛委員会付託 6.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、旅券の国際標準を定める国際民間航空機関が、2015年11月24日までに全ての非機械読み取式旅券を失効すべきとしていることを踏まえ、旅券の記載事項を訂正する制度を廃止し、これに代わる制度を導入するほか、所要の規定の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、旅券に記載された名義人の氏名等に変更が生じた場合に、当該旅券の記載事項を訂正する制度を廃止する。
- 二、一般旅券に記載された名義人の氏名等に変更を生じた場合には、外務大臣又は領事官が、当該一般旅券の名義人の申請に基づき、当該一般旅券を返納させて有効期間及び種類を当該一般旅券の残存有効期間及び種類と同一とする一般旅券を発給する。
- 三、一般旅券の記載事項の訂正に関する手数料の規定を削除する。
- 四、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律により震災特例旅券の発給を受けた被災者が氏名等の記載事項の変更により有効期間を当該旅券の残存有効期間とする新たな旅券を取得した場合においても、震災特例旅券を取得できることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25.6.20外交防衛委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 旅券の発行に係る手数料について、国民負担軽減の観点から、また、特に記載事項変更旅券の申請に当たって旅券の残存有効期間が短い場合、国民が割高感を強く覚えることを踏まえ、手数料減額を図るべく、事務の合理化等を含め、経費縮減に努めること。
右決議する。

食品表示法案(閣法第44号)

(衆議院 25.5.31修正議決 参議院 6.12消費者問題に関する特別委員会付託 6.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定、不適正な表示に対する措置その他の必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、総則
 - 1 この法律において「食品関連事業者等」とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。
 - (一) 食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者（以下「食品関連事業者」という。）
 - (二) (一)に掲げる者のほか、食品の販売をする者
 - 2 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法に規定する消費者政策の一環として、消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援を基本とするとともに、食品の生産等の現況等を踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮して講ぜられなければならない。
- 二、食品表示基準
 - 1 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

(イ) 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項（以下「表示事項」という。）

(ロ) 表示の方法その他表示事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）

2 食品関連事業者等は、1により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準（以下「食品表示基準」という。）に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

三、不適正な表示に対する措置

1 表示事項が表示されていない食品の販売をし、又は遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をし、さらに正当な理由がなく指示に従わない者に対し、内閣総理大臣は、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣等は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者等に対し、報告徴収、書類等の提出要求、立入検査等を行うことができるとともに、内閣総理大臣は、試験の用に供するのに必要な限度において、食品又はその原材料の収去を行うことができる。

四、差止請求及び申出

1 消費者契約法に規定する適格消費者団体は、食品関連事業者が、不特定かつ多数の者に対して、食品表示基準に違反し、販売の用に供する食品に関して著しく事実に相違する表示をする行為を現に行い、又は行うおそれがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止又は予防に必要な措置等をとることを請求することができる。

2 何人も、販売の用に供する食品に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、その旨を内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

五、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び健康増進法に規定する食品の表示基準の策定等に関する規定を削除する。

3 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、食品表示基準の表示事項及び食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項への「アレルゲン」の明記、附則における検討の年限の短縮を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(25.6.19消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、食品表示基準の策定に当たっては、消費者の表示利活用の実態や消費者のニーズ、食品の製造・流通の実態等を十分に調査し、消費者、事業者双方にとって分かりやすく、実行可能で、かつ国際基準との整合性等を十分に踏まえた食品表示とすること。

二、製造者の所在地等の情報を知りたいという消費者からの要望を踏まえ、製造所固有記号制度の在り方について検討すること。

三、食品表示義務の対象拡大に当たっては、小規模の食品関連事業者に過度な負担とならないよう、その実行可能性を担保する支援措置等環境整備を図ること。

四、栄養表示義務化に伴う表示基準の見直しを始め、加工食品の原料原産地表示の在り方、中食・外食へのアレルギー表示の在り方、食品添加物表示の在り方など表示基準の見直しについては、本法成立後速やかにその検討のための機関を設置し、検討に着手すること。また、その委員の人

- 選に当たっては、表示基準の見直しを幅広く消費者や事業者の理解を得ながら進めていくという観点から、広く各層の声を反映できるよう、公平・中立で均衡のとれた委員構成とすること。
- 五、四の表示基準の見直しについては、本法の目的及び基本理念を踏まえ、可能な限り、検討内容及びスケジュールを具体的に示し、これを消費者基本計画に明記すること。
- 六、食品表示に関する法律の一元化を実効的なものとするため、執行体制を充実強化すること。少なくとも問合せ対応等のワンストップ体制等を早急に実現すること。また、中途採用を含めたプロパー職員の確保や、その育成に積極的に取り組むこと。
- 七、虚偽・誇大広告及び消費者を誤認させる不当な表示については、食品衛生法や不当景品類及び不当表示防止法の適切な運用を通じて、監視、取締りに努めること。
- 八、食品表示の適正化に係る実施状況を取りまとめ、定期的に年次報告の中で国会に報告すること。
- 九、本法に基づく差止請求の実効性を担保するため、適格消費者団体に対して食品表示に関する情報提供その他の支援を行うこと。
- 十、消費者へ食品の安全性に係る科学的情報を適時適切に提供する等、消費者とのリスクコミュニケーションを一層推進すること。また、提供された情報の理解の促進等のための消費者教育を拡充すること。
- 十一、環太平洋パートナーシップ協定の交渉に当たっては、遺伝子組換え食品の表示など、食品表示を含め、消費者の安全・安心に資するものとなるよう万全を期すこと。
- 十二、栄養機能食品及び特定保健用食品を含む健康食品の利用が増加していることを踏まえ、消費者が健康食品の特性等を十分理解し、適切な選択を行うことができるよう、消費者に分かりやすい表示の在り方や広告の適正化について検討すること。
- 右決議する。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案(閣法第45号)

(衆議院 25.4.26可決 参議院 5.9財政金融委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（以下「機構法」という。）を廃止して独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）を解散するとともに、これに伴う資産債務の承継等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構法の廃止

機構法（平成14年法律第125号）は廃止する。

二、機構の解散

機構は、この法律の施行の時において解散する。

三、解散に伴う資産及び債務の承継等

1　国は、公園事業を経理する第1号勘定に属する資産のうち、概ね出資割合に応じて、土地（自然公園部分）及び政令で定める金額に相当する金銭（有価証券の現金化）を承継し、それ以外の資産及び債務は大阪府が承継する。

2　基金事業を経理する第2号勘定に属する資産及び債務については、政令で定める基金承継人が承継する。

四、その他所要の経過措置

その他所要の経過措置を設ける。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一部の規定は公布の日から施行する。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案(閣法第46号)

(衆議院 25.5.28可決 参議院 6.12国土交通委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、国が管理する空港等について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本方針

国土交通大臣は、地域の実情を踏まえ、民間の能力を活用した空港の運営等に関する基本方針を定めるとともに、基本方針に基づき、民間の能力を活用した国管理空港の運営等について、関係者から提案の募集を行うこととする。

二 国管理空港における特定運営事業の実施

- 1 國土交通大臣は、対象空港や特定運営事業（着陸料等を収受して空港の運営等を行う事業）を実施する民間事業者の選定等を行う場合は、関係地方公共団体、関係事業者等から成る空港ごとの協議会の意見を聴くこととする。
- 2 國土交通大臣は、特定運営事業を実施する民間事業者の選定等を行う場合には、一の基本方針に従って特定運営事業を実施する適正で確実な計画等を有することを要件とともに、適切な事業者が選定されることを確保するため、関係行政機関の長と協議することとする。
- 3 航空法や空港法の特例を定め、空港保安管理規程の策定義務等の安全確保のための規制や、空港供用規程の策定義務、着陸料の届出及び変更命令等の利用者保護のための規制について、特定運営事業を実施する民間事業者に対して適用することとする。

三 地方管理空港における特定運営事業の実施

地方管理空港についても、国管理空港と同様に、民間事業者が特定運営事業を実施する場合における関係法律の特例を定めることとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】(25.6.18国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 民間事業者の選定を行うに当たっては、国及び民間事業者等の選定過程に関する情報を適宜適切に開示することにより、民間事業者の選定の公正性・透明性を高めるよう努めること。また、地域の健全な発展に資するよう配慮するとともに、協議会の意見を聴取する際には、地域経済活性化を主体的に担う地方公共団体、経済団体、当該空港で働く人々を始めとする空港関係者の幅広い意見が反映される仕組みを整備するよう努めること。さらに、運営委託後も、官・民・地域の協働による運営が行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 空港の運営については、公共性・安全性の確保が原則であることに鑑み、空港運営の民間委託を行うに際しては、空港運営権者がコスト削減を行うことにより、空港利用者へのサービス水準及び安全性が低下することがないよう、また、着陸料等の値上げや割高な旅客取扱施設利用料の設定等により、航空会社及び利用者の負担が大幅に増大することがないよう、国が本法に基づく基本方針等において空港運営の方針を明確にするとともに、民間事業者の運営のモニタリングや必要な技術的援助等について適切な措置を講ずること。さらに、環境対策等、空港周辺住民の不安を招かないような取組等についても、適切な指導・支援に努めること。
- 三 空港は、大規模災害の発生時において、救出活動・医療活動の拠点、緊急物資の輸送のための拠点など極めて重要な役割を担うことに鑑み、基本方針等において、大規模災害時における国及び空港運営権者である民間事業者の役割・責任について明らかにし、業務継続について万全を期すこと。また、旅客ターミナル施設等の空港機能施設に被害が発生した場合には、その早期復旧について、民間事業者との責任分担を明確にしつつ、必要な支援に努めること。
- 四 空港経営改革が検討・実行される際には、民営化、運営の民間委託、地方公共団体又は国によ

る運営など、各空港の地域特性に適合した運営手法が選択されるよう十分配慮するとともに、運営の民間委託を行わない国管理空港については、空港機能施設事業を含めて、引き続きコスト削減等の空港運営の効率化や改善に向けた取組を推進すること。また、運営の民間委託を行わない国管理空港の整備や維持運営に必要な財源が確保されるよう、適切な措置を講ずること。

五 空港運営の改善に向けた取組と併せて、地方航空ネットワークの維持・充実が図られるよう地方航空ネットワークへの支援措置の充実・強化について、欧米等における地方航空ネットワーク維持に関する補助制度を参考にしつつ、離島振興法に規定する「人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化」にも配慮して検討を進め、早急に結論を得て、必要な措置を講ずること。

右決議する。

水防法及び河川法の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 25.5.15可決 参議院 5.29国土交通委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、水防活動及び河川管理をより適切なものとするとともに、その連携を強化するほか、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の適切な維持及び修繕を促進するための措置、河川協力団体制度の創設、水利使用手続の簡素化のための従属発電に関する登録制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 水防法の一部改正

- 1 都道府県知事又は指定管理団体の水防管理者は、水防計画に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならぬこととする。
- 2 浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等について、洪水時に利用者の避難を確保し、浸水を防止する自主的な取組を促進するための措置を講ずることとする。

二 河川法の一部改正

- 1 河川管理者又は許可工作物の管理者は、管理する施設を良好な状態に保つよう維持、修繕することとし、そのために必要な技術的基準を政令で定めることとする。
- 2 河川管理者は、一の1で水防計画に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、水防管理団体が行う水防活動に協力することとする。
- 3 既に水利使用の許可を受けた流水を利用する発電については、河川管理者による許可を不要とし、登録を受ければ足りることとする。
- 4 河川管理者に協力して河川工事又は河川の維持を行うこと等の業務を適正かつ確実に行うことができる法人その他の団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができるることとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二の1及び3に関しては、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】(25.6.4国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 洪水時における水災防止体制を充実・強化するため、水防活動への理解と参加意識の向上のための啓発、水防団員の待遇の改善を促す取組等により一層の水防団員の確保及び水防協力団体の拡充を図るとともに、水防管理団体と河川管理者及び水防協力団体との連携強化に向けた取組を推進すること。また、より効率的な作業や危険な場所での作業に資するため、水防活動の省力化・機械化に向けた近代水防工法の技術開発、実用化について検討を進めること。

- 二 浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設及び大規模工場等において、事業者等の自主的な水防活動を促進するため、当該施設の利用者の避難確保又は施設への浸水防止のための計画作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置に係るガイドラインの作成や情報提供等を行うとともに、水防活動に必要とされる器具、資材、設備の整備等が促進されるよう支援に努めること。また、国としても事業者等の取組状況の把握に努めるほか、洪水予報等の情報を確実に伝達するよう必要な措置を講ずること。
- 三 社会資本の老朽化に対する意識が高まる中で、国民の安全・安心が確保されるよう、河川管理施設等の維持・修繕に係る技術的基準を早期に定め、国土交通大臣が管理する当該施設の維持・修繕を適切に実施するとともに、都道府県知事等が管理する施設については、長寿命化計画の策定等に必要な財政的支援及び技術的支援を講ずるなど十分な配慮を行うこと。また、許可工作物の維持・修繕が適切になされるよう、当該工作物の管理者を積極的に指導すること。
- 四 再生可能エネルギーとして期待される小水力発電の促進が図られるよう、従属発電に係る登録制の導入等について周知するとともに、小水力発電事業者と関係行政機関との情報共有を進める等により、小水力発電プロジェクトの形成支援に努めること。
- 五 河川協力団体制度の導入に当たっては、その周知に努めるとともに、河川協力団体が河川工事又は河川の維持等の業務を適正かつ確実に行うことができるよう、その活動を積極的に支援するほか、円滑な審査、適正な監督に努めること。

右決議する。

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(閣法第48号)

(衆議院 25.5.31可決 参議院 6.19国土交通委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、海賊多発海域において、原油その他の国民生活に不可欠な物資であつて輸入に依存するものの輸送の用に供する日本船舶の航行に危険が生じていることに鑑み、その航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に係る日本船舶において、小銃を用いた警備を実施することができる等の特別の措置を講じようとするものである。

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案(閣法第49号)

(衆議院 25.5.23可決 参議院 6.12法務委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るための借地借家に関する特別措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、大規模な災害により借地上の建物が滅失した場合について、一定期間は掲示をしなくとも借地権の対抗力を認めるものとするほか、借地権者による借地契約の解約を容易にする制度等を創設する。
- 二、大規模な災害の被災地における暫定的な土地利用に対する需要に応えるため、存続期間を5年以下とするとともに、更新を認めない短期の借地権の設定を可能とする制度を創設する。
- 三、大規模な災害により建物が滅失した場合に従前の建物の賃借人の保護を図るため、従前の建物の賃貸人が建物を再建して賃貸しようとするときは、従前の建物の賃借人にその旨を通知することとする。
- 四、政令で定める災害により建物が滅失した場合に従前の建物の賃借人がその敷地を優先的に賃借することができるものとする優先借地権制度等を定めた罹災都市借地借家臨時処理法を廃止する。
- 五、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 25.5.23可決 参議院 6.12法務委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害により区分所有建物が重大な被害を受けた場合に、区分所有建物及びその敷地の売却、区分所有建物の取壊し等の必要な処分を多数決により行うことを可能とする特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、区分所有建物の全部が滅失した場合における措置

大規模な災害により滅失した区分所有建物の敷地及びその災害により建物の価格の2分の1超に相当する部分が滅失した区分所有建物（以下「大規模一部滅失建物」という。）が二の3等に基づき取り壊された後の敷地について、5分の4以上の多数により、次の決議をすることを可能とする制度を創設する。

- 1 当該敷地に建物を再建する旨の決議（再建決議）
- 2 当該敷地を売却する旨の決議（敷地売却決議）

二、区分所有建物の一部が滅失した場合における措置

大規模一部滅失建物について、5分の4以上の多数により、次の決議をすることを可能とする制度を創設する。

- 1 当該大規模一部滅失建物及びその敷地を売却する旨の決議（建物敷地売却決議）
- 2 当該大規模一部滅失建物を取り壊し、かつ、その敷地を売却する旨の決議（建物取壊し敷地売却決議）
- 3 当該大規模一部滅失建物を取り壊す旨の決議（取壊し決議）

三、団地内の建物が滅失した場合における措置

大規模な災害により団地内の建物が滅失した場合における建物の再建や建替えの承認及び一括建替え等に関する特別の措置を創設する。

四、この法律は、公布の日から施行する。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第51号)

(衆議院 25.4.23可決 参議院 6.10政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 ※)

※ 衆議院において、25.6.24、憲法第59条第4項により、参議院が否決したものとみなす議決を行った。6.24、衆議院へ返付。6.24、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を改定する等の措置を講じようとするものである。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案(閣法第52号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則を創設するなど所要の罰則を整備しようとするものである。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣法第53号)

(衆議院 25.5.23修正議決 参議院 6.10厚生労働委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生年金基金の新設を行うことができないこととし、施行日から5年間に限り、厚生年金基金が解散時に政府に返還する代行給付に必要な資産の分割納付について、その期限を15年から30年に延長するとともに、事業所間の連帯債務とならないよう措置を講ずる。
- 二 施行日から5年経過後において、厚生年金基金の年金給付等積立金が一定の基準に該当しなくなったときは、厚生労働大臣は、社会保障審議会の意見を聴いた上で、解散を命ぜることができるものとする。
- 三 解散する厚生年金基金の事業所が他の企業年金制度等に移行できるよう、必要な措置を講ずる。
- 四 第3号被保険者期間のうち不整合期間を有する者が、厚生労働大臣に対し届出を行ったときは、当該期間を受給資格期間への算入期間とみなすとともに、八の政令で定める日の翌日から起算して3年を経過する日（以下「特定保険料納付期限日」という。）までの間、一定の範囲で特定保険料の納付を可能とする。
- 五 施行日において、不整合記録に基づき、老齢基礎年金等を受給している者については、特定保険料納付期限日の属する月までの間、受給額の水準を維持するものとする。また、四の特定保険料の納付がなかった場合、その後の老齢基礎年金額については、受給額の100分の90を限度として、減額を行うものとする。
- 六 障害基礎年金、遺族基礎年金等の保険料納付要件の特例等を10年間延長する。
- 七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、四及び五は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から、六は公布の日から施行する。
- 八 四の特定保険料の納付については、四の施行日から起算して1年9月を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

なお、衆議院において、政府は、この法律の施行日から起算して10年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】(25.6.18厚生労働委員会議決)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
- 一、経済・社会情勢を踏まえ、解散や他の企業年金等への移行を検討している厚生年金基金の要請に応じるため、本法の速やかな施行に努めるとともに、関係政省令の整備、説明・相談などの適切な対応等により、解散や移行が円滑に行われるよう体制の整備を図ること。
 - 二、総合型の厚生年金基金の解散に当たっては、加入員、受給者等に移行先の選択肢を含めて必要な情報が行き届き、その上で最善の意思決定が行われるよう、基金及び母体企業への支援を行うこと。また、基金から他の企業年金等への移行については、基金の母体企業の多くが中小企業であることに鑑み、現行の企業年金制度の手続面での改善等を含め、移行のための支援策を拡充すること。
 - 三、厚生年金基金の解散・移行に当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行するよう指導を行うこと。
 - 四、代行給付に必要な資産を有している厚生年金基金が今後代行割れを起こすことのないよう、従来以上に基金の資産状況等に対してモニタリングを実施し、基金が加入員、厚生年金被保険者等に対する情報開示を積極的に行うよう促すなど、適切な対応を行うこと。
 - 五、第3号被保険者の記録不整合問題について、特例追納の対象者や対象期間を分かりやすく説明し、できる限り多くの者が特例追納できるよう本措置の周知・広報に努めるとともに、記録不整合問題の再発防止策を徹底すること。
- 右決議する。

電気事業法の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 25. 6. 13修正議決 参議院 6. 17経済産業委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、現下の電力市場をめぐる状況に鑑み、段階的な電気事業に係る制度の抜本的な改革の一環として、今次、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進する機関に係る制度の創設等の措置を講ずるとともに、電気事業者以外の者が保有する発電用の電気工作物の有効活用を図るために、託送制度の見直し等の措置を講じようとするものである。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第55号)(先議)

(参議院 25. 4. 24総務委員会付託 5. 17本会議可決 衆議院 6. 7可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しに関する事項

これまで成立した二次にわたる一括法により見直しが具体化されたことに引き続き、残された義務付け・枠付けについて、地方からの提案に係る事項、通知・届出・報告、公示・公告等及び職員等の資格・定数等を中心に、関係法律の改正を行う。

二、都道府県の権限の市又は特別区への移譲に関する事項

住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするために、都道府県の権限を市又は特別区へ移譲することとし、関係法律の改正を行う。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】(25. 5. 16総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、義務付け・枠付けの見直しに伴い地方公共団体の条例制定が必要となる事項のうち、国が条例制定基準を定めるものについては、地方公共団体が議会での審議や住民の意見反映のために十分な時間を確保できるよう、条例制定基準を早期に定めること。

二、地方分権改革推進委員会第二次勧告で見直しの対象とならなかった義務付け・枠付けについても地方の声を聞きつつ、見直しを検討するとともに、義務付け・枠付けの新設について、累次の勧告等に基づき、必要最小限とするよう、政府内のチェック体制を確立すること。

三、基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずるとともに、都道府県による市町村に対する情報提供や人材育成等を支援すること。また、これまでの基礎自治体への権限移譲において、移譲先が指定都市等にとどまっている項目については、地方の声を聞きつつ、移譲先の更なる拡大を検討すること。

四、特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行及び地方独立行政法人の合併に当たっては、関係労働組合等と当該法人との間において労働条件について十分な交渉・協議が行われるよう、必要な助言等を行うこと。

五、義務付け・枠付けの見直し、都道府県から基礎自治体への権限移譲、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用等による国と地方の合意形成に努め、引き続き強力な推進を図ること。

右決議する。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 25. 5. 28可決 参議院 5. 28災害対策特別委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、災害発生時に避難の支援が特に必要となる者についての名簿の作成その他の住民等の円滑かつ安全な避難を確保するための措置を拡充するとともに、あわせて国による応急措置の代行等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 災害対策基本法の一部改正

- 1 災害の定義に、異常な自然現象の例示として、崖崩れ、土石流及び地滑りを追加する。
- 2 災害対策は、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること等を基本理念として行われるものとする。
- 3 各主体の責務
 - (一) 国及び地方公共団体は、ボランティアとの連携に努めなければならないものとする。
 - (二) 災害応急対策等に関する事業者は、災害時においても事業活動を継続するとともに、その事業活動に関し、国及び地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。
 - (三) 住民が防災に寄与することの例示として、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄及び防災訓練を追加する。
- 4 市町村地域防災計画は、一定の地区内の居住者等が共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、災害発生時における居住者等の相互支援等の防災活動に関する地区防災計画について定めることができるものとし、居住者等は、市町村防災会議に対し、地区防災計画を定めるよう提案できるものとする。
- 5 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を勘案して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないものとする。
- 6 市町村長は、災害発時における被災者の滞在先となるべき適切な施設の円滑な確保を図るために、生活環境等の確保に関する一定の基準を満たす施設を、指定避難所として指定しなければならないものとする。
- 7 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者についての名簿を作成するとともに、本人の同意を得て、消防機関、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できるものとする。
- 8 市町村長は、迅速かつ的確な住民の避難を図るため、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示できるものとする。
- 9 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が地方公共団体の災害応急対策を支援し、又は応急措置や広域一時滞在に係る協議を代行できるようにする。
- 10 市町村長は、災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないものとする。
- 11 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できるものとする。
- 12 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策のみならず、被災地外も含めた国民生活、国民経済等の重要課題について、政府が対処基本方針を定め、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処する仕組みを創設するとともに、内閣総理大臣は、物資の買占めの自肅等についての協力を国民に要請できることとし、要請を受けた国民は必要な協力をするよう努めるものとする。

二 災害救助法の一部改正

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、都道府県間の救助の応援に要した費用を国が立て替える仕組みを創設する。

三 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正

特定非常災害の被災者である相続人について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法

の特例を設けるものとする。

四 内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正

災害救助法等の所管を厚生労働省から内閣府に移管するものとする。

【災害対策基本法等の一部を改正する法律案及び大規模災害からの復興に関する法律案に対する附帯決議】(25.6.12災害対策特別委員会議決)

政府は、両法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 今回新設された減災等の基本理念については、国民に広くその意味を周知するとともに、共有化を図ること。

二 災害発生時の初動対応においては、人の生命及び身体の保護を最優先として、人的資源及び資機材を集中的に投入すること。

三 大規模災害発生時の政府の対応については、必要な対応が漏れなく、かつ、効率的に行われるよう、平素より、関係府省・部局の適切な業務分担及び密接な連携の確保に努めるとともに、災害派遣医療チーム（D M A T）、緊急災害対策派遣隊（T E C—F O R C E）等の既存の組織の法的位置付けの明確化、更には救難・救援その他災害対応に係る活動を一元的に指揮及び調整する権限を持つ組織について、検討を進めること。

四 災害発生時においては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（S N S）等により住民等から寄せられた情報を関係する組織で広く共有するとともに、これらの情報を救難・救援活動に活用することも検討すること。

五 地域住民の被災状況の把握・管理、配慮事項等の情報の共有化など、きめ細かな被災者支援のためには、情報通信技術の活用が有効であることを踏まえ、市町村に対し必要な支援を行うこと。

六 地域コミュニティが提案できることとされる「地区防災計画」については、地域の災害のリスクを自治体と共に認識とし、現実的な防災対策を共同して進めることができるようすること。

七 災害緊急事態において、生活物資をみだりに購入しないよう国民へ協力を求めるについてには、平素より、その目的及び趣旨を国民に周知するなど、国民が理解に基づき、冷静に対処できる環境を整備しておくこと。

八 避難所の設置及び運営については、自治体が、高齢者、難病・障がい者、子ども、女性等に必要な生活環境を確保するため、要配慮者等の意見を踏まえて避難所の基準を設けるなど、国として適切な支援を行うこと。

九 市町村長が避難行動要支援者名簿の情報を消防機関等の関係者に提供する際に、遗漏や個人情報の取扱いの問題が生じることのないよう、国としてもガイドラインの見直し等の支援を行うこと。また、避難支援等関係者の確保についても、必要な支援を行うこと。

十 市民のボランティア参加やN P Oによる活動の更なる促進に努めるとともに、災害発生時にこれらの活動の受入れ・調整等を円滑に行うための体制を自治体が整備できるよう、国として支援を行うこと。

十一 今後の大規模かつ広域な災害に的確に対応するため、専門課程を含めた大学等における防災教育の充実、防災に関する専門知識を有する人材の長期的な育成の促進、国及び自治体における防災の専門家の適切な配置等により、防災体制の強化を図ること。

十二 罹災証明書については、被災者支援にまず必要となることを踏まえ、その発行の迅速化と証明内容の信頼性の確保を図るため、市町村に対し被害調査体制の強化に向けた支援を行うこと。加えて、関係行政機関の間で罹災証明の取扱い等に関する広域間調整を行うなど、地域間格差が生じないよう配慮すること。

十三 災害多発時代に備え、地域防災を担っている自治体職員や市町村消防の体制の強化を図ること。

十四 国による復興基本方針の策定及び被災都道府県による復興方針の作成並びに被災市町村等による復興計画の作成においては、被災住民の意見が十分に反映される仕組みを整えておくこと。

十五 復興対策本部については、同本部が司令塔機能を十分に發揮するとともに、省庁の縦割りを

排した一元的な復興施策を効率的に実施できるよう、東日本大震災での取組を検証し、その在り方について検討すること。

十六 大規模災害からの復興に当たっては、大規模災害からの復興に関する法律における一般的な枠組みに加え、災害の規模、被害状況、地域の特性等に応じ、かつ、被災地の要望を踏まえ、柔軟な制度の運用に努めるとともに、法制上の措置を含めた所要の措置を講ずること。

十七 大規模災害からの復興に係る経費については、被害の状況及び被災自治体の財政等に留意し、迅速な復旧及び復興を推進する観点から、自治体の負担を可能な限り軽減する財政措置を講ずるとともに、速やかに必要な予算編成を行うこと。

十八 近年の公共事業の削減等により自治体の土木系職員や専門的知識を有する職員が減少傾向にある状況に鑑み、災害復旧・復興に資するノウハウの蓄積や人材の育成等マンパワーの強化に向けた取組に適切な支援策を講ずること。

十九 残された課題については更に検討を重ね、必要に応じて法制上の措置を講ずること。
右決議する。

大規模災害からの復興に関する法律案(閣法第57号)

(衆議院 25.5.28可決 参議院 5.28災害対策特別委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定、市町村による復興計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 復興に関する組織等

大規模災害が発生した場合において、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。また、政府は、当該災害からの復興のため、復興基本方針を定めるものとする。

二 復興計画等における特別の措置

大規模災害を受けた市町村は、土地利用の再編等による円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、単独で又は都道府県と共同して必要な復興整備事業等を内容とする復興計画を作成できるものとする。また、復興計画が所要の協議等を経た上で公表されたときは、土地利用基本計画の変更等がなされたものとみなすとともに、復興整備事業に係る許認可等の要件を緩和する特例等のほか、復興の拠点となる市街地を整備するために一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けるものとする。

三 災害復旧事業等に係る国等による代行

国又は都道府県は、被災した地方公共団体の長等から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体等に代わって自ら災害復旧事業等に係る工事を施行するものとし、また、復興を図るために必要な都市計画の決定等に必要な措置をとることができるものとする。

四 雜則

- 1 地方公共団体の長等は、復興計画の作成等のため必要があるときは、関係行政機関の長又は関係地方行政機関の長に対し、当該関係行政機関等の職員の派遣を要請することができるものとする。
- 2 国は、大規模災害が発生した場合において、当該災害からの円滑かつ迅速な復興のため特別の必要があると認めるときは、当該災害の規模その他の状況を踏まえ、当該災害の発生時における国及び地方公共団体の財政状況を勘案しつつ、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする。

五 施行期日等

この法律は、公布の日から施行するものとする。なお、この法律の規定は、平成25年4月12日

以後に発生した災害に適用するものとする。

【附帯決議】(25.6.12災害対策特別委員会議決)

災害対策基本法等の一部を改正する法律案(閣法第56号)と同一内容の附帯決議が行われている。

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案 (閣法第58号)

(衆議院 25.5.31可決 参議院 6.11経済産業委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、小規模企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業基本法の基本理念に小規模企業の意義等を規定するとともに、小規模企業者の範囲の弾力化、小規模企業への情報提供の充実、小規模企業の販路開拓及び資金調達の円滑化に係る支援等の措置を講ずるほか、最近における小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく資金の貸付けの状況に鑑み、同法を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、中小企業基本法の一部改正

- 1 小規模企業が、地域経済の安定や地域住民の生活の向上等に寄与するとともに、将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有することに鑑み、その活力が最大限に發揮されなければならないものとすることを新たに基本理念に規定する。
- 2 地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ることや、成長発展の状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること等を小規模企業に対する中小企業施策の方針に規定する。
- 3 女性や青年による創業の促進、海外における事業展開の促進、情報通信技術の活用の推進、事業の承継のための制度等の整備を基本的施策として追加する。

二、中小企業信用保険法、小規模企業共済法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正

小規模企業の多様性に着目し、特定の業種について小規模企業者の範囲の変更を政令で行うことができるよう規定する。

三、中小企業信用保険法の一部改正

資金調達の円滑化を図るため、信用保証の対象に電子記録債権を活用した資金調達を追加する。

四、中小企業支援法の一部改正

情報通信技術を活用して、中小企業・小規模事業者に対して専門家の紹介や支援施策に関する情報提供等を行う者を国が認定し、独立行政法人中小企業基盤整備機構の協力等の支援措置を講ずる。

五、下請中小企業振興法の一部改正

下請中小企業が連携して、自立的に取引先を開拓する計画を国が認定し、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を講ずる。

六、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部改正

事業再生促進のため、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の業務に、債務の株式化業務を追加する。

七、小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止

最近における小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく資金の貸付けの状況に鑑み、同法を廃止する。

八、附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 小規模企業者等設備導入資金助成法は、平成27年3月31日をもって廃止することとし、所要の経過措置について規定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第59号)

(衆議院 25.5.28可決 参議院 5.29財政金融委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、金融システムの信頼性及び安定性を高めるため、情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化、投資一任業者等による運用報告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化、投資法人の資本政策手段の多様化、大口信用供与等規制の強化、金融危機に際して金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を行う措置の創設等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、インサイダー取引規制に係る見直し

未公表の重要事実等を知っている会社関係者等による情報伝達・取引推奨行為に対し規制を導入するとともに、資産運用業者が自己以外の者の計算において違反行為を行った場合の課徴金額を引き上げる。

二、A I J 投資顧問株式会社事業を踏まえた資産運用規制の見直し

1 投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する罰則を引き上げる。

2 運用体制の整備された厚生年金基金に限定して特定投資家への移行を可能とする。

三、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等

投資法人による自己投資口の取得及び投資主への割当増資等を可能とする。

四、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理の枠組み

金融危機対応会議の議を経て内閣総理大臣が必要性の認定を行った場合に、預金保険機構による監視、流動性供給・資金援助等により、金融システム上重要な市場取引等の履行・継続を確保しながら、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を行うための措置を講ずることを可能とする。

五、銀行等による資本性資金の供給強化等

1 企業再生や地域経済の再活性化に資する効果が見込まれる場合に、銀行等による議決権保有規制（いわゆる5%ルール）について一定の緩和措置を設ける。

2 名義分割や迂回融資等による大口信用供与等規制の潜脱を防止するための規定を設ける。

六、施行期日

一、二2及び五1については公布の日から起算して1年を、三については公布の日から起算して1年6月を、四については公布の日から起算して9月を、それぞれ超えない範囲内において政令で定める日から施行するなど、所要の施行期日を定める。

【附帯決議】(25.6.11財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 実体経済を支えつつ、成長産業として経済をリードするという我が国金融業が果たすべき役割を踏まえ、金融機能の安定、市場の公正、利用者の保護等に万全を期すとともに、我が国金融資本市場の国際的な魅力を高め、アジアのメインマーケットたる市場を実現するための取組を推進すること。

一 公募増資に関連したインサイダー取引事案が、我が国市場の透明性、公正性に対する信頼を搖るがるものであることに鑑み、不公正な取引等を未然に防止するべく、自主規制機関や金融商品取引所を含めた関係者との連携を図りつつ、本法による規制の運用に万全を期すこと。

一 A I J 投資顧問による年金資産運用問題と同種の事案の再発を防止するため、本法による罰則の強化等資産運用規制の見直しを厳正に運用するとともに、近時の事例等も踏まえ、本法による見直しの対象とならない業者への規制についても、実効性ある投資者保護に資する対策を引き続き検討すること。

一 証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所の創設が、我が国市場の国際競争力の強化及び利用者利便の向上を図るために重要な取組であることに鑑み、金融庁、農林水産省及び

経済産業省が連携して、取引所等の関係者に対し一層の取組を促すなど、その早期実現に向けて取り組むこと。

一 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限到来後における中小企業金融の円滑化に関しては、関係省庁において取りまとめられた総合的な対策を引き続き推進するとともに、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮と合わせて、株式会社地域経済活性化支援機構を始めとする関係機関との協力の下、中小企業者等の事業再生等に向けた取組の強化を図ること。

右決議する。

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(閣法第60号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を追行することができるとしようとするものである。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第61号)

(衆議院 25.5.14修正議決 参議院 5.27環境委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地球温暖化対策が国を挙げて全力で取り組むべき喫緊の課題となっている中で、今後、非常に高い温室効果を持つフロン類の排出量が冷凍空調機器の冷媒用途を中心に急増する見込みであることに鑑み、現行法に基づく業務用冷凍空調機器の廃棄時や整備時におけるフロン類の回収及び破壊の徹底に加え、新たにフロン類又はフロン類使用製品の製造段階における規制、業務用冷凍空調機器の使用段階におけるフロン類の漏えい防止対策等を講じ、フロン類のライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類又はフロン類使用製品の製造・輸入業者の判断の基準となるべき事項等を定めることとする。

二、主務大臣は、フロン類の管理の適正化を推進するため、業務用冷凍空調機器の管理者の判断の基準となるべき事項等を定めるとともに、一定量以上の漏えいをさせた管理者に、毎年度、フロン類算定漏えい量等の報告を義務付けることとする。

三、業務用冷凍空調機器へのフロン類の充填を業として行う者の登録制度及び業務用冷凍空調機器から回収したフロン類の再生を業として行う者の許可制度を新たに導入することとする。

四、これらの措置を新たに講じることに伴い、法律名を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改めるとともに、目的等について所要の改正を行うこととする。

五、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、政府が新法の規定についての検討を加えるに当たって勘案すべき事項として、新法第98条のフロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する技術の研究開発の状況等を追加する旨の修正が行われた。

【附帯決議】(25.5.30環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、フロン類又はフロン類使用製品の製造業者等が講ずべき措置に関する判断の基準の設定に当たっては、代替技術や代替物質等の開発状況について最新の動向を幅広く把握しつつ、フロン類の排出削減につながるよう明確かつ最適な基準を定めるとともに、見直しも適宜行うこと。また、業務用冷凍空調機器の管理者が講ずべき措置に関する判断の基準も含めて、対象製品の選定に関する考え方や目標年度の考え方など重要事項については、本法第3条に定める指針に具体的に記述すること。
- 二、フロン類の排出抑制対策は、政府が定める地球温暖化対策計画による地球温暖化対策と一体的に推進を図ることとし、排出削減目標の設定についても検討を行うこと。また、フロン類は中長期的には廃絶することが望ましいとの展望を明確化した上で、代替物質への転換を加速化するインセンティブとなる具体的な施策を実施すること。
- 三、フロン類など過渡的で持続可能でない冷媒から、炭化水素や二酸化炭素など環境に対する負荷の少ない自然冷媒を含めた代替物質への転換を加速度的に図るために、代替技術の確立していない分野の研究開発事業や、初期コストが割高となっていることから普及が進まないノンフロン冷凍空調機器の導入に対する補助事業等について、当該初期コストに対する支援を含め予算措置の重点化を図ること。その際、一部の食品小売店舗等において自然冷媒を使用した機器の導入が進んでいることからその実態分析を行い、円滑な転換に資するよう支援策の充実に努めること。
- 四、フロン類の排出削減に当たっては、フロン類から自然冷媒を含めた代替物質への転換が極めて重要であることに鑑み、フロン類の代替物質の評価に際しては、安全性、経済性、供給の安定性等に留意しつつ、代替物質への転換が確実かつ迅速に進むように、適切に対応すること。
- 五、フロン類の生産抑制、排出抑制に向け、関係者の回収インセンティブの向上への効果、負担の公平性及び必要とされる行政コスト等を総合的に勘案しつつ、経済的手法の在り方について検討を進めること。
- 六、フロン類の確実な排出削減のため、冷凍空調機器、断熱材、ダストプロワー等のあらゆる分野においてノンフロン化のための技術開発及び普及並びに新冷媒に対応した人材の育成・啓発を積極的に支援するとともに、ノンフロン製品の購入を促進すること。
- 七、オゾン層保護及び地球温暖化防止対策は、地球環境の保全のために世界規模で取り組まれるべき課題であることを踏まえ、我が国の優れた技術を世界に向けて発信しノンフロン冷凍空調機器等の世界的な普及に努めるとともに、HFCの生産に対する世界共通の規制基準の導入について、リーダーシップを発揮し積極的に取り組むこと。

右決議する。

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第62号) (衆議院 25.5.28可決 参議院 6.12環境委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

従来、環境基本法においては、放射性物質による環境汚染の防止のための措置を原子力基本法等の関係法律に委ねていたが、平成24年6月に成立した原子力規制委員会設置法により、環境基本法が改正され、原子力基本法等に委ねる旨の規定が削除された。このため現在では、放射性物質による環境汚染の防止のための措置が環境基本法の対象とされている。一方、大気汚染防止法等の関係法律には、放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定が置かれている。本法律案は、このような状況を踏まえて、放射性物質による環境汚染を防止するため、大気汚染防止法等の関係法律の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を削除するとともに、放射性物質による大気汚染及び公共用水域等の水質汚濁の状況を常時監視する規定を設けることとする。

二、環境影響評価法の一部改正

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を削除し、放射性物質による大気汚

染、水質汚濁及び土壤汚染についても環境影響評価の対象とすることとする。

三、南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を削除し、南極地域活動計画において放射性物質による大気汚染等も含めて確認することとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から、三は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25.6.13環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、原子力規制委員会設置法による改正前の環境基本法第13条において「原子力基本法その他の関係法律」において委ねられていた「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置」に関して、従来の措置の内容と効果について詳細に把握するとともに、環境基本法に照らし政府の施策は万全であったかについて十分な検証を行うこと。

二、前項の検証に当たっては、環境基本法の目的・理念等と、従来原子力基本法、原子炉等規制法、放射線障害防止法等が目指してきたところとの異同について特に精査し、環境法制と原子力法制において新たに必要となっている措置について明確にすること。

三、環境基本法第13条の削除に伴う環境法令の整備に当たっては、単に適用除外規定の削除にとどまらず、環境基本法の目的・理念等を踏まえ、放射性物質に係る環境法制の再構築を図るとともに、環境基本法第2章に則り、放射性物質に係る環境の保全に関する基本的施策を可能な限り速やかに実施すること。

四、以上の趣旨を踏まえ、科学的、体系的に環境法制の再構築を行うため、放射線を始めとする各種の専門家による委員会を設置し、綿密かつ速やかな検討を行うこと。

右決議する。

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第63号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送について、当該輸送に際して同乗させることができる者の範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えるとともに、外国の領域において当該輸送の職務に従事する自衛官が、その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができるようするものである。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第64号)(先議)

(参議院 25.5.23厚生労働委員会付託 6.5本会議可決 衆議院 6.13可決)

【要旨】

本法律案は、障害者の権利に関する条約の批准に備えるため、障害者である労働者が障害により差別されることなく、かつ、その有する能力を有效地に発揮することができる雇用環境を整備する見地から、障害者に対する差別を禁止する等の措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を含む障害者雇用率を設定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 障害者に対する差別の禁止等

- 1 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならず、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをして

はならない。

- 2 事業主は、労働者の募集及び採用並びに障害者である労働者の職務の遂行について、障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。
- 3 事業主は、障害者に対する差別等について、障害者である労働者から苦情の申出を受けたときは、自主的な解決を図るよう努めることとし、都道府県労働局長は、紛争の解決の援助及び調停の委任を行うこととする。

二 精神障害者を含む障害者雇用率の設定

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。）である労働者の総数を算定の基礎に含めた障害者雇用率を設定し、事業主は雇用する障害者である労働者の数が雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。

三 施行期日等

- 1 この法律は、平成30年4月1日から施行する。ただし、一については平成28年4月1日から施行する。
- 2 二の障害者雇用率については、法律の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、精神障害者を含めた障害者の雇用の状況その他の事情を勘案して政令で定める。

【附帯決議】(25.5.30厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、本法の目的を十分に考慮し、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供が、募集、採用、就労のいずれの段階においても早期に実現し、障害者雇用の一層の促進が図られるよう、当事者である障害者の意向を最大限に考慮しながら、具体的な施策の取組を進めていくこと。
 - 二、合理的配慮義務の適用が猶予される「過重な負担」の基準設定については、その水準が本法の趣旨を不正に歪めることのない合理的な範囲で設定されるべきであることを念頭に、障害者団体を含む四者による労働政策審議会の協議を通じて指針を定めること。その際、合理的配慮の提供に対する財政的支援措置の在り方についても併せて検討すること。
 - 三、障害者に対する雇用上の差別禁止規定に違反する個々の案件に対する私法上の効果については、民法上の規定に則って個々の案件ごとに判断されることから、その適切な周知を図ること。
 - 四、公務部門における差別禁止と合理的配慮義務の遵守については、本法で適用が除外されている規定についての法令上の措置を確保するとともに、本法の目的を率先して実現し、障害者雇用の促進に寄与していく観点から、必要な財政上の措置に関する検討を含め、積極的な対策を講ずること。
 - 五、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務に関する紛争については、まずその自主的解決が促進されるよう具体的な施策を講ずることとし、その上で、都道府県労働局による助言、指導又は勧告、及び紛争調整委員会による調停が実効性あるものとなるよう、必要な対策を講ずること。
 - 六、労働者派遣契約の下での障害者の差別の禁止及び合理的配慮の提供義務については、現行の労働者派遣法に基づき適正な対応が図られるよう周知徹底を図ることとし、必要に応じて、具体的な措置を講ずるよう検討すること。
- 右決議する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第65号)(先議)

(参議院 25.5.23厚生労働委員会付託 6.5本会議修正議決 衆議院 6.13可決)

【要旨】

本法律案は、精神障害者が地域における生活へ移行することができるよう、保護者の制度の廃止と併せて、精神障害者に対する医療の見直し等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 精神障害者に治療を受けさせ、及び財産上の利益を保護する等の義務を保護者に課している仕組みを廃止する。
- 二 精神科病院の管理者は、精神保健指定医の診察の結果、医療及び保護のため入院の必要があると認められる場合に、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人（以下「家族等」という。）のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。
- 三 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、退院後生活環境相談員を選任し、退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。
- 四 精神科病院の管理者は、必要に応じて、精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供等を行う地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならない。
- 五 精神科病院に入院中の者の家族等は、都道府県知事に対し、その者の退院等の請求をすることができる。
- 六 厚生労働大臣は、精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を定めなければならない。
- 七 この法律は、一部を除き、平成26年4月1日から施行する。
- 八 政府は、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方並びに医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【修正要旨】

この法律の施行後3年を目途として検討を加えるべき事項に、精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方を追加する。

【附帯決議】(25.5.30厚生労働委員会議決)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
- 一、精神障害のある人の保健・医療・福祉施策は、他の者との平等を基礎とする障害者の権利に関する条約の理念に基づき、これを具現化する方向で講ぜられること。
 - 二、精神科医療機関の施設基準や、精神病床における人員配置基準等については、精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の内容を踏まえ、一般医療との整合性を図り、精神障害者が適切な医療を受けられるよう、各規定の見直しを検討すること。
 - 三、精神障害者の意思決定への支援を強化する観点からも、自発的・非自発的入院を問わず、精神保健福祉士等専門的な多職種連携による支援を推進する施策を講ずること。また、非自発的入院者の意思決定及び意思表明については、代弁を含む実効性のある支援の在り方について早急に検討を行うこと。
 - 四、非自発的入院の減少を図るため、「家族等いずれかの同意」要件を含め、国及び地方自治体の責任、精神保健指定医の判断等、幅広い観点から、速やかに検討を加えること。
 - 五、精神疾患の患者の権利擁護を図る観点から、精神医療審査会の機能強化の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。
 - 六、非自発的入院の特性に鑑み、経済面も含め、家族等の負担が過大にならぬよう検討すること。
 - 七、医療保護入院等の患者の退院後における地域生活への移行を促進するため、相談対応や必要な情報の提供、アウトリーチ支援など、その受け皿や体制整備の充実を図ること。
- 右決議する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第66号)(先議)

(参議院 25.5.20環境委員会付託 5.24本会議修正議決 衆議院 6.4可決)

【要旨】

生物多様性基本法が平成20年に制定され、さらに、平成22年の生物多様性条約第10回締約国会議において採択された愛知目標の中に、「既知の絶滅危惧種の絶滅や減少が防止されること」が位置付けられるなど、生物の多様性に対する国内外の関心が極めて高まってきており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を一層推進することが求められている。一方、希少野生動植物種はその希少性から高額で取引されるものが多く、違法な譲渡し等の再犯事例も発生しており、悪質な違法取引が後を絶たない状況にある。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策を一層強化するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法の目的において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ること」が、「良好な自然環境の保全」のみならず「生物の多様性の確保」にもつながることを明らかにすることとする。

二、国の責務として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実を図ることを明記することとする。

三、希少野生動植物種の個体等に関して、販売又は頒布の目的の広告を原則として禁止することとする。

四、国際希少野生動植物種の個体等の登録に関する事務手続を改善し、個体等の区分又は主な特徴等に変更が生じた場合における変更登録、登録票の書換交付等の手続を新設することとする。

五、国内希少野生動植物種の保護増殖事業の円滑化を図るため、国及び地方公共団体以外の者が、環境大臣の認定を受けた保護増殖事業等として行う個体等の譲渡し等について、環境大臣の許可を要しないこととする。

六、国は、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を通じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないものとすること。

七、罰則において大幅な強化を図り、希少野生動植物種の個体等の違法な譲渡し等に関する罰則の上限を引き上げることとする。

八、この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【修正要旨】

検討条項を「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、新法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種の選定及び選定後における生息地等の保護、保護増殖事業等の取組が、科学的知見を活用しつつ、一層積極的かつ計画的に促進されるようにするための制度並びに同条第4項に規定する国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る制度の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」に改めることとする。

【附帯決議】(25.5.23環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、種の保存に関する科学的知見の充実を図り、それに基づいて、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」(以下「保全戦略」という。)を始め、総合的な施策を策定・実施すること。

二、「保全戦略」は海洋生物を含めて策定すること。また、「保全戦略」は、種の指定の考え方や進め方を示す、大胆かつ機動性の高いものとすること。

三、「保全戦略」に希少野生動植物種の指定に関する国民による提案の方法及び政府による回答の方法等を明記すること。

四、改正法施行後3年の見直しに向けて、以下の取組を行うこと。

1 「保全戦略」を法定計画とし、閣議決定することを検討すること。

- 2 種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護管理計画などを勧告する、専門家による常設の科学委員会の法定を検討すること。
 - 3 希少野生動植物種等の指定に関して、国民による指定提案制度の法定を検討すること。
 - 4 国際希少野生動植物種の個体等の登録制度において、個体等識別情報をマイクロチップ、脚環、I C タグ等によって全ての個体等上へ表示するとともに、登録票上へも I C タグ等により表示することによって、登録票の付け替え、流用を防止する措置、並びに登録拒否、登録の有効期間の設定及び登録抹消手続の法定を検討すること。
- 五、希少野生動植物種等の指定は、科学的知見を最大に尊重して実施することとし、当面、2020年までに300種を新規指定することを目指し、候補種の選定について検討を行うこと。そのため、中央環境審議会自然環境部会の野生生物小委員会において、種の指定の考え方や候補種の選定等について議論を行い、その結果を尊重すること。また、同小委員会の委員については、国民の理解を得られる人選を行い、自由闊達な議論を保障するとともに、明確な理由の存在しない限り、国民に対する情報の公開を徹底すること。
- 六、生物多様性基本法第8条「政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない」を踏まえ、希少野生動植物種の保存のため、地方自治体への支援を含め、財政上、税制上その他の措置を講ずること。
- 七、生物多様性基本法第24条、改正法第53条第2項に則り、種の保存に関し、最新の科学的知見を踏まえた学校教育・社会教育・広報活動、専門的な知識・経験を有する人材の育成、種の保存に関して理解を深める場及び機会の提供等により、種の保存に関する国民の理解を深めること。
- 八、改正法附則第7条に基づき、改正法施行後、速やかに、今回の改正内容のみならず、種の保存法全体について見直しを開始し、改正法施行3年後に速やかに必要な措置を講ずること。
- 九、中央環境審議会は、環境大臣の諮問を待たず、種の保存に関連して、前項の種の保存法の見直しやその他関係法令の見直しを含め、積極的に意見具申を行うこと。
- 十、海洋生態系の要となる海棲哺乳類を含めた海洋生物については、科学的見地に立ってその希少性評価を適切に行うこと。また、候補種選定の際、現在は種指定の実績がない海洋生物についても、積極的に選定の対象とすること。
- 十一、近年、地球温暖化に伴う急激な気候の変化によって、ホッキョクグマ、サンゴなどの種や生態系への影響が世界的に顕著になり始めていることに鑑み、我が国政府は、カンクン合意を踏まえつつ、低炭素社会に向けての新たな世界的な枠組みの構築のため、2020年からの実施を目指し法的文書の合意を2015年までに得ることについて、リーダーシップを発揮すること。
- 右決議する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第67号)(先議)

(参議院 25.5.20環境委員会付託 5.24本会議可決 衆議院 6.4可決)

【要旨】

生物多様性基本法が平成20年に制定され、さらに、平成22年の生物多様性条約第10回締約国会議において採択された愛知目標の中に、侵略的外来種を制御、根絶するための対策等を講じることが位置付けられるなど、生物の多様性に対する国内外の関心が極めて高まってきており、外来生物対策を一層推進することが求められている。一方、特定外来生物が交雑することにより生じた生物による生態系等に係る被害が懸念されるなどの状況にある。

本法律案は、このような状況を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための施策を一層強化するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、外来生物の定義を改正し、外来生物が交雫することにより生じた生物を外来生物に含めることとする。

二、現在例外なく禁止されている特定外来生物の放出等について、防除の推進に資する学術研究の目的で主務大臣の許可を受けた場合及び防除の目的で主務大臣の確認又は認定を受けた場合は例外として行えることとする。

三、主務大臣による措置命令の対象を、許可なく飼養等をしている者等に拡大するとともに、措置命令の内容として、特定外来生物の飼養等の中止、放出等をした特定外来生物の回収等を新たに規定することとする。

四、主務大臣等が、防除のために、その職員に所有者等不明の土地への立入り等をさせる場合の手続を規定することとする。

五、特定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等の検査及び特定外来生物が付着し、又は混入している輸入品等の消毒又は廃棄の命令を規定することとする。

六、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25.5.23環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、生態系等に係る被害を及ぼす外来生物について、科学的知見を踏まえて積極的に特定外来生物に指定するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して根絶に向け防除を進めること。

二、特定外来生物と在来生物との交雑種については、交雑が進むことにより在来生物の遺伝的かく乱等の生態系への被害が生じることに鑑み、本法の施行後、対象となる種の指定を速やかに行うとともに、防除に係る措置に早期に着手すること。

三、特定外来生物の放出等の許可に当たっては、当該放出等による在来生物、農林水産業等への影響が抑えられるよう、関係者の意見を聴取するなど必要な対策について万全を期すよう努めること。

四、本法実施に係る人員の確保及び予算の充実に努めるとともに、輸入時の外来生物の侵入防止のため、関係府省間の連携強化を図ること。また、輸入品等に混入・付着して非意図的に導入される特定外来生物に関して、導入経路及び生育状況の調査並びに監視について、一層の強化に努めること。

五、現行法が対象としない国内由来の外来種への対応については、地方公共団体等が重要な役割を担っていることから、科学的知見及び防除マニュアル等の情報提供に努めるとともに、財政支援等必要な措置を講ずること。

六、東日本大震災では下北半島から房総半島に至る広大な範囲で、大規模地震と共に伴う巨大津波による塩害や砂浜消滅などの生息域破壊により、被災地域の生物や生態系が甚大な被害を受けるとともに、被害を被り弱体化・減少した在来固有種の生息地に侵略的外来種等が侵襲しつつあることに鑑み、被災地の生物や生態系の被害影響調査を実施し、生態系回復・保全に対する取組を強化するとともに、侵略的外来種等に対して適切な防除等の措置を講ずること。

右決議する。

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中止の特例に関する法律案(閣法第68号)

(衆議院 25.5.21可決 参議院 5.22文教科学委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中止の特例について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、政令で定める理由により原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から1月以内に当該和解の仲介の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中止に関しては、当該和解の仲介の申立て

- ての時に、訴えの提起があったものとみなすこと。
- 二、この法律は、公布の日から施行すること。
- 【附帯決議】(25.5.28文教科学委員会議決)
- 政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。
- 一、東京電力福島第一原子力発電所事故の被害の特性に鑑み、東日本大震災に係る原子力損害の賠償請求権については、全ての被害者が十分な期間にわたり賠償請求権の行使が可能となるよう、平成25年度中に短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に関して、法的措置の検討を含む必要な措置を講じること。
- 二、損害賠償請求に至っていない被害者を把握するため、東京電力株式会社が行う損害賠償手続及び原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介手続等について一層の周知徹底を図ること。
- 三、原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介を打ち切るに当たっては、被害者がその後に行う訴えの提起の行使が実務上可能となるよう運用上、特段の配慮を行うこと。
- 四、政府は、東京電力株式会社に対して、全ての被害者に対する損害賠償につき、適切な指導・監督を行うこと。
- 右決議する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案(閣法第69号)

(衆議院 25.5.31可決 参議院 6.12内閣委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、総則
- 1 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
 - 2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければならない。
 - 3 国民は、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。
 - 4 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。
- 二、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
- 1 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
 - 2 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 三、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
- 1 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。また、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
 - 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。また、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。
 - 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「国等職員対応要領」という。）を

定めるものとする。

- 4 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。国は、地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 主務大臣は、基本方針に即して、事業者が適切に対応するために必要な対応指針を定めるものとする。また、主務大臣は、対応指針に定める事項について、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
- 6 国等職員対応要領及び対応指針を定めようとするときは、あらかじめ障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 7 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところによる。

四、障害を理由とする差別を解消するための支援措置

- 1 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族等からの障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等に必要な体制の整備を図るものとし、また差別の解消について国民の関心と理解を深め、特に、差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るために必要な啓発活動を行うものとする。
- 2 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 3 国及び地方公共団体の機関であって、障害者の自立と社会参加に関する分野の事務に従事するものは、地方公共団体の区域において情報の交換、障害者からの相談及び事例を踏まえた協議並びに障害を理由とする差別を解消するための取組を行う障害者差別解消支援地域協議会を組織できるものとする。

五、施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行する。
- 2 政府は、本法律の施行後3年を経過した場合において、本法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

【附帯決議】(25.6.18内閣委員会議決)

- 政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
- 一 本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要な手続を進めること。また、同条約の趣旨に沿うよう、障害女性や障害児に対する複合的な差別の現状を認識し、障害女性や障害児の人権の擁護を図ること。
 - 二 基本方針、対応要領及び対応指針は、国連障害者権利条約で定めた差別の定義等に基づくとともに、障害者基本法に定められた分野別の障害者施策の基本的事項を踏まえて作成すること。また、対応要領や対応指針が基本方針に即して作成されることに鑑み基本方針をできる限り早期に作成するよう努めること。
 - 三 対応要領や対応指針においては、不当な差別的取扱いの具体的な事例、合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方等を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること。
 - 四 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、その水準が本法の趣旨を不当にゆがめることのない合理的な範囲で設定されるべきであることを念頭に、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明

- することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。
- 五 本法の規定に基づき、主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて毎年国会に報告すること。
- 六 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めるなどを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。
- 七 本法の規定に基づいて行う啓発活動については、障害者への支援を行っている団体等とも連携を図り、効果的に行うこと。
- 八 障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、財政措置も含め、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実を図ること。また、国の出先機関等が地域協議会に積極的に参加するとともに、本法に規定される報告徴収等の権限の活用等を図ることにより、実効性の確保に努めること。
- 九 附則第7条に規定する検討に資するため、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を図ること。また、同条の検討に際しては、民間事業者における合理的配慮の義務付けの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること。本法の施行後、特に必要性が生じた場合には、施行後3年を待つことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。
- 十 本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。
- 十一 本法施行後、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の定義を検討すること。
- 十二 本法第16条に基づく国「障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供」に関する措置のうち、特に内閣府においては、障害者差別解消支援地域協議会と連携するなどして、差別に関する個別事案を収集し、国民に公開し、有効に活用すること。右決議する。

生活保護法の一部を改正する法律案(閣法第70号)

(衆議院 25.6.4修正議決 参議院 6.18厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、保護の決定に際してのより実効ある不正の防止、医療扶助の実施の適正化等を図ることにより、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、保護の決定に係る手続の整備、指定医療機関等の指定制度の整備、被保護者が就労により自立することを促進するための給付金を支給する制度の創設等の措置を講じようとするものである。

生活困窮者自立支援法案(閣法第71号)

(衆議院 25.6.4可決 参議院 6.18厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活困窮者が増加する中で、生活困窮者について早期に支援を行い、自立の促進を図るため、生活困窮者に対し、就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住する住宅を確保し、就職を容易にするための給付金を支給する等の措置を講じようとするものである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第72号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じようとするものである。

薬事法等の一部を改正する法律案(閣法第73号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、医薬品、医療機器、再生医療等製品等の安全かつ迅速な提供の確保等を図るため、最新の知見に基づく内容が記載された添付文書の届出義務の創設等の安全対策の強化を行うとともに、医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大、再生医療等製品の条件及び期限付承認制度の創設等の医療機器及び再生医療等製品の特性を踏まえた規制を構築する等の措置を講じようとするものである。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律案(閣法第74号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、再生医療等の迅速かつ安全な提供及び普及の促進を図り、もって医療の質及び保健衛生の向上に寄与するため、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保及び生命倫理への配慮に関する措置その他の再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置を明らかにするとともに、再生医療等製品以外の細胞加工物の製造の許可等の制度を定めようとするものである。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(閣法第75号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する重要事項に拡充し、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項について内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官により同会議の審議を行うことができるようとするほか、内閣官房に国家安全保障局を設置すること等により、同会議の審議体制を強化しようとするものである。

本院議員提出法律案

脱原発基本法案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、できる限り早期に脱原発の実現を図り、国民の生命、身体又は財産を守るとともに国民経済の安定を確保するため、脱原発について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、脱原発を実現するための施策に関する基本的な計画について定めようとするものである。

いじめ対策推進基本法案(参第2号)

(参議院 25.6.18撤回)

【要旨】

本法律案は、いじめが児童生徒等の尊厳を害するとともに、あらゆる児童生徒等の良好な教育環境を損ない、児童生徒等の適切な教育を受けて健全に成育する権利を害するものであることに鑑み、児童生徒等をいじめることを禁止するとともに、いじめ対策に関し、基本理念及び国の責務等を明らかにし、並びに基本計画等の策定その他のいじめ対策の基本となる事項、いじめ又はその兆候の発見及びいじめに関する事案への対処に関する措置、いじめ対策の実施の状況の把握及び評価等について定めることにより、いじめ対策を総合的に推進しようとするものである。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(参第3号)

(参議院 25.6.19内閣委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めようとするものである。

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 25.4.23厚生労働委員会付託 4.26本会議可決 衆議院 5.10可決)

【要旨】

本法律案は、指定薬物の製造、輸入、販売等の現状に鑑み、これに適切に対処するため、麻薬取締官及び麻薬取締員に指定薬物に係る司法警察員としての職務並びに指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等に関する職權を行わせるとともに、指定薬物又はその疑いがある物品の試験のための収去等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 麻薬取締官及び麻薬取締員の指定薬物に係る職務及び職權の追加

1 司法警察員としての職務の追加

麻薬取締官及び麻薬取締員は、指定薬物に係る薬事法に違反する罪について、司法警察員として職務を行う。

2 廃棄その他の処分及び立入検査等に関する職權の追加

厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等を麻薬取締官又は麻薬取締員にも行わせることができる。

二 指定薬物に係る収去の権限の追加等

1 厚生労働大臣又は都道府県知事は、その職員に、指定薬物又はその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

- 2 1による収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合についての罰則を設ける。
 - 3 収去の権限の追加に伴い立入検査等の要件を見直し、指定薬物の規制に係る規定の施行のため必要があると認めるときに行うことができるものとする。
- 三 施行期日等
- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 - 2 その他所要の規定の整理を行う。

民法の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、嫡出でない子の権利の保護の観点から、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と一緒にしようとするものである。

民法の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 25.5.28法務委員会付託 6.12本会議修正議決 衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、事業者の貸金等債務を主たる債務とする保証契約による過大な保証債務の負担により、保証人の生活の破綻等を招く事例が多く生じていることに鑑み、保証人が金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人又は主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、その効力を生じないこととしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約の制限

保証人が金銭の貸付け又は手形の割引を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務（金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務をいう。）を主たる債務とする保証契約及び主たる債務の範囲に当該貸金等債務が含まれる根保証契約（以下「特定貸金等保証契約」という。）は、次に掲げる場合を除き、その効力を生じない。

1 保証人が法人である場合

2 保証人が主たる債務者である法人の代表者である場合

二、特定貸金等保証契約の求償権についての保証契約の制限

一の1又は2に掲げる場合における特定貸金等保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約は、当該保証契約の保証人が次に掲げる者である場合を除き、その効力を生じない。

1 一の1に掲げる場合における特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約である場合にあっては、法人又は当該保証契約の主たる債務者である法人の代表者

2 一の2に掲げる場合における特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約である場合にあっては、法人

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四、経過措置

この法律による改正後の規定は、この法律の施行前に締結された特定貸金等保証契約及び特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約については、適用しない。

【修正要旨】

附則を次のように改める。

- 一、この法律は、別に法律で定める日から施行する。
- 二、一の別に法律で定める日については、この法律の公布後2年を目途として、この法律による改正後の民法の規定による保証契約に係る措置が講ぜられたとしても事業を行うために必要な資金の確保等に支障が生ずることがないよう、金銭の貸付けを業として行う者に対する規制その他の必要な措置を講じ、当該措置の実施の状況等を勘案して定めるものとする。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法の一部を改正する等の法律案(参第7号)

(参議院 25.6.10 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区をめぐる現状等に鑑み、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、議員定数の見直しを含めた衆議院議員の選挙制度の抜本的な見直しが行われるまでの間における措置として、人口に比例して各都道府県に配当した選挙区の数を基に選挙区の改定等を行おうとするものである。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、日本国外において人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による被害を受けた日本国籍を有する者又はその遺族に対し犯罪被害者等給付金を支給しようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 25.6.19 総務委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体における非常勤の職員の現状等に鑑み、普通地方公共団体が、条例を定めることにより、非常勤の職員のうちその勤務形態が常勤の職員に準ずる者に対し、常勤の職員と権衡を考慮した手当を支給することができる新たに定めようとするものである。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与するため、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めるものである。

国家公務員制度改革基本法の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革を引き続き着実に推進するため、国家公務員制度改革推進本部の設置期限を延長しようとするものである。

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、違法な国庫金の支出等について、会計検査院に対し監査を求める必要な措置を講ずべきことを請求するとともに、監査の結果に不服がある等の場合には訴訟を提起することができる制度を設けようとするものである。

特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故により放出された放射性物質による著しい汚染が相当範囲にわたって生じており、当該汚染の除去が容易でない土地等が存在していること等に鑑み、当該汚染に係る対策に関する国の社会的な責任と果たすべき役割を踏まえ、特定原子力被災地域における今後の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民その他の関係者の生活再建等の促進に資する施策について、国の積極的な取組による推進に関する事項を定めようとするものである。

国家賠償法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は重大な過失によって違法に他人に損害を加えたとき、その公務員にこれを賠償する責任を負わせようとするものである。

幹部国家公務員法案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法を踏まえ、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めようとするものである。

会計検査院法の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、会計検査の機能の強化を図るため、検査官の任命資格の整備並びに任期の短縮及び定年の引上げ、実地の検査の結果等の検査報告への掲記の義務付け、不当事項への対処に関する検査の制度の創設、懲戒の処分を要求することができる場合の拡大、会計検査院による告発の制度の創設等を行おうとするものである。

予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(参第17号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の予算の執行の適正化の確保に資するため、予算執行職員がその義務に違反して支出等の行為をした場合における弁償責任の厳格化及び会計検査院による懲戒処分要求制度の強化を図るなどしようとするものである。

地方公務員法等の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公務員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るための人事評価制度並びに地方公務員の退職管理の適正を確保するための再就職者による依頼等の規制を導入するとともに、自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講じようとするものである。

地方公務員の労働関係に関する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めようとするものである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部候補育成課程を創設し、内閣人事局を設置するとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講じようとするものである。

国家公務員の労働関係に関する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めようとするものである。

公務員庁設置法案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置しようとするものである。

電力自由化推進法案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、電気の需給に係る規制を緩和し、市場原理に基づいた電気の需給調整の仕組みを構築すること等により原子力発電を利用せずに電気の安定供給を実現するための抜本的な改革を行うことが喫緊の課題となっていることに鑑み、当該改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、電力自由化推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするものである。

検察審査会法の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、検察審査会による起訴議決に基づく公訴の提起等が刑事被告人の人権保障に重大な影響を及ぼすものであるにもかかわらず、その審査の適正性を担保する仕組みが不十分であることと鑑み、検察審査会の審査等の一層の適正化に資するため、検察審査会議に出席した者の全ての発言を会議録に記載し、検察審査会議の開催の状況に関する事項を公表し、審査補助員を増員しようとするものである。

原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案(参第25号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、原子力規制委員会設置法の目的規定等において原子炉の廃止を明記し、原子力規制委員会に廃炉安全専門審査会を置き、及び福島原子力発電所事故に係る原子力規制委員会の責務を定めようとするものである。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(参第26号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険を軽減するため、児童の通学安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会、児童通学安全交付金等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童通学安全確保対策を推進しようとするものである。

体罰等の防止に関する対策の推進に関する法律案(参第27号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、児童生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資するため、体罰等の防止に関する対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、体罰等の防止に関する対策の基本となる事項を定めることにより、体罰等の防止に関する対策を総合的に推進する等の措置を講じようとするものである。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(参第28号)

(参議院 25.6.20内閣委員長提出 6.21本会議可決 衆議院 6.26可決)

【要旨】

本法律案は、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となっている状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(参第29号)

(参議院 25.6.20内閣委員長提出 6.21本会議可決 衆議院 6.26可決)

【要旨】

本法律案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、電子メールを送信する行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申出、当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与を強化するほか、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援を明記する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電子メールを送信する行為の規制

拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に含め、規制の対象とする。

二、警告に係る通知並びに禁止命令等に係る申出及び通知

1 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を当該警告を求める旨の申出をした者に通知しなければならず、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該警告を求める旨の申出をした者に書面により通知しなければならない。

2 警告を求める旨の申出をした者の申出によっても、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は禁止命令等をすることができる。公安委員会は、当該申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならず、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。

三、国及び地方公共団体の支援等

1 国及び地方公共団体がストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないことを明記する。

2 国及び地方公共団体は、1の支援、ストーカー行為等の防止に関する啓発等及び当該防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援を図るため、必要な体制の整備、当該組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

四、禁止命令等をすることができる公安委員会等の拡大

1 被害者の居所若しくは加害者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所。）の所在地又はつきまとい等が行われた地を管轄する公安委員会においても、禁止命令等をすることができるようとする。

2 警告又は仮の命令をすることができる警察本部長等について、1と同様の改正を行う。

五、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
2 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第30号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づく内閣による人事管理機能の強化、国家公務員の退職管理の一層の適正化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会に替

わる民間人材登用センター及び再就職等監視・適正化委員会に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行おうとするものである。

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人事費の総額の削減に関する法律案(参第31号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、当分の間の措置として国家公務員の給与の減額措置を定めるとともに、国家公務員の人事費の総額を100分の20以上削減するため、退職手当制度、給与制度等に関し政府が講ずべき措置について定めようとするものである。

受動喫煙防止対策の推進に関する法律案(参第32号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、受動喫煙により人の健康に悪影響が生ずることが科学的に明らかであることに鑑み、受動喫煙防止対策を迅速かつ確実に推進し、もって国民の健康の保持に寄与するため、受動喫煙防止対策の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、受動喫煙防止対策を推進するために必要な事項を定めようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第3号)

(衆議院 25.4.12修正議決 参議院 4.17政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託
4.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、ウェブサイト等及び電子メールを利用する方法による選挙運動を解禁する。ただし、電子メールについては、送信主体を候補者・政党等に限定するとともに、送信先を限定する。
- 二、選挙運動用有料インターネット広告を禁止する。ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告を掲載させることができる。
- 三、インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為及び屋内の演説会場内における映写を解禁する。
- 四、誹謗中傷・なりすまし対策として次の措置を講ずる。

- 1 ウェブサイト等により選挙運動用又は落選運動用の文書図画を頒布する者に対し、電子メールアドレス等の表示を義務付けるとともに、選挙運動用又は落選運動用の電子メールの送信者に対し、氏名、電子メールアドレス等の表示を義務付ける。
- 2 氏名等の虚偽表示罪の対象に、インターネット等を利用する方法による通信を加える。
- 3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律について、発信者に対する削除同意照会期間の特例等を設ける。
- 4 選挙に関しインターネット等を利用する者に対し、インターネット等の適正な利用についての努力義務を課す。

五、この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、施行日以後初めて公示される国政選挙の公示日以後に公示又は告示される全ての国政選挙及び地方選挙について適用する。

六、候補者・政党等以外の者が行う電子メールを利用する方法による選挙運動については、次回の国政選挙後、その実施状況の検討を踏まえ、次々回の国政選挙における解禁について適切な措置が講ぜられるものとする。

七、有料インターネット広告の特例については、候補者にもこれを認めることについて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【附帯決議】(25.4.18政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

本案は、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとするもので、これにより、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図ろうとするものである。

- 一、本法の施行状況を踏まえ、セキュリティ対策等新たな問題等が明らかになった場合には、その都度検証の上、法改正を含めて適宜適切な措置が講ぜられるものとする。
- 二、政府は、プロバイダ等が、選挙運動用又は落選運動用の文書図画につき、自己の名誉を侵害されたとする候補者からの申出を受けて削除する場合は、選挙の重要性に鑑み、迅速かつ適切に行われるよう必要な要請や支援を行うこと。
- 三、民主主義の根幹である選挙の意義に鑑み、悪質な誹謗中傷、なりすましに対しては、警察において、迅速かつ適切な対応を行うべく最大限の努力を傾げること。
- 四、政府は、海外からのインターネットを利用した選挙の公正を阻害するような行為につき、必要な対策を講ずること。

- 五、選挙運動の規制の在り方、選挙の公正を確保するための必要な措置について、検討が行われるとともに、インターネット等を利用する方法による選挙運動は、事実上制限がなく自由になることから、ファクシミリ装置を選挙運動に用いることができない等の現行公職選挙法における選挙運動用文書図画の頒布・掲示規制その他の選挙運動規制の在り方について、検討が加えられ、適切な措置が講ぜられるものとする。
- 六、ウェブサイト等を利用した選挙運動については、一般有権者も解禁の対象としているが、種々の規制も設けられており、また、事前運動や未成年者の選挙運動は現行法上も禁止されており、これらの点について、政府は、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うとともに、有権者の適切な判断に資するよう、選挙管理委員会のホームページ等による国民への啓発の充実に努めること。
- 七、政府は、インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁に対応するために必要な選挙管理委員会の体制の整備を支援すること。
- 八、インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁に合わせて、有権者の適切な判断に資するよう、国及び地方公共団体は、インターネットを利用した議員等の活動に関する情報発信の基盤強化及び内容の充実を一層推進するよう努めること。
- 九、インターネットを利用する投票方法を導入するとした場合に必要となる技術上及び制度上の措置並びに生じうるであろう問題については、諸外国の状況も勘案し、あらゆる角度から検討が加えられ、その結果に基づいて適切な措置が講ぜられるものとする。
- 右決議する。

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案(衆第4号)

(衆議院 25.3.22可決 参議院 3.22厚生労働委員会付託 4.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進（以下「研究開発等」という。）に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、再生医療の研究開発から実用化までの施策の総合的な推進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 再生医療の研究開発等に関する施策は、治療等に際して、再生医療を世界に先駆けて利用する機会が国民に提供されるように進められべきこと、施策の有機的な連携と実効性を伴う総合的な取組が進められるべきこと等を基本として行わなければならない。
- 二 国は、再生医療の迅速かつ安全な研究開発等に関する施策の総合的な策定及び実施並びに国民に対する啓発の責務を有し、関係省庁の協力体制を確立するものとする。
- 三 医師等、研究者及び再生医療に用いる細胞の培養等の加工を行う事業者は、国が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- 四 国は、再生医療の迅速かつ安全な研究開発等に関する基本方針を定めるとともに、再生医療に関する状況の変化を勘案し、少なくとも3年ごとに、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 五 国は、再生医療の研究開発等が図られるよう、必要な法制上、財政上又は税制上の措置等を講ずるものとする。
- 六 国は、先進的な再生医療の研究開発の促進、再生医療を行う環境の整備、臨床研究環境の整備、再生医療製品の審査に関する体制の整備、再生医療に関する事業の促進、人材の確保等のために必要な施策等を講ずるものとする。
- 七 国は、再生医療の迅速かつ安全な研究開発等に関する施策の策定及び実施に当たっては、安全性を確保し、生命倫理に対する配慮をしなければならないこととともに、国及び関係者は、再生医療の実施に係る情報の収集を図り、当該情報を用いて適切な対応が図られるよう努めるも

のとする。

八 この法律は、公布の日から施行する。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆第7号)

(衆議院 25.4.23可決 参議院 4.23文教科学委員会付託 4.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、スポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の対象とすることができまするサッカーの試合を追加するとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の業務にスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするために必要な業務を行うことを追加し、あわせて、当分の間の措置として、センターがスポーツ振興投票券の売上金額の一部を国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になれるようにするために行うスポーツ施設の整備等の業務に必要な費用に充てることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正

センターは、現行の対象試合のほか、サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする組織で文部科学大臣が指定する指定組織が開催するサッカーの試合で文部科学省令で定める基準に適合する特定対象試合をスポーツ振興投票の対象とすることができる。

二、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正

1 センターの業務に、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするために必要な業務を行うことを追加すること。

2 センターは、スポーツ振興投票券の売上金額の100分の5を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める特定金額を、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になれるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める特定業務に必要な費用に充てるものとすること。

三、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 二の2の特定業務に係る規定については、この法律の施行後7年以内に、当該規定の見直しが行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案(衆第16号)

(衆議院 25.5.21可決 参議院 5.21政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公職選挙法の一部改正

1 成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定を削除する。

2 代理投票の要件に係る条文上の表現を改める。

3 代理投票における補助者は、投票管理者が投票所の事務に従事する者のうちから定めるものとする。

- 4 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとする。
- 二、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正

電磁的記録式投票機による代理投票等について、一の2及び3と同様とする。

三、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正

- 1 成年被後見人は憲法改正国民投票の投票権を有しないものとする規定を削除する。
- 2 憲法改正国民投票について、一の2から4と同様とする。

四、その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、施行日後に公示され又は告示される選挙等について適用する。

- 2 その他所要の規定を整備する。

【附帯決議】 (25.5.27政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、成年被後見人の選挙権等が回復されることについて周知徹底を図るとともに、選挙等の公正な実施を確保するための措置が適切に講ぜられるよう、地方公共団体に対する支援を行うこと。

- 二、郵便等による不在者投票における対象者の拡大や点字投票の導入等、障がいを有するなどの有権者の政治参加を容易にするための施策について、不正投票の防止策の実効性を検証しつつ検討を行い、必要な措置を講ずること。

- 三、障がいに関する公職選挙等に係る法令上の用語について、適切に見直しを行い、必要な措置を講ずること。

右決議する。

子どもの貧困対策の推進に関する法律案(衆第24号)

(衆議院 25.6.4可決 参議院 6.14厚生労働委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならないこと等の基本理念を定める。
- 二 一の基本理念にのっとり、国は、子どもの貧困対策の総合的な策定及び実施についての責務を有し、地方公共団体は、子どもの貧困対策に関する当該地域の状況に応じた施策の策定及び実施についての責務を有する。
- 三 政府は、毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。
- 四 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。
- 五 大綱は、子どもの貧困対策に関する基本的な方針、子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策、子どもの貧困対策に関する事項並びに子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項について定めるものとする。
- 六 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定め

るよう努めるものとする。

- 七 国及び地方公共団体は、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援並びに調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 八 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議を置く。
- 九 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 十 政府は、本法の施行後5年を経過した場合において、本法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案(衆第34号)

(衆議院 25.6.7可決 参議院 6.13法務委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けてその判決が確定した者（以下「死刑再審無罪者」という。）については、死刑の判決が確定した後は、仮釈放もなく社会復帰への希望を持つことが著しく困難であるため国民年金の保険料の納付等の手続をとらなかつたことがやむを得ないと認められることに鑑み、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関し必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国民年金の給付を行うための国民年金の保険料の納付の特例

- 1 死刑再審無罪者は、死刑判決確定日から無罪判決確定日の前日までの期間（二において「対象期間」という。）のうち国民年金法等の被保険者期間であるもの（保険料納付済期間等を除く。）に係る保険料を納付することができる。
- 2 1の納付は、無罪判決確定日から起算して1年を経過する日までの間において、一括して行わなければならない。
- 3 1により保険料が納付されたときは、無罪判決確定日に、当該納付に係る期間の各月の当該死刑再審無罪者の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

二、特別給付金の支給

国は、一の1により保険料が納付された場合には、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以後に死刑再審無罪者となった者に対し、当該者の請求により、60歳に達した日に対象期間のうち被保険者期間であるものに係る保険料が納付されたものとみなして計算された老齢基礎年金等が支給開始年齢に達した日の属する月の翌月から無罪判決確定日の属する月まで支給されたとした場合における当該老齢基礎年金等の額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額の特別給付金を支給する。

三、譲渡等の禁止等

- 1 二の特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 2 租税その他の公課は、二の特別給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

四、情報の提供

厚生労働大臣及び日本年金機構並びに法務大臣は、法務省令・厚生労働省令で定めるところにより、一の1の保険料の納付及び二の特別給付金の支給に關し、相互に必要な情報の提供を行うものとする。

五、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。

- 2 一から四までは、この法律の施行の日前に死刑再審無罪者となった者についても適用する。
- 3 政府は、矯正施設に収容中の者に対し、国民年金の保険料の免除の申請その他の国民年金の保険料の納付等の手続に関し、必要な指導を行うものとする。

水循環基本法案(衆第39号)

(衆議院 25.6.18可決 参議院 6.20国土交通委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置しようとするものである。

雨水の利用の推進に関する法律案(衆第40号)

(衆議院 25.6.18可決 参議院 6.20国土交通委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めようとするものである。

いじめ防止対策推進法案(衆第42号)

(衆議院 25.6.20可決 参議院 6.20文教科学委員会付託 6.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総則

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこと。
- 2 いじめの防止等のための対策に関する基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等について定めること。

二、いじめ防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体によるいじめ防止基本方針の策定について定めること。
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三、基本的施策

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、道徳教育等の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等について定めること。
- 2 国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、関係機関等との連携、いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、調査研究の推進、啓発活動等について定めること。

四、いじめの防止等に関する措置

- 1 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置くものとすること。
- 2 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、いじめの事実確認、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 3 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他のいじめの防止等に関する措置について定めること。

五、重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき等の重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。
- 3 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて必要な措置を講ずること等について定めること。

六、雑則

学校評価におけるいじめの防止等のための対策の取扱いに関する留意事項、高等専門学校におけるいじめに相当する行為の防止等の対策に関する措置について定めること。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

【附帯決議】(25.6.20文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二、いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 三、本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 四、国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようするため、専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講じること。

- 五、いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。

- 六、本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

- 七、いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。

- 八、いじめには様々な要因があることに鑑み、第25条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。

右決議する。

予 算

平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 25. 2. 14可決 参議院 2. 14予算委員会付託 2. 26本会議可決)

【概要】

平成25年1月15日、平成二十四年度補正予算が閣議決定された。同補正予算は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略という「三本の矢」による政策対応の第一弾として、1月11日に閣議決定した「日本経済再生に向けた緊急経済対策」等の実施のために編成された。

歳出面では、事前防災・減災等2兆2,005億円、成長による富の創出2兆6,924億円、暮らしの安心・地域活性化3兆1,017億円及びその他の経費2,397億円等のほか、基礎年金国庫負担等2兆5,842億円が計上される一方、既定経費の減額1兆7,322億円、国家公務員等の人事費削減3,328億円が行われている。

歳入面では、租税及印紙収入2,610億円の增收等とともに前年度剰余金受入8,706億円を計上するほか、公債金について、「財政法」第4条第1項ただし書の規定による公債の増発5兆5,200億円を行う一方、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第2条第1項の規定による公債を2,990億円減額することとしている。また、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第4条第1項の規定による年金特例公債発行に係る2兆5,842億円を計上している。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加10兆2,027億円を加えた補正後の規模は、100兆5,366億円となった。

平成二十四年度補正予算のフレーム

(単位：億円)

歳出	歳入
1. 事前防災・減災等関連経費 22,005	1. 税収 2,610
2. 成長による富の創出関連経費 26,924	2. 税外収入 1,495
3. むらしの安心・地域活性化関連経費 （うち地域の元気臨時交付金 13,980） 31,017	3. 公債金 52,210
4. その他の経費 2,397	4. 前年度剰余金受入 8,706
5. 既定経費の減額 △ 17,322	
6. 復興特会への繰入 14,493	5. 前年度剰余金受入（復興財源） 11,165
7. 国家公務員等の人事費削減 △ 3,328	
8. 基礎年金国庫負担等 25,842	6. 年金特例公債金 25,842
歳出計 102,027	歳入計 102,027

平成二十五年度一般会計予算

平成二十五年度特別会計予算

平成二十五年度政府関係機関予算

(衆議院 25. 4. 16可決 参議院 4. 16予算委員会付託 5. 15本会議否決※)

※25. 5. 15、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。5. 15、両院協議会成案を得ず。5. 15、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【概要】

日本経済は、リーマン・ショック以降、東日本大震災による落ち込みを挟んで概ね持ち直しの動きを続けてきた。しかし、平成24年秋頃には、欧州債務危機や新興国の成長鈍化に加え、国内でもエコカー補助金の打ち切り、復興関連などの政策効果が一巡したことから景気は弱含みの状況となり、景気後退感が強くなった。こうした中、平成25年1月11日に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が閣議決定されて、平成二十四年度補正予算が編成された。また、当初ベースの二十四年度予算では公債依存度が47.6%（年金差額分を含むベース）に達し、国・地方を合わせた長期債務残高が対GDP比198%程度（24年度末）と厳しい財政状況が見込まれた。

こうした経済財政状況の中、平成24年12月に発足した第2次安倍内閣初の当初予算となる平成二十五年度予算は、二十四年度補正予算と一体的なものである「15ヶ月予算」として編成された。その際、(1) 復興・防災対策、(2) 成長による富の創出、(3) 暮らしの安心・地域活性化の3分野に重点化するとの方針に基づいて、日本経済再生の実現に向けた取組に重点的な配分を行うこととされた。また、財政健全化目標を踏まえたものとともに、公債発行ができる限り抑制し、4年ぶりに税収（43兆960億円）が公債金（42兆8,510億円）を上回るなど、中長期的に持続可能な財政構造を目指すことを基本として、25年1月29日に二十五年度予算は閣議決定された。

平成二十五年度予算の一般会計歳出予算は92兆6,115億円、対前年度当初予算比2.5%増となった。そのうち、国債費は22兆2,415億円で同1.4%増、歳出総額から国債費を除いた基礎的財政収支対象経費は70兆3,700億円となった。基礎的財政収支対象経費の内訳を見ると、地方交付税等は16兆3,927億円（同1.2%減）と3年連続の減額となり、交付税及び譲与税配付金特別会計の出口ベースでも17兆624億円と減額となった。

社会保障関係費は29兆1,224億円、対前年度当初予算比10.4%増となった。年金差額分を加味した比較でも同0.8%増となって、高齢化の進展による年金・医療・介護等の自然増を受けて過去最大の規模となった。生活保護費については、生活扶助基準や医療扶助の適正化等により671億円減額したものの、受給者の増加が見込まれることなどから2兆8,641億円（同1.0%増）となった。

文教及び科学振興費は5兆3,687億円、対前年度当初予算比0.8%減となった。安倍政権の重要課題である「教育再生」に向けた取組として小中学生の全国学力調査拡充に54億円等が計上されたほか、高校の実質無償化予算として3,950億円、私立大学等改革総合支援事業178億円などが計上された。科学技術振興費は1兆3,007億円（同1.0%減）となったが、iPS細胞研究については90億円と前年度予算から倍増し、同額が今後10年間にわたって支援される（総額1,100億円程度）。

公共事業関係費は5兆2,853億円（対前年度当初比15.6%増）と、4年ぶりに増加に転じた。「復興・防災対策」としてトンネル・橋梁等の老朽化対策に2,515億円（同17%増）など、「成長による富の創出」として大都市圏環状道路など物流ネットワーク整備に3,539億円（同0.1%増）などが計上された。

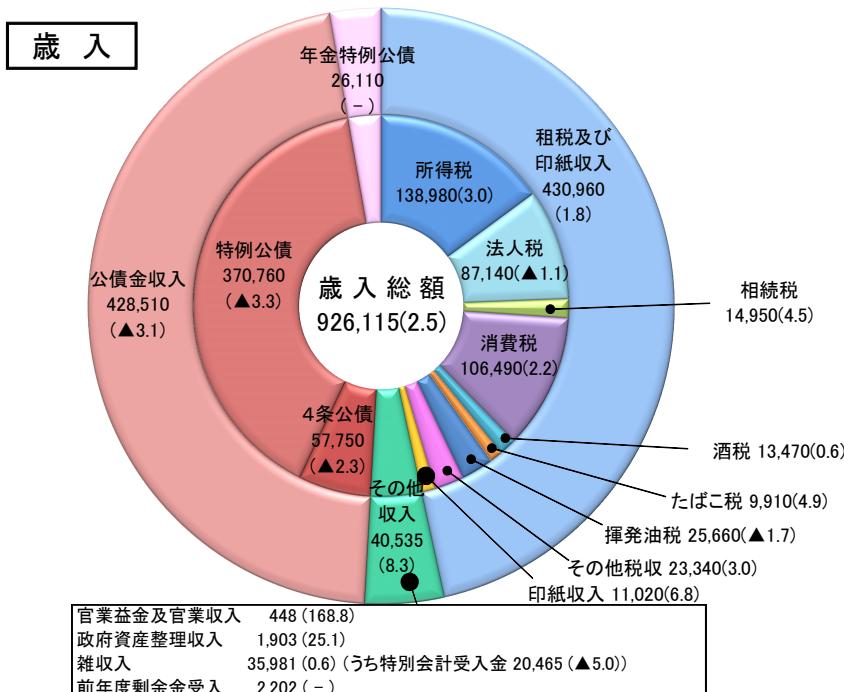
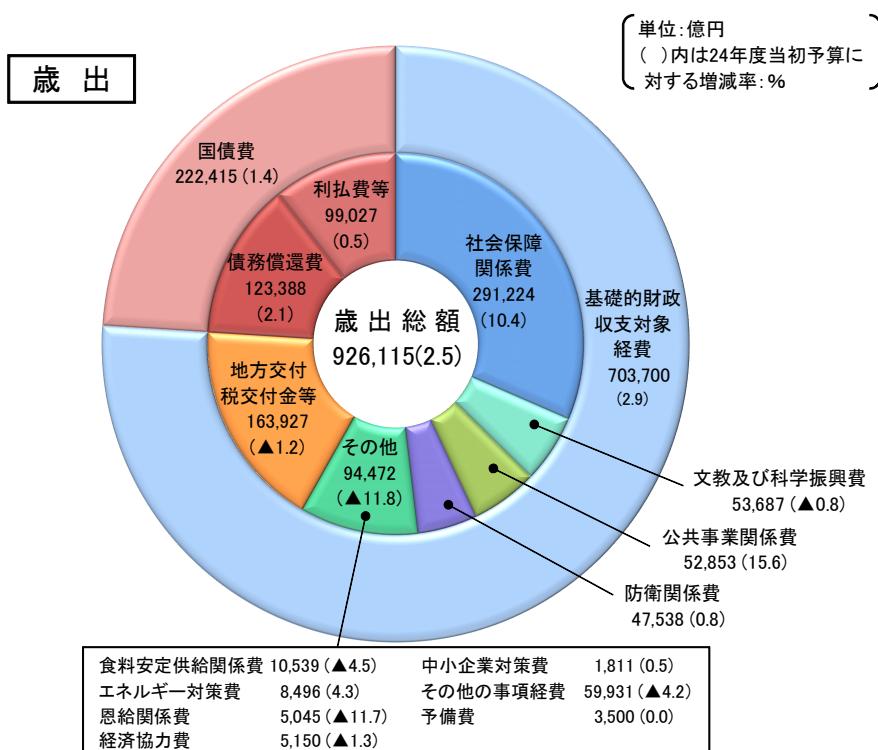
そのほか、防衛関係費が4兆7,538億円（対前年度当初比0.8%増）、経済協力費が5,150億円（同1.3%減）、中小企業対策費が1,811億円（同0.5%増）などとなった。

なお、東日本大震災復興特別会計に復興事業等を実施するために4兆3,840億円が計上され、そこには復興加速化・福島再生予備費6,000億円や復興債の利払費等662億円などが含まれている。

一般会計歳入予算では、租税及び印紙収入が43兆960億円（対前年度当初比1.8%増）、その他収入4兆535億円（同8.3%増）、公債金45兆4,620億円となった。公債金の内訳は、建設公債が5兆7,750億円（同2.3%減）、特例公債が37兆760億円（同3.3%減）、年金特例公債が2兆6,110億円（皆増）となっている。建設公債と特例公債は前年度当初予算の規模から縮減され、公債依存度（建設公債と特例公債ベース）は46.3%と、二十四年度補正予算後の49.2%から2.9%ポイント低下した。

なお、国と地方の長期債務残高は977兆円、国内総生産（GDP）の約2倍に上る見込であり、主要先進国の中では最悪の水準となっている（平成25年度末）。

平成25年度一般会計予算の内訳



平成二十五年度一般会計暫定予算

平成二十五年度特別会計暫定予算

平成二十五年度政府関係機関暫定予算

(衆議院 25. 3. 28可決 参議院 3. 28予算委員会付託 3. 29本会議可決)

【概要】

平成25年3月27日、平成二十五年度暫定予算が閣議決定された。今回の暫定予算は、4月1日から5月20日までの期間について編成された。一般会計暫定予算は、歳出において、人件費や事務費等の経常的経費のほか、年金医療介護保険給付費、地方交付税交付金等、その他補助金などについて、暫定予算期間中の行政運営上必要最小限の経費を計上し、他方、歳入においては、暫定予算期間中の税収及びその他の収入の見込額を計上することとされた。

以上の結果、一般会計暫定予算は、歳入総額2兆4,192億円、歳出総額13兆1,808億円となり、歳出が歳入を10兆7,616億円超過しているが、その資金繰りについては、必要に応じて財務省証券を発行することができるとしている。

条 約

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 25.4.23承認 参議院 5.15外交防衛委員会付託 5.22本会議承認)

【要旨】

人の移動及び国際結婚の増加に伴い、1970年代に入り、一方の親による子の連れ去り及び監護の権利をめぐる紛争の国際裁判管轄の問題が国際的な場で議論されるようになった。この条約は、監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるものであり、1980年（昭和55年）10月に開催されたハーグ国際私法会議第14回会期において採択され、1983年（昭和58年）12月に効力を生じた。この条約は、前文、本文45箇条及び末文から成り、主な内容は、次のとおりである。

- 一、この条約は、いずれかの締約国に不法に連れ去られ、又はいずれかの締約国において不法に留置されている子の迅速な返還を確保すること並びに一の締約国の法令に基づく監護の権利及び接触の権利が他の締約国において効果的に尊重されることを確保することを目的とする。
- 二、子の連れ去り又は留置は、①連れ去り又は留置の直前に子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人等が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること、②連れ去り若しくは留置の時に①の監護の権利が現実に行使されていたこと又は連れ去り若しくは留置がなかったならば当該権利が現実に行使されていたであろうこと、に該当する場合には、不法とする。
- 三、この条約は、監護の権利又は接触の権利が侵害される直前にいずれかの締約国に常居所を有していた子について適用する。この条約は、子が16歳に達した場合には、適用しない。
- 四、締約国は、この条約により中央当局に対して課される義務を履行するため、中央当局を指定する。
- 五、中央当局は、子の迅速な返還を確保し、及びこの条約の他の目的を達成するため、相互に協力し、及びそれぞれの国内の当局間の協力を促進する。特に、中央当局は、直接に又は仲介者を通じて、子の所在の特定、子に対する更なる害悪の防止、子の任意の返還又は友好的な解決の促進、子の返還及び接触の権利の行使のための手続の開始についての便宜の供与、子の安全な返還の確保等のため、全ての適切な措置をとる。
- 六、監護の権利が侵害されて子が連れ去られ、又は留置されたと主張する個人等は、子の常居所の中央当局又は他の締約国の中央当局に対し、子の返還を確保するための援助の申請を行うことができる。
- 七、子が不法に連れ去られ、又は留置されている場合において、子が現に所在する締約国の司法当局又は行政当局が手続を開始した日において子の不法な連れ去り又は留置の日から1年が経過していないときは、司法当局又は行政当局は、直ちに子の返還を命ずる。司法当局又は行政当局は、1年経過後に手続を開始した場合においても、子が新たな環境に適応していることが証明されない限り、子の返還を命ずる。
- 八、司法当局又は行政当局は、子の返還に異議を申し立てる個人等が、①子を監護していた個人等が、連れ去り若しくは留置の時に現実に監護の権利を行使していなかったこと、連れ去り若しくは留置の時以前にこれに同意していたこと又は連れ去り若しくは留置の後にこれを黙認したこと、②返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることがある重大な危険があること、のいずれかのことを証明する場合には、子の返還を命ずる義務を負わない。
- 九、司法当局又は行政当局は、①子が返還されることを拒み、かつ、その意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達していると認める場合、②自国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものである場合には、子の返還を命ずることを拒むこ

とができる。

十、子が自国に連れ去られ、又は自国において留置されている締約国の司法当局又は行政当局は、子が不法に連れ去られ、又は留置されている旨の通知の受領後は、監護の権利についての本案の決定を行わない。

十一、この条約に基づく子の返還に関する決定は、監護の権利についての本案の判断としてはならない。

十二、接触の権利の効果的な行使を確保するように取り計らうことを求める申請は、締約国の中中央当局に対して、子の返還を求める申請と同様の方法によって行うことができる。中央当局は、接触の権利が平穏に享受されること及び接触の権利の行使に当たり従うべき条件が満たされることを促進するため、前記五に定める協力の義務を負う。

十三、中央当局その他締約国の公の当局は、申請に係るいかなる手数料も徴収してはならない。ただし、締約国は、弁護士その他法律に関する助言者の参加又は裁判所における手続により生ずる費用を自国の法律に関する援助及び助言に係る制度によって負担することができる場合を除くほか負担する義務を負わない旨を宣言することができる。(我が国は、本項の規定に基づく宣言を行う予定である。)

十四、この条約は、締約国間において、この条約が当該締約国について効力を生じた後に行われた不法な連れ去り又は留置についてのみ適用する。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣第2号)

(衆議院 25.5.21承認 参議院 6.10外交防衛委員会付託 6.17本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とジャージーとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とジャージーとの間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、2011年（平成23年）12月2日にロンドンで署名されたものである。この協定は、前文、本文20箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、両締約者の権限のある当局は、この協定の実施又は全ての種類の租税に関する両締約者の法令の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。

二、情報の提供を要請された締約者（以下「被要請者」という。）の権限のある当局は、要請に応じて情報を提供する。当該情報は、調査の対象となる行為が被要請者の領域的管轄内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく提供される。各締約者は、自己の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。

三、被要請者の権限のある当局は、所定の場合に情報提供の要請を拒否することができる。また、この協定は、締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。ただし、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。

四、両締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した全ての情報は、秘密として取り扱う。

五、締約者の居住者が受益者である退職年金については、当該締約者においてのみ課税することができる。

六、この協定は、両締約者のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならず、この協定は、その承認を通知する公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第3号)

(衆議院 25.5.21承認 参議院 6.10外交防衛委員会付託 6.17本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とガーンジーとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とガーンジーとの間の人的交流を促進する観点から、学生等特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、2011年（平成23年）12月6日にロンドンで署名されたものである。この協定は、前文、本文19箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、両締約者は、自己の権限のある当局を通じて、この協定の実施又は協定に規定する租税に関する両締約者の法令の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。

二、情報の提供を要請された締約者等（以下「被要請者」という。）の権限のある当局は、要請に応じて情報を提供する。当該情報は、被要請者が当該情報を自己の課税目的のために必要とするか否かを考慮することなく、また、調査の対象となる行為が被要請者の領域的管轄内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく提供される。各締約者は、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じ自己の権限のある当局を通じて入手し、及び提供する権限を有することを確保する。

三、被要請者の権限のある当局は、所定の場合に情報提供の要請を拒否することができる。また、この協定は、締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。ただし、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。

四、両締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した全ての情報は、秘密として取り扱う。

五、学生又は事業修習者が滞在する一方の締約者外から送金された生計費又は学費等については、当該一方の締約者において免税となる。

六、両締約者は、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を書面により相互に通知し、この協定は、双方の通知が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣條第4号)

(衆議院 25.5.21承認 参議院 6.10外交防衛委員会付託 6.17本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流、経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避を目的として、我が国とポルトガルとの間で課税権を調整するものであり、2011年（平成23年）12月19日に里斯ボンで署名されたものである。この条約は、前文、本文29箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。

三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ他方の締約国において課税することができる。

四、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。

五、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行等が受け取る利子については免税、銀行が受け取る利子については5パーセントを、その他の場合には10パーセントを

- 超えないものとする。
- 六、使用料に対する源泉地国における税率は、5パーセントを超えないものとする。
- 七、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 八、取引の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 九、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式等により二重課税を除去する。
- 十、条約に適合しない課税についての申立て並びに権限のある当局の間での協議及び仲裁手続について定める。仲裁手続は、移転価格課税についてのみ、適用する。
- 十一、両締約国が課する全ての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。
- 十二、匿名組合契約から得られる所得及び収益は、源泉地国の国内法令に従って課税することができる。
- 十三、各締約国は、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣條第5号)

(衆議院 25.5.21承認 参議院 6.10外交防衛委員会付託 6.17本会議承認)

【要旨】

この条約は、国際的な脱税及び租税回避行為に対処することを目的として、各国の税務当局間ににおける租税に関する情報交換、徵収共助及び送達共助の枠組み等について定めるものであり、欧州評議会閣僚委員会及び経済協力開発機構理事会において作成され、1988年（昭和63年）1月に採択された。さらに、2010年（平成22年）5月、この条約を改正する議定書（以下「改正議定書」という。）が採択された。条約は、前文、本文32箇条及び末文並びに3の附属書から成り、改正議定書は前文、本文10箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、この条約の対象となる租税に関する締約国の法令の運用又は執行に関連するあらゆる情報を交換する。被要請国は、要請国の要請があったときは、情報を提供する。2以上の締約国は合意によって決定する区分の事案に関して、その合意によって決定する手続に従い、自動的に情報を交換する。締約国は、自国が保有する一定の情報を、事前の要請なしに、他の締約国に提供する。
- 二、被要請国は、要請国の要請があったときは、要請国の租税債権を自国の租税債権を徵収する場合と同様に徵収するため、必要な措置をとる。徵収における支援の対象となる租税債権は、被要請国において被要請国の租税債権に特別に与えられるいかなる優先権も有しない。
- 三、被要請国は、要請国の要請があったときは、要請国から発出される文書であって、この条約の対象となる租税に関するものを名宛人に送達する。
- 四、この条約のいかなる規定も、対象となる者に対し被要請国の法令等によって保障される権利及び保護に影響を及ぼすものではない。また、被要請国は、自国又は要請国の法令等に抵触する措置をとること等の義務を課されない。ただし、自己の課税目的のために必要でないこと又は銀行秘密であることのみを理由として、情報の提供を拒否することができない。
- 五、欧州評議会又は経済協力開発機構加盟国以外の国も条約を締結することができる。
- 六、我が国は、所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、復興特別所得税及び復興特別法人税以外の国税について徵収共助を実施しないこと、並びに、地方税及び社会保険料につき、この条約及び改正議定書を適用しないことについての宣言を行う予定である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣條第6号)

(衆議院 25.5.21承認 参議院 6.10外交防衛委員会付託 6.17本会議承認)

【要旨】

この議定書は、2004年（平成16年）に締結された我が国とアメリカ合衆国との間の現行の租税条約を改正するものであり、2013年（平成25年）1月24日にワシントンで署名されたものである。この議定書は、前文、本文15箇条、末文等から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、株式の保有割合50パーセント以上、保有期間6箇月以上の親子会社間の配当については、源泉地国において免税とする。
- 二、利子（債務者が得た収入、売上げ等に連動してその額が決定されるものを除く。）については、源泉地国において原則免税とする。
- 三、納税者により申し立てられた課税事案が権限のある当局間の協議（相互協議）によって解決することができない場合における仲裁手続の規定を導入する。
- 四、徴収共助の対象を滞納租税債権一般に拡大するとともに、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 五、この議定書は、批准されなければならず、批准書の交換の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣條第7号)

（衆議院 25.5.21承認 参議院 6.10外交防衛委員会付託 6.17本会議承認）

【要旨】

この条約は、1963年（昭和38年）に締結された我が国とニュージーランドとの間の現行の租税条約（1967年に一部改正）を全面的に改正するものであり、2012年（平成24年）12月10日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文32箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、不動産から取得する所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 四、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす親子会社間の場合には免税、その他の場合には15パーセントを超えないものとする。
- 五、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行、金融機関等が受け取る利子については免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 六、使用料に対する源泉地国における税率は、5パーセントを超えないものとする。
- 七、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 八、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する。取引の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 九、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式等により二重課税を除去する。
- 十、条約の規定に適合しない課税についての申立て並びに権限のある当局間での協議及び仲裁手続について定める。
- 十一、両締約国が課する全ての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。
- 十二、両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。
- 十三、この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第8号)

（衆議院 25.6.18承認 参議院 6.26外交防衛委員会付託 審査未了）

【要旨】

本協定は、我が国とパプアニューギニアとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的とするものである。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求める件(閣條第9号)

(衆議院 25. 6. 18承認 参議院 6. 26外交防衛委員会付託 審査未了)

【要旨】

本協定は、我が国とコロンビアとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的とするものである。

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェートとの間の協定の締結について承認を求める件(閣條第10号)

(衆議院 25. 6. 18承認 参議院 6. 26外交防衛委員会付託 審査未了)

【要旨】

本協定は、我が国とクウェートとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的とするものである。

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求める件(閣條第11号)

(衆議院 25. 6. 18承認 参議院 6. 26外交防衛委員会付託 審査未了)

【要旨】

本協定は、我が国、韓国及び中国の間において、投資の促進、円滑化及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて3箇国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的とするものである。

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求める件(閣條第12号)

(衆議院 25. 6. 18承認 参議院 6. 26外交防衛委員会付託 審査未了)

【要旨】

本協定は、我が国とイラクとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的とするものである。

社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求める件(閣條第13号)

(衆議院 25. 6. 18承認 参議院 6. 26外交防衛委員会付託 審査未了)

【要旨】

本協定は、我が国とインドとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものである。

万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求める件(閣條第14号)(先議)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本一般規則及び条約は、現行の一般規則及び条約を更新し、そのうち、一般規則は、万国郵便連合の運営に関する事項について、オブザーバーに関する規定の整備等を、また、条約は、国際郵便業務に関する事項について、到着料の引上げ等を行うものである。

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣條第15号)(先議)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本約定は、現行の約定を更新し、国際郵便送金業務に関する事項について、個人情報の利用に関する規定の整備等を行うものである。

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣條第16号)(先議)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本議定書は、世界貿易機関（WTO）の有志国協定である政府調達協定を改定し、同協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の同協定への加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるものである。

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣條第17号)(先議)

(参議院 6.12外交防衛委員会付託 6.19本会議承認 衆議院 25.6.24承認)

【要旨】

北太平洋における底魚漁業を規律する地域的な漁業管理の枠組みを構築するため、2006年（平成18年）以来政府間協議が行われた結果、2012年（平成24年）2月24日に東京において、この条約が採択された。この条約は、北太平洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、北太平洋漁業委員会（以下「委員会」という。）を設立するとともに、締約国が委員会で定める保存管理措置をとること等について定めるものであり、前文、本文31箇条及び末文並びに1の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、ベーリング海の公海水域等を除く北太平洋の公海の水域について適用する。
- 二、この条約の締約国を構成国とする委員会を設立し、委員会の補助機関として科学委員会及び技術・遵守委員会を設置する。
- 三、委員会は、入手可能な最良の科学的情報及び科学委員会の助言に基づいて、条約水域における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するため、保存管理措置の採択等を行う。
- 四、委員会は、通常会合において、年次予算を採択する。予算は、委員会がコンセンサス方式によって採択する算定方式により、委員会の構成国の間で分担する。
- 五、締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約及びこれに基づいて採択される措置を遵守すること並びに当該措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。
- 六、締約国は、寄港国として、自国の港に入港した非締約国の漁船に対する漁獲物の陸揚げ及び転載の規制、乗船検査等、委員会が定める寄港国の措置を実施する。
- 七、委員会の構成国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に違反したとの申立てを十分に調査するとともに、委員会の構成国の旗を掲げる権利を有する漁船による違反の容疑に関して十分な情報が入手可能である場合には、当該構成国は、当該違反の容疑について速やかに通報され、また、自国の法令に従い、適当な措置をとる。
- 八、この条約は、4番目の批准書等を寄託政府が受領した日から180日で効力を生ずる。

**食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣
条例第18号)(先議)**

(参議院 6.12外交防衛委員会付託 6.19本会議承認 衆議院 25.6.24承認)

【要旨】

1983年（昭和58年）、国際連合食糧農業機関（以下「F A O」という。）の総会において、植物遺伝資源は人類の遺産であり、その所在国のいかんにかかわらず世界中の研究者等が制限なく利用することができるようすべきであるとの考え方に基づく決議「植物遺伝資源に関する国際的申合せ」（以下「国際的申合せ」という。）が採択された。他方、1993年（平成5年）に発効した「生物の多様性に関する条約」（以下「生物多様性条約」という。）では、各国が自国の天然資源に対して主権的権利を有することが確認された。国際的申合せと生物多様性条約に定める原則の調和を図るため、国際的申合せを見直す交渉が行われた結果、2001年（平成13年）11月、F A O総会においてこの条約が採択され、2004年（平成16年）6月29日に発効した。

この条約は、前文及び本文35箇条並びに2の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、持続可能な農業及び食糧安全保障のため、生物多様性条約と調和する方法による食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。
- 二、締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを容易にすること並びにその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することの双方を相互補完的に、かつ、相乗効果をもたらす方法で行うため、効率的で効果的な、かつ、透明性のある多数国間の制度を設立することに合意する。
- 三、多数国間の制度には、附属書 I に掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源（35種類の食用作物（稻、小麦、とうもろこし、かんきつ類、サトイモ科作物等）及び81種の飼料用作物）であって、締約国の管理及び監督の下にあり、かつ、公共のものとなっているものを全て含める。
- 四、多数国間の制度の下における食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会の提供は、全ての締約国で構成される理事会によって採択される定型の素材移転契約に基づいて行われる。
- 五、締約国は、多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の利用から生ずる利益が、情報の交換、技術の取得の機会の提供及び移転、能力の開発並びに商業化による利益の配分の仕組みにより公正かつ衡平に配分されることに合意する。

承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 25.3.22承認 参議院 3.25国土交通委員会付託 3.29本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成24年4月3日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一 北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍の全ての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
- 二 入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成25年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成25年4月13日までの間。
- 三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 25.3.22承認 参議院 3.25経済産業委員会付託 3.29本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により平成24年4月3日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成24年4月14日から平成25年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す措置及び北朝鮮と第三国との間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課す措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 25.3.22承認 参議院 3.25総務委員会付託 3.29本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、受信料収入の確保と効率的な事業運営による経費の削減を図り、事業収入、事業支出とも6,479億円の収支均衡としている。受信料収入は、平成24年10月から実施した値下げの通年化により前年度に対して224億円の減収影響があるが、受信契約件数の増加や未収数の削減に努めることにより増収を図り、6,221億円を確保する。

二、事業計画

平成25年度は、3か年経営計画の2年目として、「公共」「信頼」「創造・未来」「改革・活力」

の4つの重点事項を24年度に引き続き、着実に実施し、安全・安心を守る公共放送の機能強化の一層の拡充、東日本大震災からの復興支援、世界に通用する質の高い番組、日本や地域の発展につながる放送の充実、世界に向けた情報発信の強化、放送と通信の連携が一層進展する時代における次世代のデジタル技術を活用した新たなサービスの開発、営業改革と受信料制度の理解促進による受信料の公平負担の徹底、一層効率的な経営の推進による公共放送の価値の最大化等を取り組んでいくとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額7,083億円、事業経費、建設経費等による出金総額7,214億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、受信料の値下げによる受信料収入の減収が見込まれる中、増収に向けた取組や経営の効率化により、収支均衡予算としており、おむね妥当なものと認められた上で、その収支予算等の実施に当たっては、受信料を負担する国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮することが必要である旨の意見が付されている。

【附帯決議】(25.3.27総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼の向上を図り、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、受信料の値下げにより国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及び更なる効率化等の取組を適切に行い、収支均衡の確実な達成に努めること。また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配意すること。

二、協会は、リスクマネジメントの観点からも、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者として職員の倫理意識を高め、組織一体となって信頼の向上に取り組むこと。また、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明すること。

三、協会は、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を推進するとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営を推進すること。

四、協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を強く自覚し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、放送の自律性、不偏不党性を確保して、正確かつ公平な報道に努めること。

五、現状の放送では障がい者、高齢者に対し、必ずしも十分な情報が伝達されていないため、デジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の更なる拡充を図ること。

六、協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・経済活動等に係る情報発信の拡大を図り、国際理解・国際交流に資するよう、番組内容の充実、受信環境整備の推進、認知度の向上等に努めること。

七、地上デジタル放送への完全移行後の取組について、暫定的措置である衛星セーフティネットの終了に向け、混信対策及び新たな難視対策の着実な実施に努めるとともに、東京スカイツリーへの送信機能の移転に伴う受信障害に対し、万全の対策を講ずること。

八、協会は、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進と信頼感の醸成に努めつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。また、契約収納活動に要する営業経費の抑制に努めること。

九、協会は、東日本大震災の経験を踏まえ、いかなる災害時にも公共放送として対応できるよう、放送設備の機能強化や体制整備に努めるとともに、東日本大震災の検証・復興に資する報道に努めること。

十、受信料で運営されている特殊法人である協会は、役職員の給与制度や子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、国民・視聴者に対しその説明責任を十分果たしていくこと。特に、役員報酬については国民・視聴者の理解を得られるよう留意すること。

十一、協会は、デジタル放送への移行後の新しいメディア環境へ対応するため、スーパーハイビジ

ヨン、スマートテレビ等の実用化に向けた研究開発等に積極的に取り組み、新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすこと。また、受信料制度の在り方を含むデジタル時代の公共放送の役割について、国民・視聴者から広く意見を聴いた上で、その方向性を示すこと。

十二、協会は、番組アーカイブ業務について、単年度黒字化の見通しが立たない状況を真摯に受け止め、早期に収支の改善が図られるよう、あらゆる策を講ずること。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第4号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本承認案件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成25年4月5日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第5号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円のうち、平成23年8月19日から24年2月10日までの間に使用を決定した金額は4,909億円で、その内訳は、①東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費2,179億円、②東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費1,248億円、③東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された牛肉・稻わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等に必要な経費863億円、④東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費403億円などである。

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成23年4月19日から24年3月27日までの間に使用を決定した金額は748億円で、その内訳は、①災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費503億円、②大雪に伴う道路事業に必要な経費113億円、③水俣病被害者の救済に必要な経費92億円などである。

平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆484億円のうち、平成24年3月27日に使用を決定した金額は16億円で、その内訳は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費16億円である。

平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

平成23年4月18日から24年3月27日までの間に決定した経費増額総額は4,938億円で、その内訳は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額3,484億円、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費の増額113億円などである。

平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額9,099億円のうち、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した金額は9,099億円で、その内訳は、①保育所緊急整備事業等に必要な経費1,118億円、②中小企業信用保険事業に必要な経費950億円、③重点分野雇用創造事業に必要な経費800億円などである。

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成24年6月12日から12月20日までの間に使用を決定した金額は1,131億円で、その内訳は、①衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費698億円、②領海における警備体制の緊急整備に必要な経費169億円、③水俣病被害者の救済に必要な経費140億円などである。

平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額2兆1,649億円のうち、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した金額は3,396億円で、その内訳は、①東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費800億円、②災害救助等に必要な経費781億円、③公立学校の安全対策に必要な経費581億円などである。

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

平成24年7月6日から11月30日までの間に決定した経費増額総額は1,059億円で、その内訳は、防災・減災対策に係る河川事業に必要な経費の増額317億円、防災・減災対策に係る道路事業に必要な経費の増額155億円などである。

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

平成25年2月26日に決定した経費増額総額は145億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額145億円である。

決算その他

平成二十二年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年度政府関係機関決算書

(衆議院 繼続審査 参議院 第182回国会24.12.26決算委員会付託 25.5.22本会議是認)

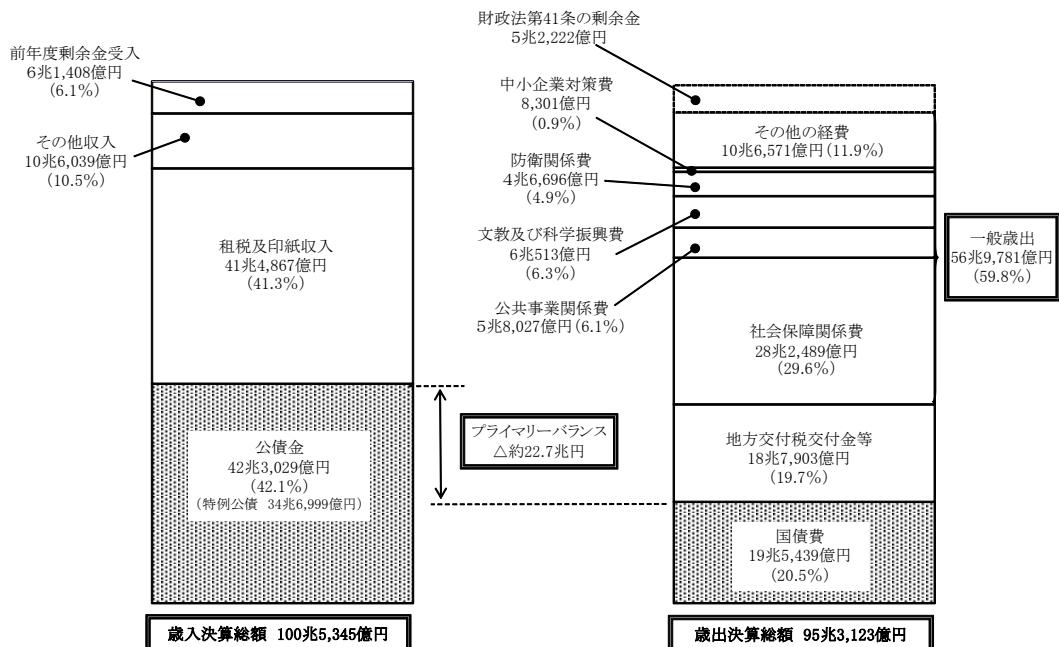
平成二十二年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は100兆5,345億円、歳出決算額は95兆3,123億円であり、差引き5兆2,222億円の剩余を生じた。この剩余金は財政法第41条の規定により、平成二十三年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剩余金は1兆4,651億円である。

平成二十二年度特別会計歳入歳出決算における18の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は386兆9,849億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は345兆740億円である。

平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は51兆3,859億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は50兆7,222億円であるため、差引き6,637億円の残余を生じた。

平成二十二年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,044億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆4,063億円である。

〈平成二十二年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成22年度 決算の説明」より作成

(注)一般歳出には、表示項目のほか、平成20年度決算不足補てん繰戻の金額(7,181億円)を含んでいます。

平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第182回国会24. 12. 26決算委員会付託 25. 5. 22本会議是認)

平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書における22年度中の国有財産の差引純減少額は6兆1,808億円、22年度末現在額は101兆1,939億円である。

平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第182回国会24. 12. 26決算委員会付託 25. 5. 22本会議是認)

平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書における22年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は236億円、22年度末現在額は1兆598億円である。

平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 25. 5. 24決算委員会付託 審査未了)

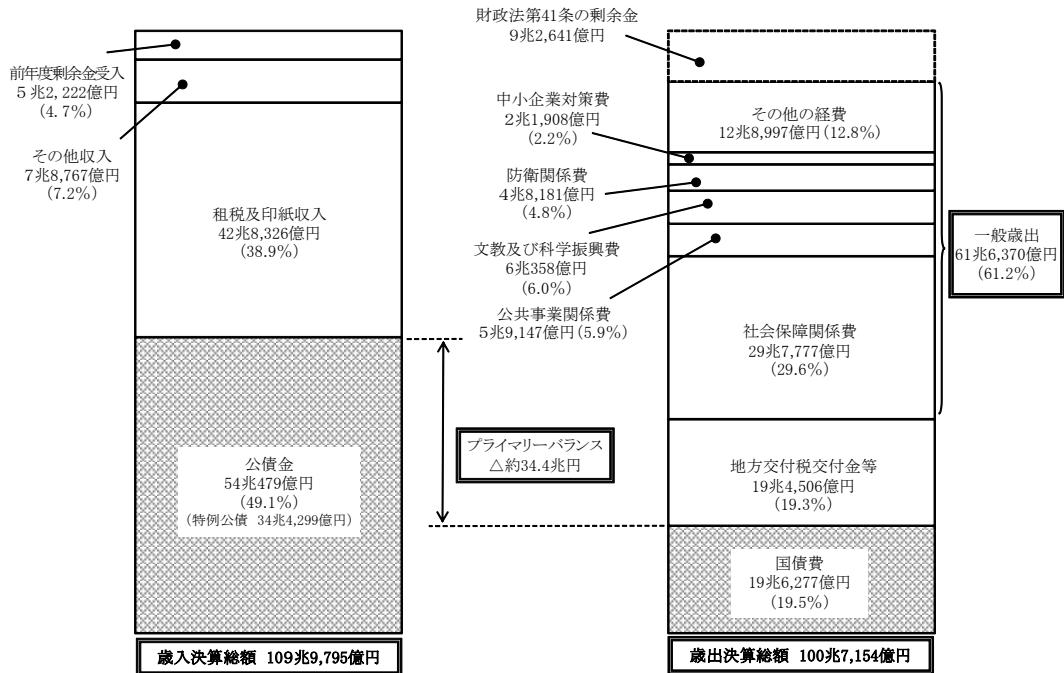
平成二十三年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は109兆9,795億円、歳出決算額は100兆7,154億円であり、差引き9兆2,641億円の剩余を生じた。この剩余金は財政法第41条の規定により、平成24年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剩余金は1兆9,790億円である。

平成二十三年度特別会計歳入歳出決算における17の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は409兆9,236億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は376兆4,631億円である。

平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は52兆3,357億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は51兆6,066億円であるため、差引き7,291億円の残余を生じた。

平成二十三年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,711億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆2,736億円である。

〈平成二十三年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成23年度決算の説明」より作成

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 25.5.24決算委員会付託 審査未了)

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書における23年度中の国有財産の差引純増加額は1兆6,603億円、23年度末現在額は102兆8,543億円である。

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 25.5.24決算委員会付託 審査未了)

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書における23年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は156億円、23年度末現在額は1兆442億円である。

平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

財政法第15条第2項の規定による平成24年度一般会計国庫債務負担行為の限度額1,000億円のうち、平成24年10月26日に決定した国庫債務負担行為総額は343億円で、その内訳は、国土交通省所管の大型巡視船代船建造に必要な経費226億円などである。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及び キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成22年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成22年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,772億円、負債合計は3,105億円、純資産合計は5,667億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,801億円、経常事業支出は6,495億円となっており、経常事業収支差金は306億円となっている。

日本放送協会平成二十三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及び キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成23年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成23年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,967億円、負債合計は3,076億円、純資産合計は5,891億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,935億円、経常事業支出は6,669億円となっており、経常事業収支差金は265億円となっている。